

沖縄県家畜改良センター

堆肥舎修繕工事

図面番号	図面名称
A-01	建築改修工事特記仕様書(その1)
A-02	建築改修工事特記仕様書(その2)
A-03	建築改修工事特記仕様書(その3)
A-04	建築改修工事特記仕様書(その4)
A-05	付近見取図
A-06	仕上表
A-07	配置図、敷地求積図、建物求積図
A-08	堆肥舎平面図 (現況敷地レベル表記)
A-09	平均GL算定図 (改修)
A-10	立面図・断面図 (改修)
A-11	断面詳細図 (改修)
A-12	屋根梁伏図 (改修)
A-13	1通軸組詳細図 (改修)
A-14	中間面軸組詳細図 (改修)
A-15	軸組図 (改修)
A-16	窓断面詳細図
A-17	鋼製建具姿図

図面番号	図面名称
A-18	仕様書 1 (既存)
A-19	仕様書 2 (既存)
A-20	仕様書 3 (既存)
A-21	仕様書 4 (既存)
A-22	堆肥舎側溝変更平面図 (既存)
A-23	立面図、断面図 (既存)
A-24	断面詳細図 (既存)
A-25	鉄骨構造標準図(1) (既存)
A-26	鉄骨構造標準図(2) (既存)
A-27	鉄骨構造標準図(3) (既存)
A-28	リスト (既存)
A-29	基礎伏図 (既存)
A-30	柱脚伏図 (既存)
A-31	屋根梁伏図 (既存)
A-32	1通軸組詳細図 (既存)
A-33	中間面軸組詳細図 (既存)
A-34	軸組図 (既存)

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事					工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地					図面名称	
発注機関	沖縄県知事					縮尺	
摘要						図面番号	
審査	課長	(印) (印)	(印) (印)	班長	主幹	担当者	名 姓 株式会社m3那覇建築事務所 設計者 川本 繁史 登録番号 一級建築士登録第231614号 所在地 那覇市銘苅3丁目13-5-101

建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部	
令和3年7月改定版	
1 工事概要	(1) 工事名 沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事 (2) 工事場所 国頭村字安田1477番地(地域地区等: (3) 敷地面積 1193.96 m ² (仮設定) (4) 工事種目 外壁改修、屋根改修、建具改修、その他工事 ア 建築物 建築物の名称 堆肥舎 主要用途 堆肥舎 構造及び階数 鉄骨造 工事種別 改修工事 建築面積 967.40 m ² m ² m ² 延べ面積 925.00 m ² m ² m ² イ 工作物及び立木 工作物の名称 数量
2 本工事の設計時期	本工事の設計書は、令和4年3月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。
3 建築工事仕様	(1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版](以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「」に○印の付いたものを適用する。「」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。「」と「※」に○印がつかない場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版]巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。
4 その他	(1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に係る事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。 (3) ワンデーレスポンスの実施 ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等 ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に算じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通じて関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態を保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の設置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。 (10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 (11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事に使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督員等の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。
--

項目	特記事項
1 適用基準等	・ 建築改修工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 敷地調査共通仕様書(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和元年版)(一社)公共建築協会 ・ 営繕工事写真撮影要領(平成31年版) ・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 ・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 ・ 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土木建築部
2 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
3 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
4 工事の余裕期間	・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINDS登録については、実工期期間中に技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものである。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
5 仮成工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。
6 品質計画等(1.2.2)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0 = 48 m/s (平成12建設第1454号第2) (2) 地表面粗度区分: III (3.5.4)(3.9.3)(5.13.5)(9.3.4)
7 施工図等(1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に關する当該建築物に關する使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。
8 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
9 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 ○ 無し ・ 有り【 現場説明書による・ 図示】 工事車両の駐車場所 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 資材、機材置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 建設発生土の仮置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ その他の施工条件 : ・ 図示・ 現場説明書による・

10 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.11)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第467号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクションベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン		
11 交通安全管理(1.3.9)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日 沖縄県公安委員会告示第36号)		
12 発生材の処理等(1.3.12)	(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類 発注者に引き渡すもの 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法 現場において再利用を図るもの (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設副産物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいぐる材の認定を受けた施設又はゆいぐる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいた。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に關する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。		
工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その1)
発注機関	沖縄県知事	縮 尺	-
摘要	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	A-01
検 印	名 称	株式会社m3那覇建築事務所	
	資格者氏名	川本雅史	
	登録番号	一級建築士 登録 第231614号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3-13-5-101	

<p>1 一般共通事項へ続き</p> <p>13 主任技術者・監理技術者</p>	<p>(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。</p> <p>現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。</p> <p>【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所等の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。</p>	<p>18 施工数量調査(1.5.2)</p> <p>19 技能士(1.6.2)</p> <p>20 化学物質の濃度測定(1.6.9)</p> <p>21 完成時の提出図書(1.8.1)(1.8.2)</p>	<p>施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法調査の範囲【 ⊙ 施工範囲と同一 ⊙ 調査の方法【 目視、実測、打診調査 】</p> <p>適用工事種別 技能検定作業</p> <p>(1) 測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(国営整第4号 平成24年4月5日) ・「学校における室内空気汚染対策について」(15学健第11号 平成15年7月4日)</p> <p>測定対象室 測定箇所 備考</p> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p> <p>※完成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。</p> <p>(3) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいぐる材利用状況報告書 イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事は発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p>	<p>2 仮設工事</p> <p>1 工事用水</p> <p>2 工事用電力</p> <p>3 環境対策について</p> <p>4 足場その他(2.2.1)</p> <p>5 既存部分の養生(2.3.1)</p> <p>6 仮設間仕切り(2.3.2)</p> <p>7 監督員事務所(2.4.1)</p>	<p>構内既存の施設：【 ・利用不可 ⊙ 利用できる(⊙ 有償 ・無償)】</p> <p>構内既存の施設：【 ・利用不可 ⊙ 利用できる(⊙ 有償 ・無償)】</p> <p>(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。</p> <p>(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。</p> <p>(1) 内部足場【 ⊙ 脚立、足場板等 ⊙ 単管本足場 ⊙ 枠組足場 ⊙ くさび緊結足場 ⊙ 単管本足場 ⊙ 仮設コンドラ ⊙ 移動式足場 ⊙ 防塵シート【 ⊙ 設置する ⊙ 設置しない】</p> <p>(4) 材料等の運搬方法：A種 ⊙ B種 ⊙ C種 ⊙ D種 ⊙ E種</p> <p>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>備品等 養生方法、保管場所等</p> <p>(1) 仮設間仕切り 設置箇所 種別 片面への塗装等の仕上げ 備考(厚さ等) ・有り ・なし ・有り ・なし</p> <p>(2) 仮設扉 設置箇所 種別 備考</p> <p>規模(m) 床 仕上げ 内壁・天井 屋根 備品の種類及び数量</p>	<p>5 その他</p> <p>4 外壁改修工事</p> <p>1 外壁改修工法の種類等(4.1.4)(4.2.2)</p> <p>(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.3.2)~(4.3.7) 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 ・自動低圧式エポキシ樹脂注入工法におけるエポキシ樹脂の注入量：注入口1箇所当たり【 mm²】 ・手動式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔：【 mm】 ・機械式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔：【 mm】</p> <p>(2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.4.2)~(4.4.15) 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 浮き部改修 目地改修工法</p> <p>(3) タイル張り仕上げ外壁 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 浮き部改修 目地改修工法</p> <p>(4) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 ・タイルの試験張り：【 ・行う ・行わない】 ・タイルの見本抜き：【 ・行う ・行わない】 ・外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着性試験：【 】</p> <p>(5) タイル張り工法 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等</p> <p>(6) 塗り仕上げ外壁 (4.6.2)~(4.6.7) 仕上塗材の種類 仕上塗材の形状(呼び名) 工法 下地処理の方法等</p> <p>2 外壁改修塗り仕上げの種類(4.1.5)</p> <p>3 その他</p> <p>5 1 改修工法(5.1.3)</p> <p>2 防火戸等(5.1.4)(5.1.7)</p> <p>3 見本の製作等(5.1.5)</p> <p>4 アルミニウム製建具(5.2.2)(5.2.4)(5.2.5)(表5.2.2)</p> <p>【 ・かぶせ工法 ⊙ 撤去工法】 ・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法：【 】</p> <p>(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。</p> <p>(1) 建具見本の製作：【 ・行う ・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組：【 ・実施する ・実施しない】</p> <p>(1) 建具の性能等 種別：耐火圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット</p> <p>(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種別 種別：B-1 複合皮膜の種類：【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)</p> <p>(4) 結露水の処理方法： (5) 水切り及びびげん板等の加工及び組立は、図示による。</p>																										
<p>14 主任技術者等の資格</p>	<p>(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。 ・1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ・1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ア 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者については、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p> <p>(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。</p>	<p>22 設計図CADデータの貸与</p> <p>23 情報共有システム</p> <p>24 墜落制止用器具</p>	<p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。</p> <p>(3) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいぐる材利用状況報告書 イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事は発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p> <p>(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】 ・ブロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】 :Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALCシステムの利用にあたっては、沖縄県とCALC運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALCシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALCシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)</p> <p>・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け発発0622第2号)を遵守すること。</p>	<p>3 防水改修工事</p> <p>1 改修工法の種類、種別及び工工程等(3.1.4)(表3.1.1)(表3.1.2)(表3.1.3)(表3.1.4)(表3.1.5)(表3.1.6)(表3.1.7)(表3.1.8)</p> <p>2 とい(3.8.2)(3.8.3)(表3.8.1)</p> <p>3 アルミニウム製建具(3.9.2)(表3.9.1)(3.9.3)</p> <p>4 保証</p>	<p>(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類・種別 施工箇所 材料の種類及び厚さ 備考 (表3.1.1) (表3.1.2) (表3.1.3) (表3.1.4) (表3.1.5) (表3.1.6) (表3.1.7) (表3.1.8)</p> <p>(2) シーリング改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験</p> <p>(3) 既存下地の補修箇所の形状、長さ等は、図示による。(A-)</p> <p>(4) 改修用ドレンを設ける場合：【 】</p> <p>(5) 防水層の種別：【 】</p> <p>(6) その他の材料等 ・固定金具：(材質) (寸法)) ・絶縁シート：(材料)) ・断熱材：(材質) (厚さ)) ・立上り部保護：(材料) (工法等)) ・脱気装置：(種類) (設置数)) ・仕上げ塗料：(種類) (使用量)) ・平場の保護コンクリート、保護モルタル：(厚さ等))</p> <p>(1) といの材料等 材種 規格名称 材質 備考 (2) たてどい受金物の取付けは、図示による。</p> <p>(1) 構成部材による種別： (2) アルミニウム製建具本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。 種別：【 ・A-1 ・B-1】 種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類：【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)</p> <p>(3) 既存建具撤去後の新規アルミニウム製建具の下部補修の工法：押出し 形 (4) 固定金具の間隔及び固定方法は、図示による。</p> <p>(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する (2) 保証期間は、工事引渡し後【 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。</p>	<p>5 5 1 改修工法(5.1.3)</p> <p>2 防火戸等(5.1.4)(5.1.7)</p> <p>3 見本の製作等(5.1.5)</p> <p>4 アルミニウム製建具(5.2.2)(5.2.4)(5.2.5)(表5.2.2)</p> <p>【 ・かぶせ工法 ⊙ 撤去工法】 ・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法：【 】</p> <p>(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。</p> <p>(1) 建具見本の製作：【 ・行う ・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組：【 ・実施する ・実施しない】</p> <p>(1) 建具の性能等 種別：耐火圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット</p> <p>(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種別 種別：B-1 複合皮膜の種類：【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)</p> <p>(4) 結露水の処理方法： (5) 水切り及びびげん板等の加工及び組立は、図示による。</p>																										
<p>15 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)</p> <p>16 工事の保険等</p>	<p>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。</p> <p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【 ・火災保険 ⊙ 建設工事保険 ・組立保険 ⊙ 請負業者賠償責任保険】</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合)にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>					<p>5 5 1 改修工法(5.1.3)</p> <p>2 防火戸等(5.1.4)(5.1.7)</p> <p>3 見本の製作等(5.1.5)</p> <p>4 アルミニウム製建具(5.2.2)(5.2.4)(5.2.5)(表5.2.2)</p> <p>【 ・かぶせ工法 ⊙ 撤去工法】 ・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法：【 】</p> <p>(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。</p> <p>(1) 建具見本の製作：【 ・行う ・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組：【 ・実施する ・実施しない】</p> <p>(1) 建具の性能等 種別：耐火圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット</p> <p>(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種別 種別：B-1 複合皮膜の種類：【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)</p> <p>(4) 結露水の処理方法： (5) 水切り及びびげん板等の加工及び組立は、図示による。</p>																										
<p>17 ゆいぐる材について</p>	<p>(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいぐる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理 ア ゆいぐる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p>					<p>5 5 1 改修工法(5.1.3)</p> <p>2 防火戸等(5.1.4)(5.1.7)</p> <p>3 見本の製作等(5.1.5)</p> <p>4 アルミニウム製建具(5.2.2)(5.2.4)(5.2.5)(表5.2.2)</p> <p>【 ・かぶせ工法 ⊙ 撤去工法】 ・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法：【 】</p> <p>(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。</p> <p>(1) 建具見本の製作：【 ・行う ・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組：【 ・実施する ・実施しない】</p> <p>(1) 建具の性能等 種別：耐火圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット</p> <p>(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種別 種別：B-1 複合皮膜の種類：【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)</p> <p>(4) 結露水の処理方法： (5) 水切り及びびげん板等の加工及び組立は、図示による。</p>																										
<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>沖縄県家畜改良センター増設修繕工事</td> <td>工事年度</td> <td>令和 年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>国頭村字安田1477番地</td> <td>図面名称</td> <td>建築改修工事特記仕様書(その2)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>沖縄県知事</td> <td>縮尺</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>A-02</td> </tr> <tr> <td>検印</td> <td>管理建築士 設計 製図</td> <td>名称</td> <td>株式会社m3那覇建築事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>川本雅史</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士 登録 第231614号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>沖縄県那覇市銘苅3-13-5-101</td> </tr> </table>	工事名称	沖縄県家畜改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度	工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その2)	発注機関	沖縄県知事	縮尺	-	摘要		図面番号	A-02	検印	管理建築士 設計 製図	名称	株式会社m3那覇建築事務所			資格者氏名	川本雅史			登録番号	一級建築士 登録 第231614号			所在地	沖縄県那覇市銘苅3-13-5-101
工事名称	沖縄県家畜改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度																													
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その2)																													
発注機関	沖縄県知事	縮尺	-																													
摘要		図面番号	A-02																													
検印	管理建築士 設計 製図	名称	株式会社m3那覇建築事務所																													
		資格者氏名	川本雅史																													
		登録番号	一級建築士 登録 第231614号																													
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3-13-5-101																													

5 5 建具改修工事へ続き 6 鋼製建具	5 樹脂製建具 (5.3.2) (表5.3.1) (表5.3.2) (表5.3.3) (5.3.4) (5.3.5)	(1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット (3) 表面色: (4) 水切り及びげん板等の加工及び相立は、図示による。	(表6.5.4)	(3) 製材 【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理・難燃処理	8 カーベツト敷き (8.9.3)(8.9.4) (表6.9.1) (表6.9.2)	(3) 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル ・耐衝撃性床シート・防滑性床シート又は床タイル】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 施工箇所 帯電防止の種類・厚さ パイル形状等 工法 ・グリップ・全面接着 ・グリップ・全面接着	2 材料及び品質 (8.2.1) (8.3.4)(8.4.2) (表8.3.4)	(1) 鉄筋 ア 鉄筋の種類等 種類の記号 呼び名(mm) 備考 イ 鉄筋の継手 施工部位 継手の種類 備考(重ね継手の長さ等)
	6 鋼製建具 (5.4.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等) バナー(2か所) - - 既存同等品 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】	(4) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ	9 合成樹脂塗床 (6.10.3)	(1) 帯電性の適用【・有り・無し】 (2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。 エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類: 施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)	(8.4.2)(8.4.3) (8.3.8) (8.2.2)	ウ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示	
7 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.3)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) ビニル被覆鋼板:【・使用する・使用しない】 (4) カラー鋼板の適用:【・使用する・使用しない】	(5) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理	10 フローリング張り	11 フローリングボードの特殊張り 体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。	(8.2.4)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
8 ステンレス製建具 (5.6.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等) (2) 表面仕上げ:【※HL・バイブレーション・鏡面・】	(6) 床張り用合板等【・普通合板・構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等	12 畳敷き (6.12.2)	(1) 畳の種類【・A種・B種・C種・D種(種別)】 (2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。	(8.2.4)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
9 建具用金物 (5.7.2) (5.7.3) (表5.7.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式 金物の種類 見え掛り部の材質 備考 (2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。	(7) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性	13 セッコウボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2)(6.13.3) (表6.13.5)	(1) セッコウボード 規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 (2) 合板の種類 合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※図示(A-)による。 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シート材: 【・】	(8.1.3)(8.9.1) (表8.1.1) (表8.9.1)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
10 鍵 (5.7.4)	(1) マスターキー:【・製作する・製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。	(8) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級	14 壁紙張り (6.14.2)	品質及び防火性能:【】	(8.12.4)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
11 自動ドア開閉装置 (5.8.3)(表5.8.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】 (2) センサーの種類:	(9) 土壌の防蟻処理 (1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。	15 モルタル塗り (6.15.3)(6.15.6)	(1) 既製目地材の適用及び形状: (2) 床の目地の設置及び工法:	(8.1.3)(8.9.1) (表8.1.1) (表8.9.1)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
12 シャッター (5.10.2)(5.11.2) (5.11.4)	(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【・設ける・設けない】 (4) スラットの形状: 【・インターロック形・オーバーラッピング型】	(10) 防蟻・防蟻・防虫処理(6.5.5) 木材処理(防蟻・防虫) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。 (3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。	16 タイル張り (6.16.2)(6.16.3) (6.16.5) (表6.16.4)	(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。 (2) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 (3) タイルの試験張り:【・行う・行わない】 (4) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】 (5) 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等	(8.1.4)(表8.1.4) (8.7.8)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
13 オーバーヘッドドア (5.12.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランスタイプ・チェーン式・電動式】 (3) 収納形式による区分:	(11) 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証 (1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承認を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	17 セルフレベリング材塗り (6.17.2)(6.17.3) (表6.17.1)	(1) セルフレベリング材の種類:【・セッコウ系・セメント系】 (2) セルフレベリング材の塗厚:	(8.2.1.8) (8.2.8)(表8.2.7) (8.17.4) (8.18.2)(8.18.3) (8.2.14) (8.2.9)(8.13.2) (8.14.2)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
14 ガラス (5.13.2)(5.13.4) (5.13.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 ガラスの種類 厚さ等 備考 (2) ガラス留め材 建具の種類 材種 (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形 呼び寸法 厚さ 壁用金 補強材 色 金属製化粧カバー (5) ガラスブロック積み用いる化粧目地モルタルの色:	(12) 軽量鉄骨天井下地 (6.6.3)(6.6.4)	18 その他 既設資材の処理及び処分方法:	7 塗装の種類及び種別 7.1.4(7.2.2) ~ (7.14.2)	(8.2.9)(8.13.2) (8.14.2)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
15 その他	既設資材の処理及び処分方法:	(13) ビニル床シート等 (6.8.2)(6.8.3)	7 塗装改修工事 2 保証 3 その他	既設資材の処理及び処分方法: 1 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 2 保証期間は、工事完成後【】年間とする。	(8.2.9)(8.13.2) (8.14.2)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		
6 内装改修工事	1 既存床の撤去等 2 木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1) (表6.5.2) (表6.5.3)	既存床仕上材 工法 備考 (1) 見え掛り面の表面仕上げの程度 施工箇所 種類 ・A種・B種・C種・H種 ・A種・B種・C種・H種 (2) 木材(下地材)の含水率:※A種・B種 木材(造作材)の含水率:※A種・B種	8 内装改修工事 1 既存部分の撤去等	1 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度: (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割製補強筋の仕様: (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	エ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参一)による。・図示】 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示		

工事名称	沖縄県家畜改良センター地舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村宇字安田1477番地	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その3)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	-
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-03
検印		名称	株式会社m3那覇建築事務所
		資格者氏名	川本雅史
		登録番号	一級建築士登録第231614号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3-13-5-101

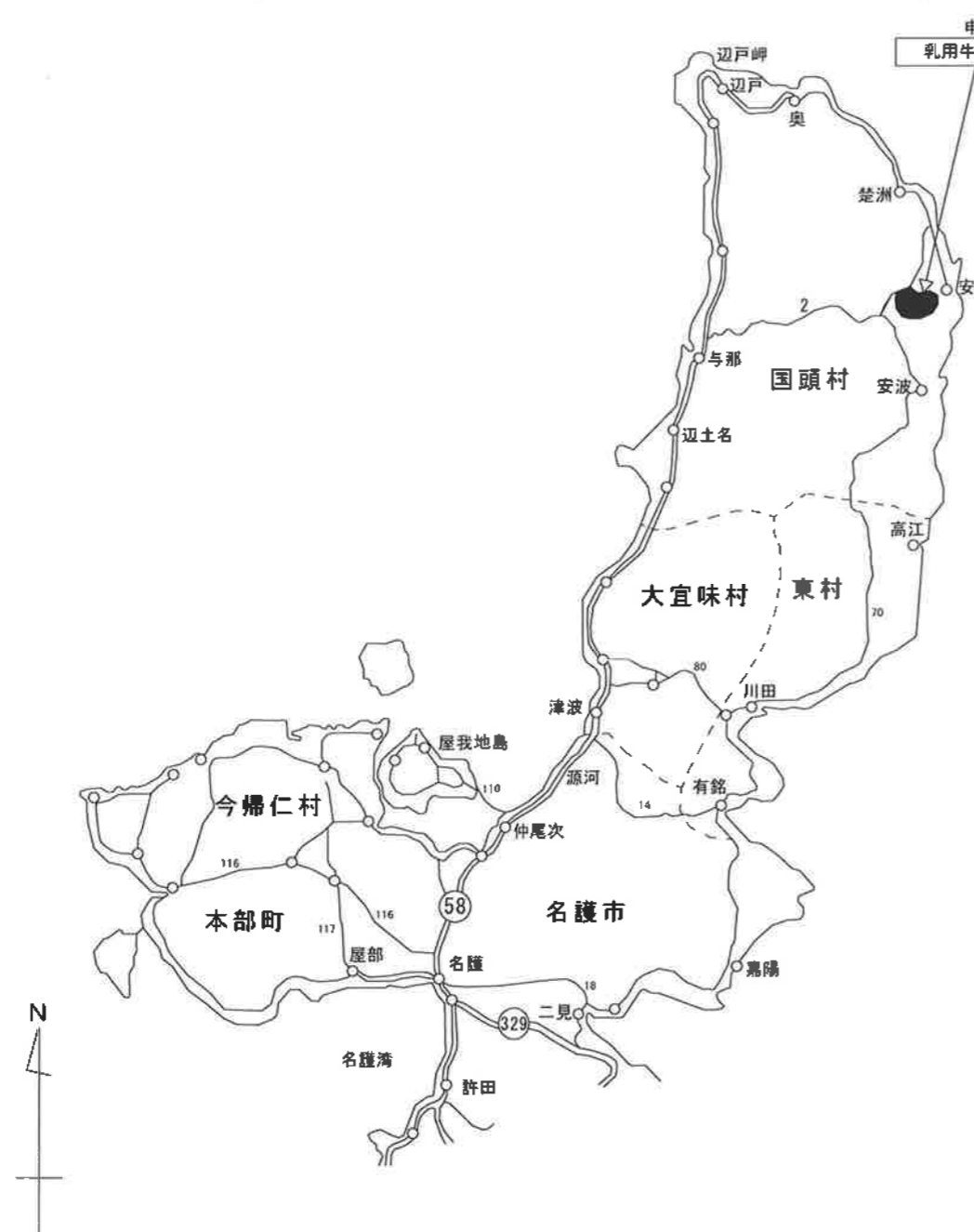
8 耐震改修工事へ続き	(8.15.3) (8.15.4)(8.15.7) (8.15.12)	(7) 溶接 ア 技能資格者の技能付加試験：【 ・行う ・行わない 】 イ 開先の形状等 開先の形状 エンドタブの有・無 スカラップの形状 溶接部の試験 及び適用箇所
	(8.17.4) (8.18.2)(8.18.3)	ウ 錆止め塗料の種類：【 ・A種 ・B種 】 エ 耐火被覆の種類及び性能 種類 所要性能及び概要箇所
	(8.20.5)	オ 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理： 【 ・プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の 確認方法： 】
	(8.2.6) (8.2.13)	(8) モルタル及びグラウト材 ア モルタルの圧縮強度及びフロー値： (9) 連続繊維補強材 材料 工法 引張り強度 ヤング係数 備考 ア 強度試験の実施： 【 ・引張強度試験 ・付着強度試験 (試験数量：) 】
	3 現場打ち鉄筋コン クリート壁の 増設工事 (8.21.8)(8.21.10) (8.3.7)	(1) コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考 (2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。
	4 鉄骨ブレース設 置工事 (8.13.10)(8.22.9)	(1) 仮組：【 ・実施する ◎実施しない 】 (2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。
	5 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6) (8.23.7)(8.24.7)	工法 補強後の仕上げ その他(打込み工法、 面取りの大きさ等)
	6 耐震スリット新 設工事 (8.25.2)	スリット 耐火材 遮音材 幅 深さ 使用箇所 仕様 使用箇所 仕様
	7 免震・制震改修 工事 (8.26.7)(8.26.10) (8.26.13)(8.27.4) (8.27.6)(8.27.8) (8.26.7)(8.27.4)	(1) 支承材又は減衰材 材質 諸元 防錆処理 寸法許容差 設置後の仕上げ (2) 性能確認試験の項目及び数量：【 】 (3) 製品検査 項目 内容 判定基準 検査頻度等 (4) 支承材の耐火被覆の適用：【 ・有り(仕様) ・なし】 (5) 検査の項目及び数量：【 】 (6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。
	8 既存杭の撤去等 (8.28.2)	(1) 撤去範囲及び撤去方法：図示による。
9 その他	既設資材の処理及び処分方法：	

9 環境配慮工事	1 石綿含有建材 の除去工事 (9.1.1)	(1) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事： (2) 調査範囲： 図示による。 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与： ・有り ・無し (3) 石綿粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 測定時期 測定場所 測定点数 備考 処理作業中 セキュリティー ゾーン入口 1点 空気の流れを確認 責任・除じん装 置の排出口 1点 除じん装置の性 能確認 施工区画周辺 又は敷地境界 4方向各1点 処理作業後 (隔離シート 除去前) 処理作業室内 2点 施工区画周辺 又は敷地境界 4方向各1点
	2 石綿含有吹付 け材の除去 (9.1.3)	(1) 除去工法： (2) 飛散防止措置： ・湿潤化 ・固形化 (3) 処分方法：
	3 石綿含有保潔 材等の除去 (9.1.4)	(1) 除去工法： (2) 飛散防止措置： ・湿潤化 ・固形化 (3) 処分方法：
	4 石綿含有成形 板の除去(9.1.5)	(1) 処分方法：

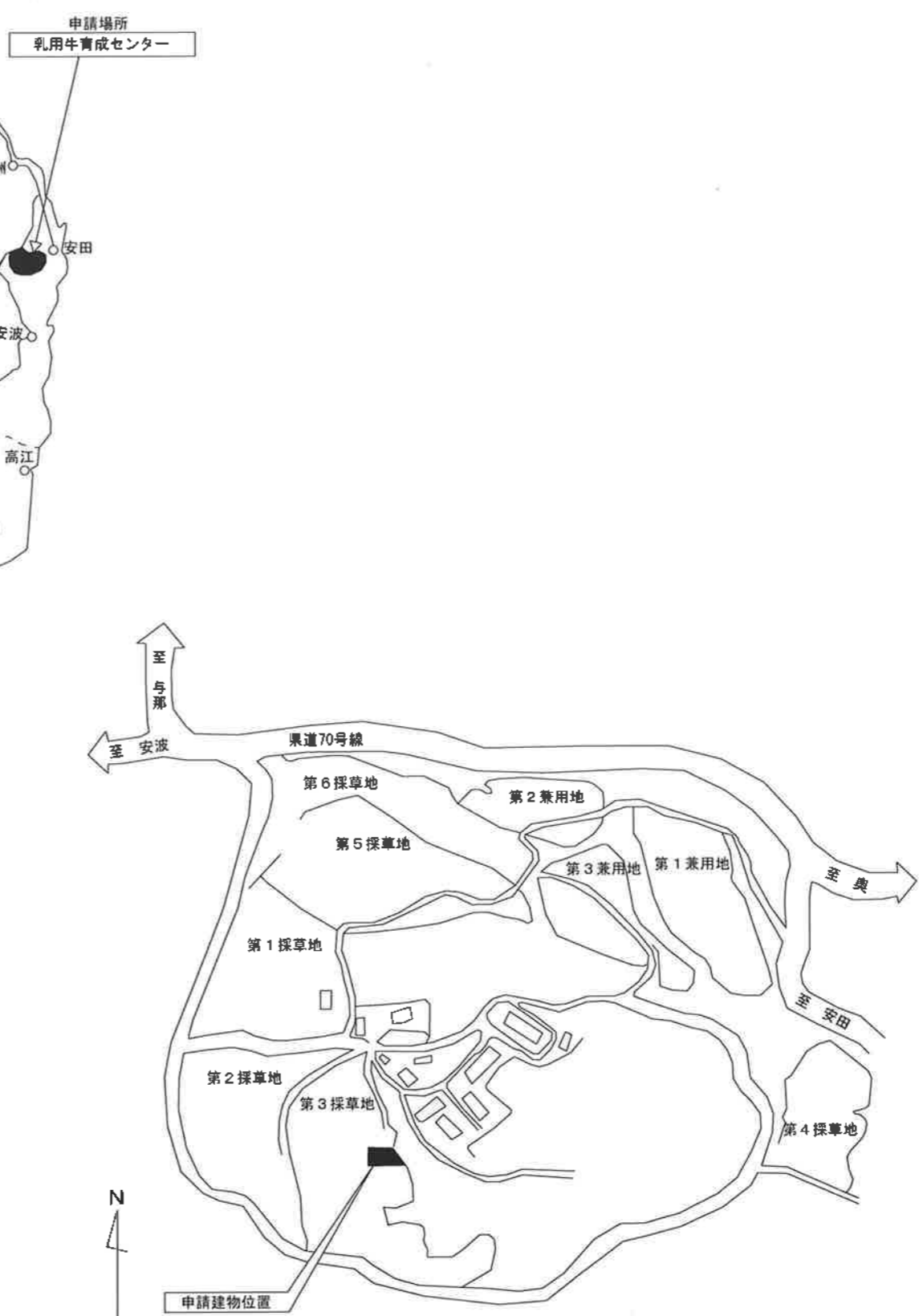
5 断熱アスファ ルト防水改修工事 (9.2.3)	改修工法の種類及び工程 工法 種類 施工箇所 備考
6 外断熱改修工 事 (9.3.2)	断熱材 外装材 種類 厚さ 種類 防火性能 備考
(9.3.3)(9.3.4)	既存外壁仕 上材撤去 下地面清掃 下地欠損部改 修方法 通気層の有無 厚さ
7 ガラス改修工 事 (9.4.2)	材料板ガラスの 材料板ガラスの 複層ガラスの厚 種類 厚さ さ 備考
8 断熱・防露改修 工事	工法 断熱材の種類 厚さ
9 屋上緑化改修 工事 (9.6.2)(9.6.3)	芝等の種類 見切り材等 かん水装置 既存保護層等の撤去 ※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職 員と協議すること。
10 透水性アスフ ルト舗装改修工 事 (9.7.3)	(1) 既存舗装の撤去： (2) 路床 盛土の材料 フィルター層材 路床安定処理 実施する試験 料・厚さ (3) ジオテキスタイルの適用及び品質： (4) 路盤、舗装 路盤の厚さ 舗装の厚さ 開粒度アスファ ルト混合物抽出試験 備考 (5) 構成及び厚さ：【 ・図示による(A-) ・ 】
(9.7.4)(9.7.5) (9.7.9)	

10 その他	1 県産瓦葺 (1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試 験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する 作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の 技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う こと。 【 ・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した 者を1名配置】
-----------	--

工事名称	沖縄県家畜改良センター増設改修工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その4)
発注機関	沖縄県知事	縮 尺	-
備 考		図面番号	A-04
検 印	管理建築士	設 計	製 図
名 称	株式会社m3那覇建築事務所		
資格者氏名	川本雅史		
登録番号	一級建築士 登録 第231614号		
所在地	沖縄県那覇市銘苅3-13-5-101		



案内図



構内配置図

工事名称	沖縄県畜産改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	付近見取図
免注機関	沖縄県知事	縮尺	
備考		図面番号	A-05
検印	管理建築士	設計	監画
	名称	株式会社m3建設建築事務所	
	発給者氏名	川本 雅史	
	登録番号	一級建築士登録 第 231614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	

外部仕上表

部 位	符号		堆 肥 舎
屋 根	a	補 修 前	C型鋼下地の上、堆肥用ポリカ波板(t=0.7)フックボルト留め
		補 修 後	C型鋼下地やり替えの上、堆肥用ポリカ波板フックボルト留め
壁	b	補 修 前	C型鋼下地の上、堆肥用ポリカ波板(t=0.7)フックボルト留め
		補 修 後	C型鋼下地やり替えの上、堆肥用ポリカ波板フックボルト留め
ハンガードア	c	補 修 前	上下レール式両開き鋼製ドア
		補 修 後	上下レール式両開き鋼製ドア 既存同等品(U型取手あり、鉤錠あり)
換気マド	d	補 修 前	鋼製換気マド 開閉機構あり
		補 修 後	鋼製換気マド 既存同等品。
			鳩小屋：東面/ポリカ波板塞ぎ、西面/全面開閉マド
ブレース	e	補 修 前	D 1 6
		補 修 後	D 1 6 全数やり替え。躯体の水平垂直を確認しつつ施工する事
			プレート：既存利用。錆部ケレン

※C型鋼下地は、亜鉛ドブ付けとする。

工事名称	沖積川家畜改良センター増設畜舎増設工事	工事年度	令和 年度
工事種別	施設付家畜1477	部署名称	農工費
実施機関	沖積川知事	地 区	
種 別		国庫番号	A-05
取 扱	登録建築士 設 計 製 図	名 稱	株式会社m3建設建築事務所
		資格者氏名	川本 雅史
		登録番号	一級建築士登録 第231814号
		所在地	新島郡新島町目12-5-101

面積算定

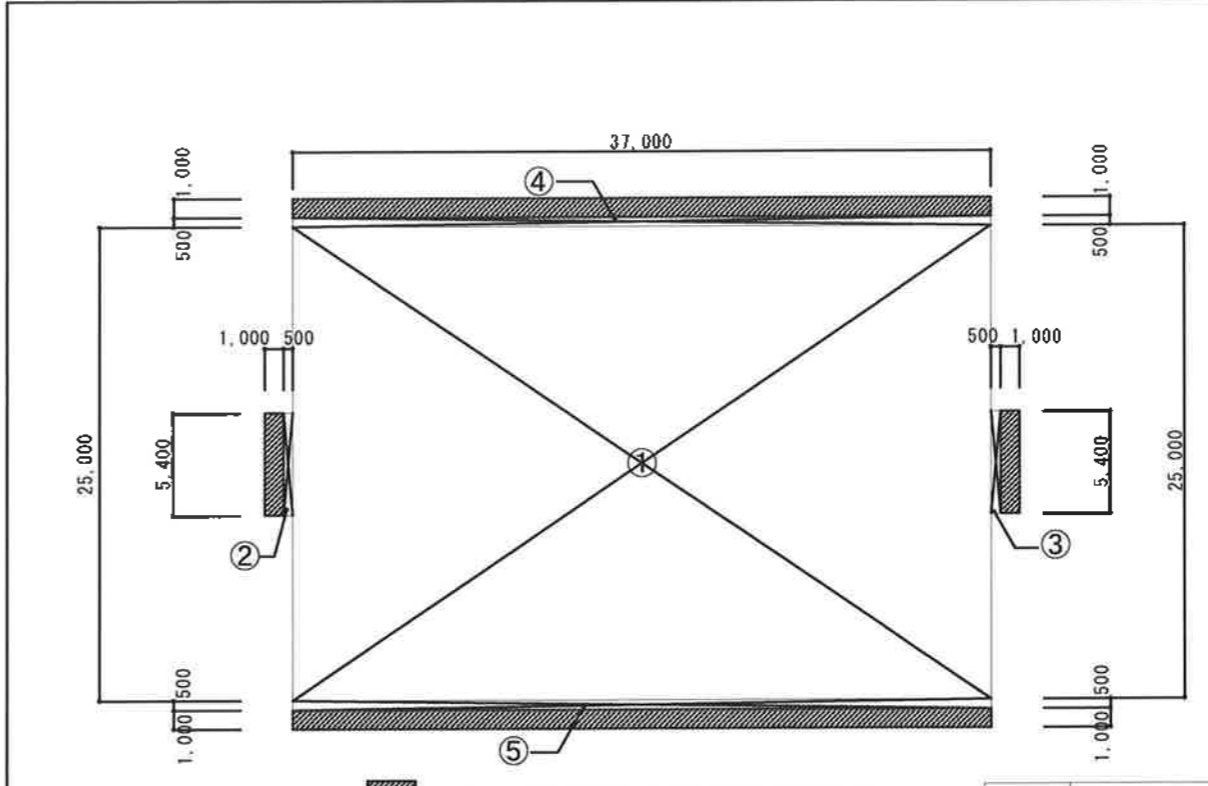
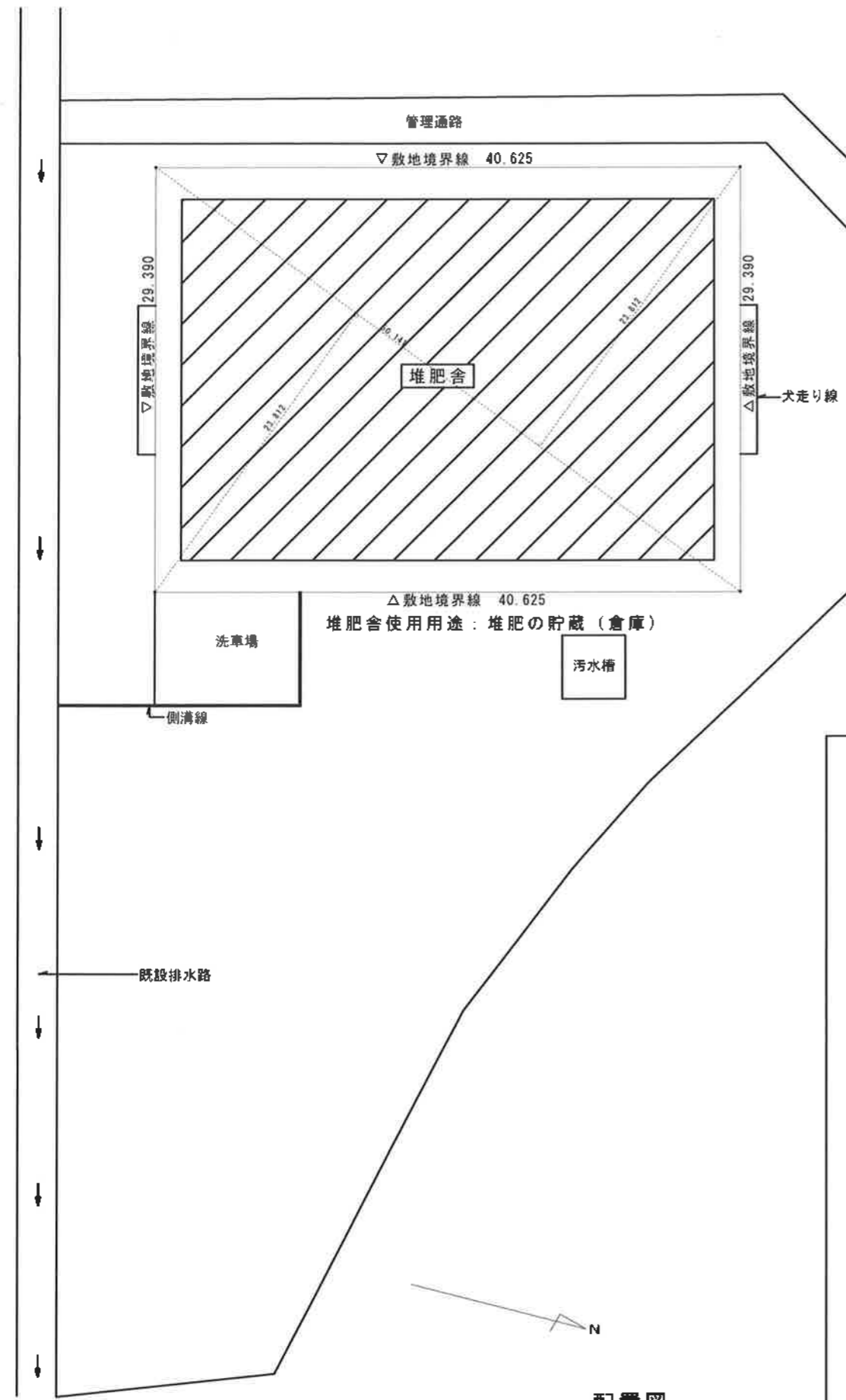
敷地面積 = 1193.96㎡
 $(50.141 \times 23.812 \times 1/2) \times 2$

延床面積 = 925.00㎡
 37.0×25.0

容積率 = 77.48%
 $925.00 \div 1193.96$

建築面積 = 967.40㎡
 $925.0 + 5.40 \times 0.5 \times 2 + 37.0 \times 0.5 \times 2$

建築率 = 81.03%
 $967.40 \div 1193.96$

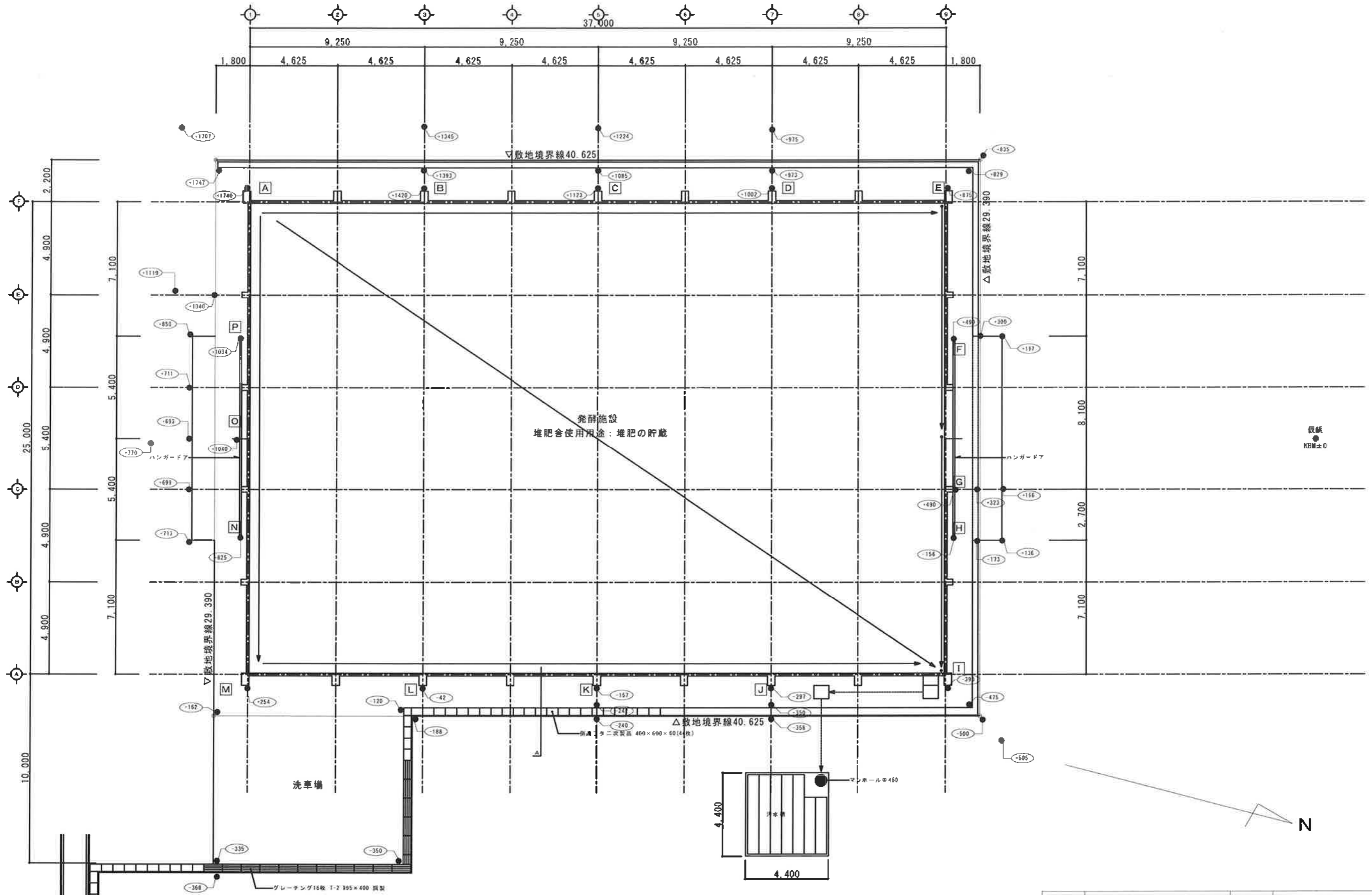


建築面積算定式

①	$37.000 \times 25.000 = 925.00$
②	$5.400 \times 0.500 = 2.700$
③	$5.400 \times 0.500 = 2.700$
④	$37.000 \times 0.500 = 18.500$
⑤	$37.000 \times 0.500 = 18.500$
建築面積合計 967.40㎡	

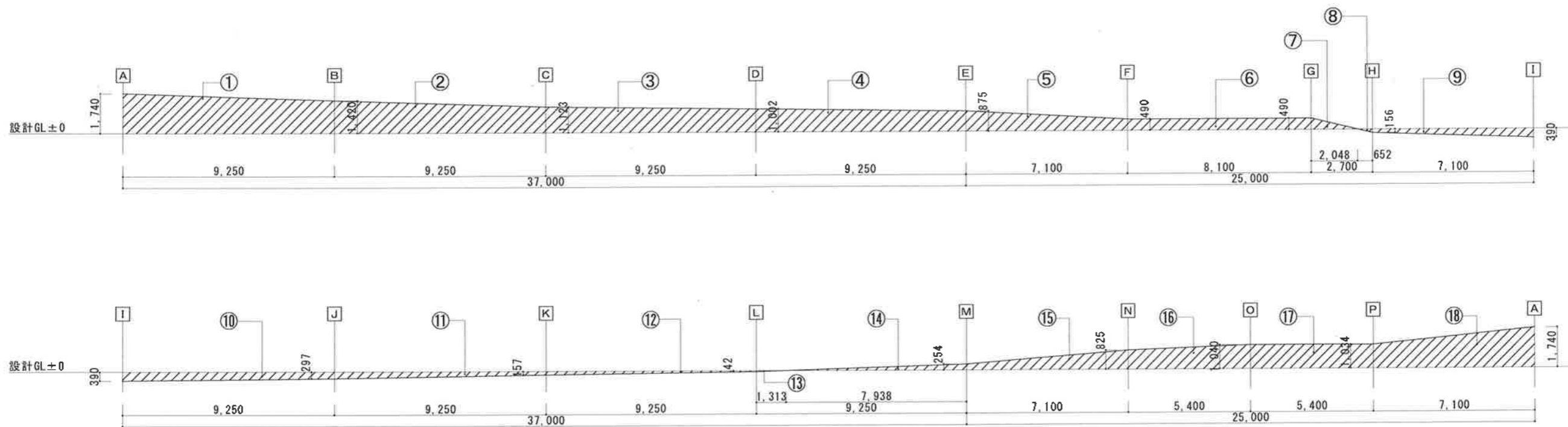
ハッチングは庇、軒の面積緩和部分を示す。

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	配置図、敷地求積図、建物求積図
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:200 / A3 1:400
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-07
換印		設計者	株式会社m3那覇建築事務所
		実務者氏名	川本 雅史
		登録番号	一級建築士登録 第231614号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



堆肥舎平面図

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	堆肥舎平面図(現況敷地レベル表記)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:100 / A3 1:200
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-08
検印	名	株式会社m3那覇建築事務所	設計者
	資格者氏名	川本 雅史	
	登録番号	一級建築士登録 第 231614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	



平均地盤面算定図

①	$(1.740 + 1.420) \times 9.250 \times 1/2$	=	14.615	m ²
②	$(1.420 + 1.123) \times 9.250 \times 1/2$	=	11.7613...	m ²
③	$(1.123 + 1.002) \times 9.250 \times 1/2$	=	9.8281...	m ²
④	$(1.002 + 0.875) \times 9.250 \times 1/2$	=	8.6811...	m ²
⑤	$(0.875 + 0.490) \times 7.100 \times 1/2$	=	4.8457...	m ²
⑥	0.490×8.100	=	3.969	m ²
⑦	$0.490 \times 2.048 \times 1/2$	=	0.5017...	m ²
⑧	$0.156 \times 0.652 \times 1/2$	=	0.0508...	m ²
⑨	$(0.390 + 0.156) \times 7.100 \times 1/2$	=	1.9383	m ²

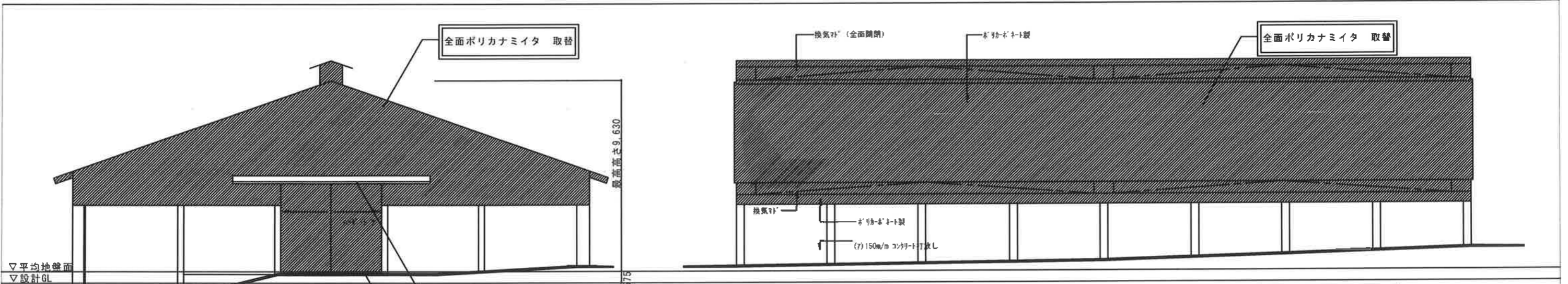
⑩	$(0.390 + 0.297) \times 9.250 \times 1/2$	=	3.1773...	m ²
⑪	$(0.297 + 0.157) \times 9.250 \times 1/2$	=	2.0997...	m ²
⑫	$(0.157 + 0.042) \times 9.250 \times 1/2$	=	0.9203...	m ²
⑬	$0.042 \times 1.313 \times 1/2$	=	0.0275...	m ²
⑭	$0.254 \times 7.938 \times 1/2$	=	1.0081...	m ²
⑮	$(0.825 + 0.254) \times 7.100 \times 1/2$	=	3.8304...	m ²
⑯	$(1.040 + 0.825) \times 5.400 \times 1/2$	=	5.0355	m ²
⑰	$(1.034 + 1.040) \times 5.400 \times 1/2$	=	5.5998	m ²
⑱	$(1.740 + 1.034) \times 7.100 \times 1/2$	=	9.8477	m ²

①～⑱面積算定： $(① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱) - (⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬) = 71.3094... \approx 71.31 \text{ m}^2$

外周長： $37.000 + 25.000 + 37.000 + 25.000 = 124 \text{ m}$

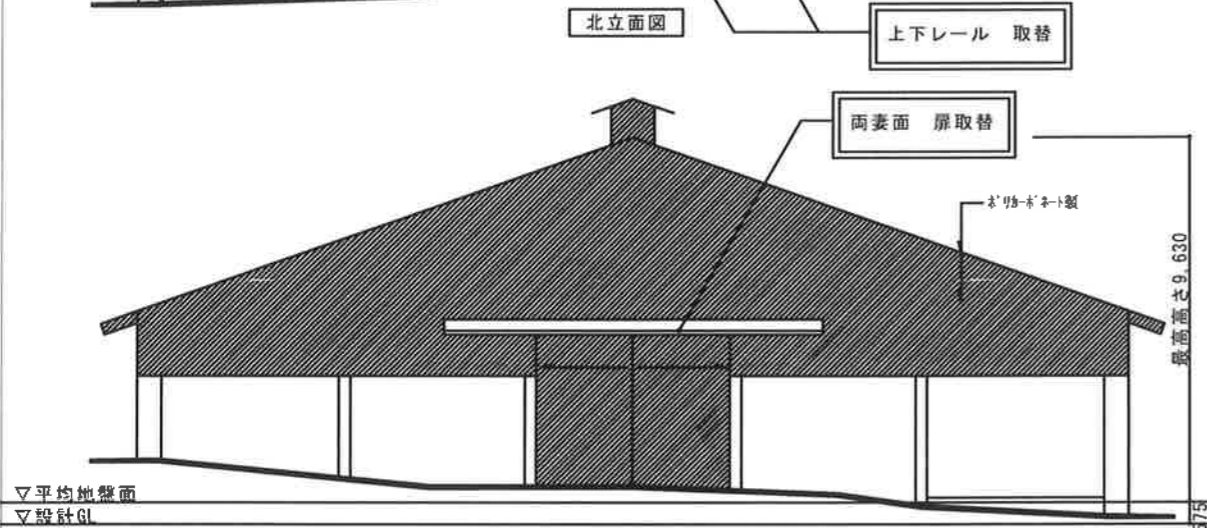
平均地盤面算定式： $71.31 \text{ m}^2 \div 124 \text{ m} = 0.5750... \text{ m} \approx 0.575 \text{ m}$

工事名称	沖縄県家畜改良センター地盤修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	平均GL算定図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:100 / A3 1:200
摘要		図面番号	A-09
検印	管理棟長士 設計 製図	名称	株式会社m3建築建築事務所
		設計者氏名	川本 隆史
		登録番号	一級建築士登録 第 231614 号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101

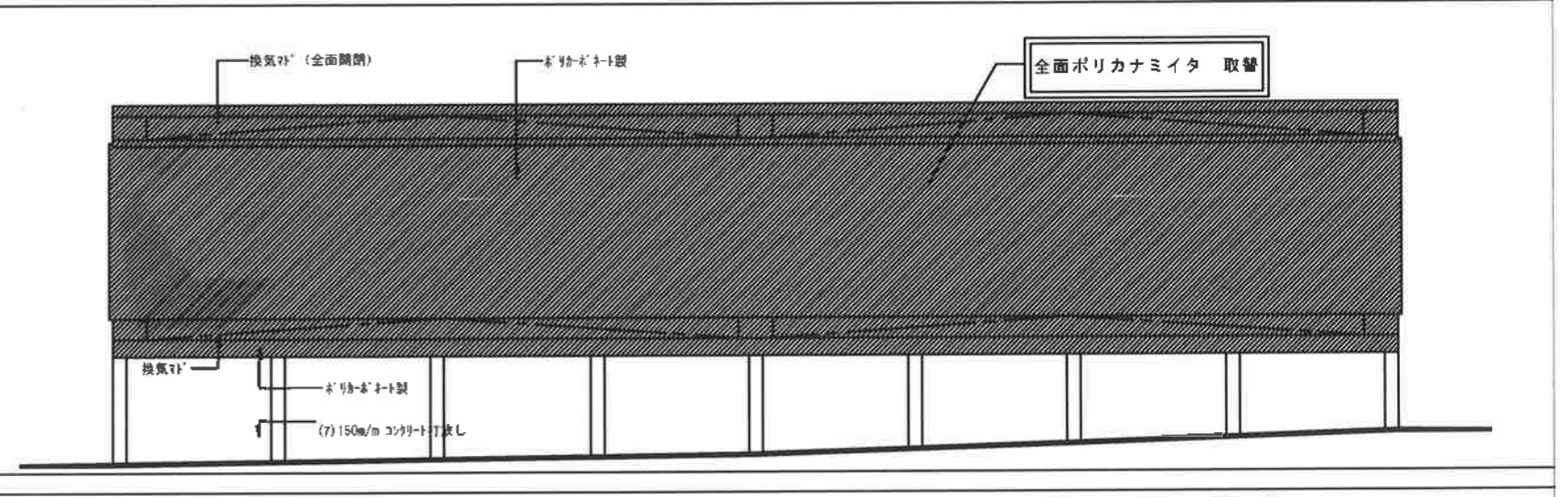


北立面図

上下レール 取替

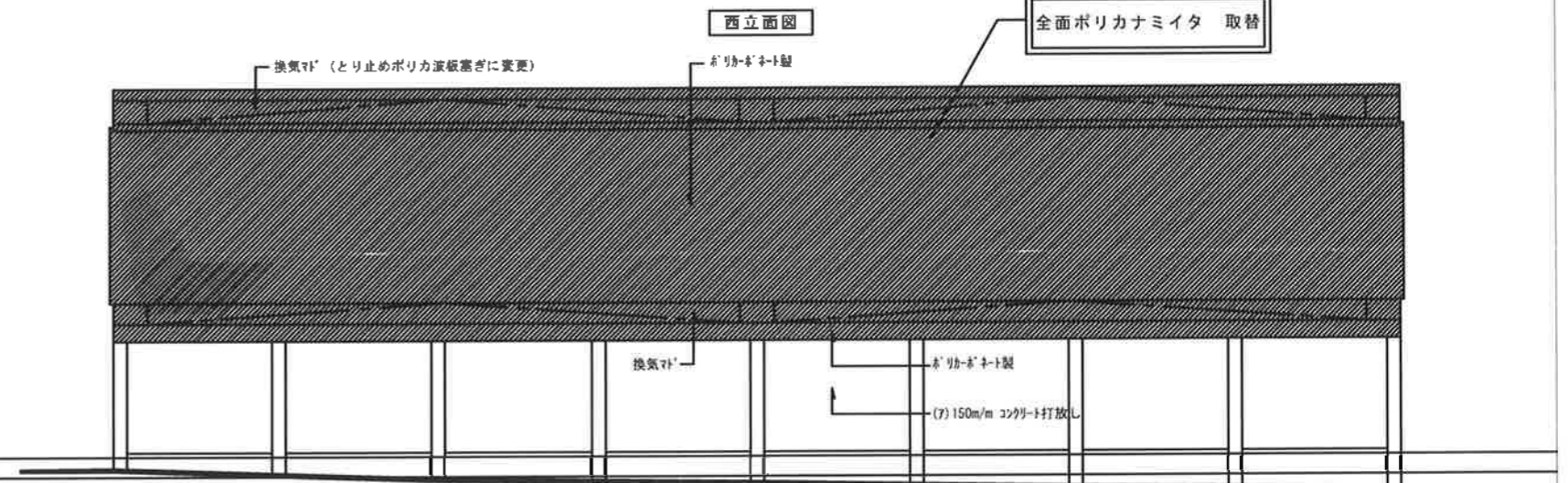


南立面図

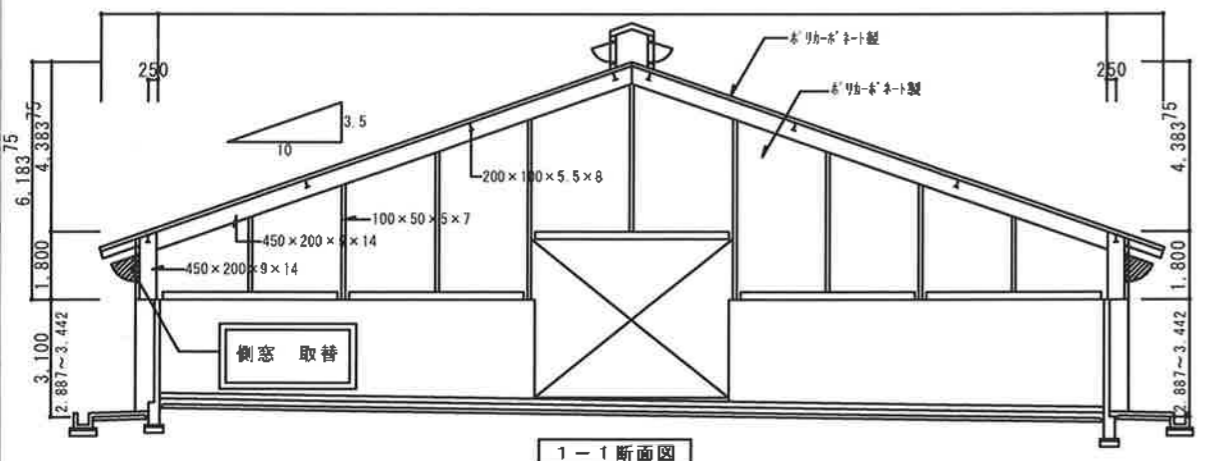


西立面図

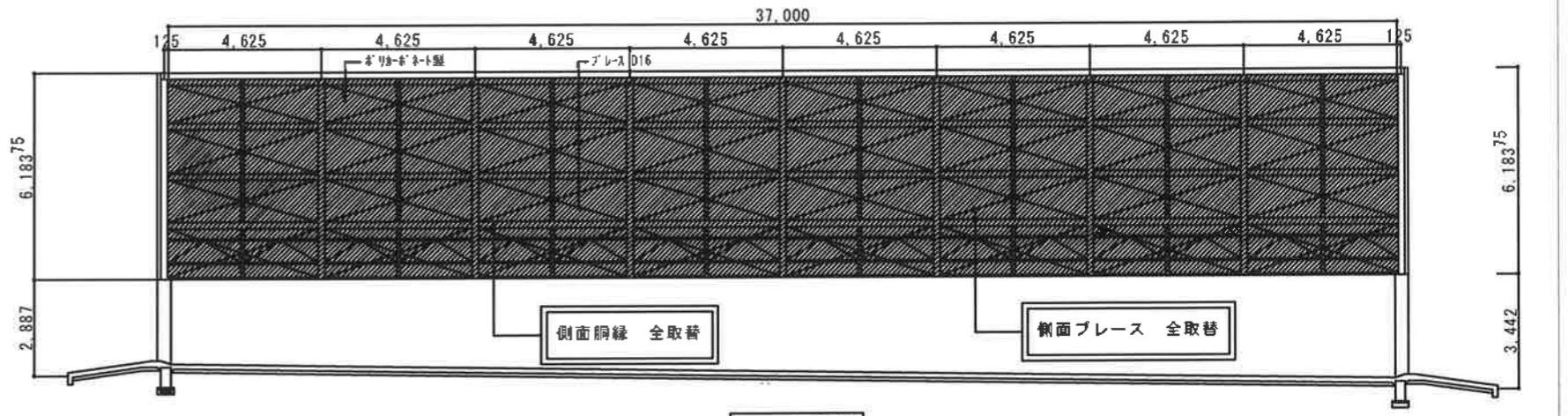
全面ポリカナミイタ 取替



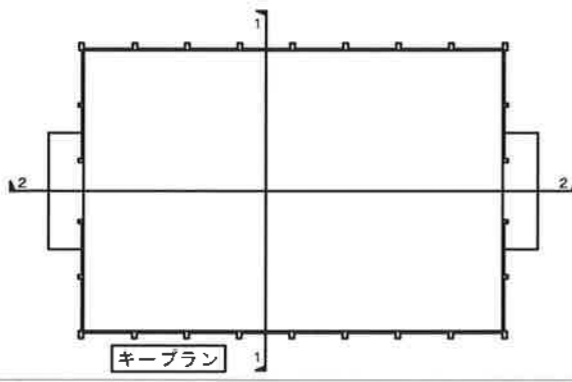
東立面図



1-1断面図



2-2断面図



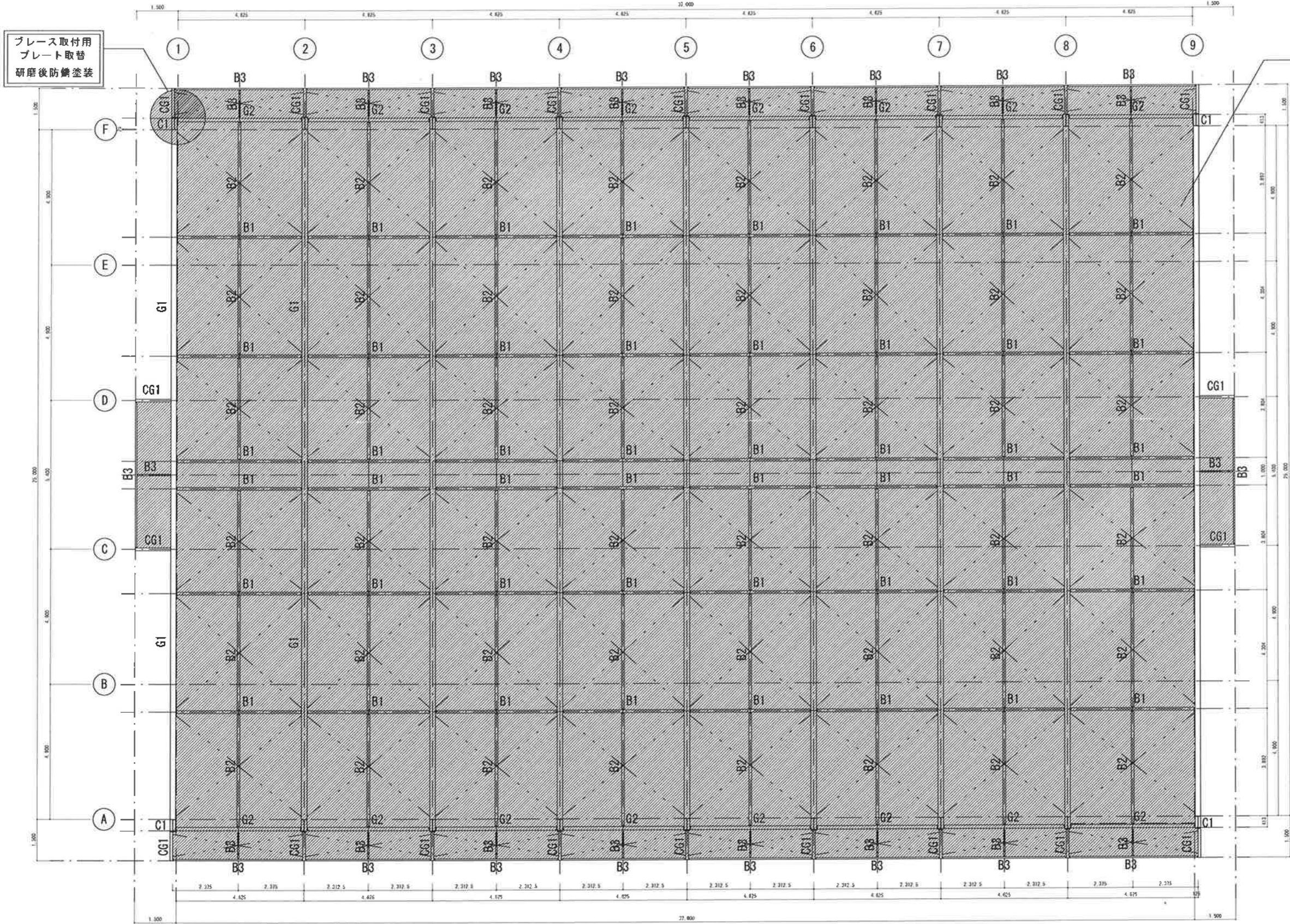
キープラン

■■■■ ・・・改修箇所を示す。

＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県資源改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村宇安田1477番地	図面名称	立面図・断面図 (改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:100 / A3 1:200
概要		図面番号	A-10
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	名 称 株式会社m3那覇建築事務所 実印者氏名 川本 雅史
			登録番号 一級建築士登録第 231614 号
			所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101

改修範囲



ブレース取付用
プレート取替
研磨後防錆塗装

母屋パイプ
屋根ブレース
全取替

断面リスト

C1	H-450 x 200x9/14
MC1	H-200x100x5.5/8
MC2	H-100x50x5/7
G1	H-450x200x9/14
G2	H-250x125x6/9
MG1	H-200x100x5.5/8
CG1	H-200x100x5.5/8
B1	H-200x100x5.5/8
B2	H-200x100x5.5/8
B3	H-100x50x5/7
ブレース	D16
母屋	C-100x50x20x2.3@600
胴縁	C-100x50x20x2.3@900

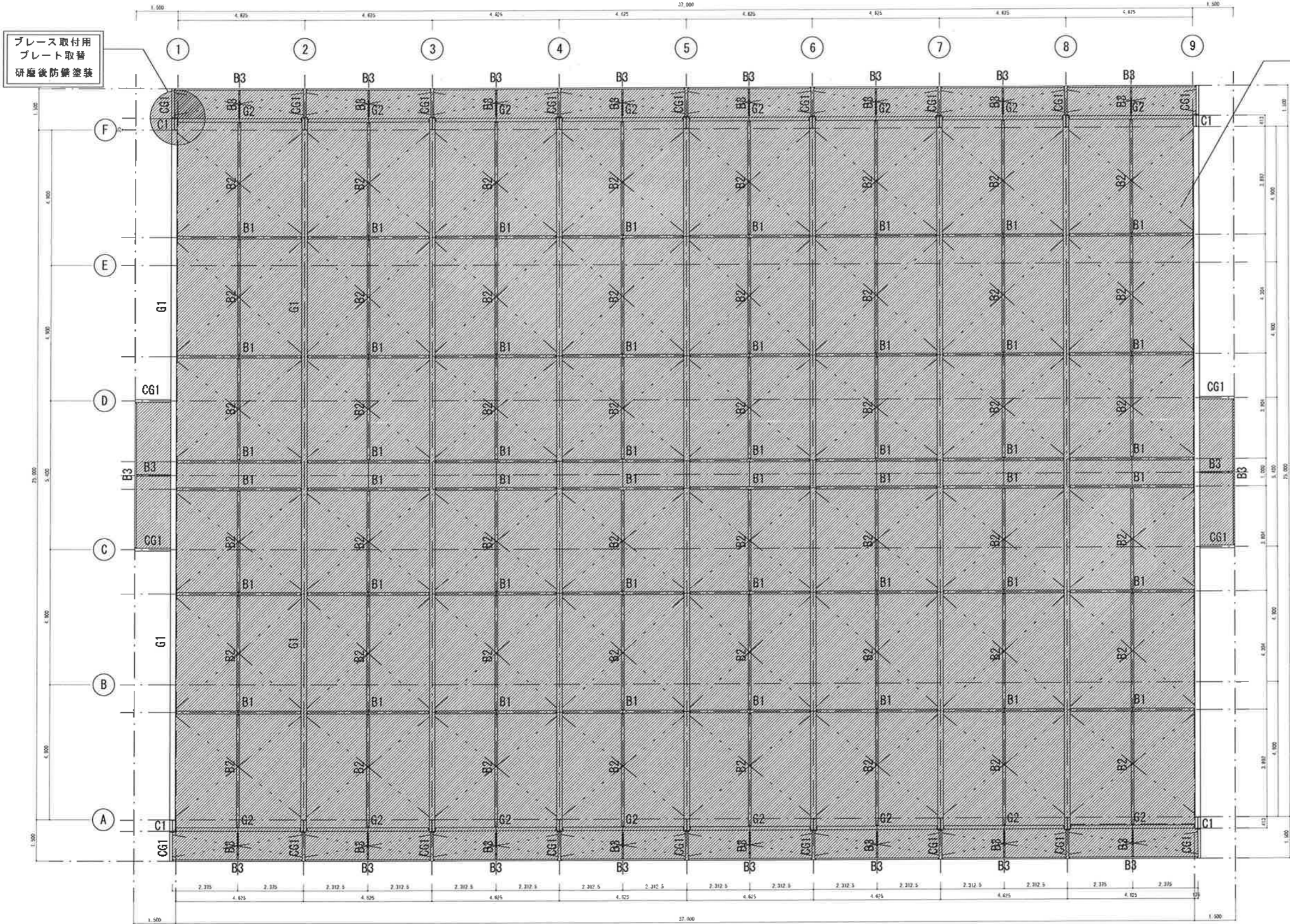
屋根梁伏図

●・・・改修箇所を示す。

＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県家畜改良センター増設倉庫修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村平安田1477番地	図面名称	屋根梁伏図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:75 / A3 1:150
摘要	管理建築士 設計 図面	図面番号	A-12
校印	設計者	事務所	株式会社m3那覇建築事務所
	設計者	設計者氏名	川本 聖史
	設計者	設計者番号	一級建築士登録 第 231614 号
		所在地	沖縄県那覇市銘河3丁目13-5-101

改修範囲



ブレース取付用
プレート取替
研磨後防錆塗装

母屋パイプ
屋根ブレース
全取替

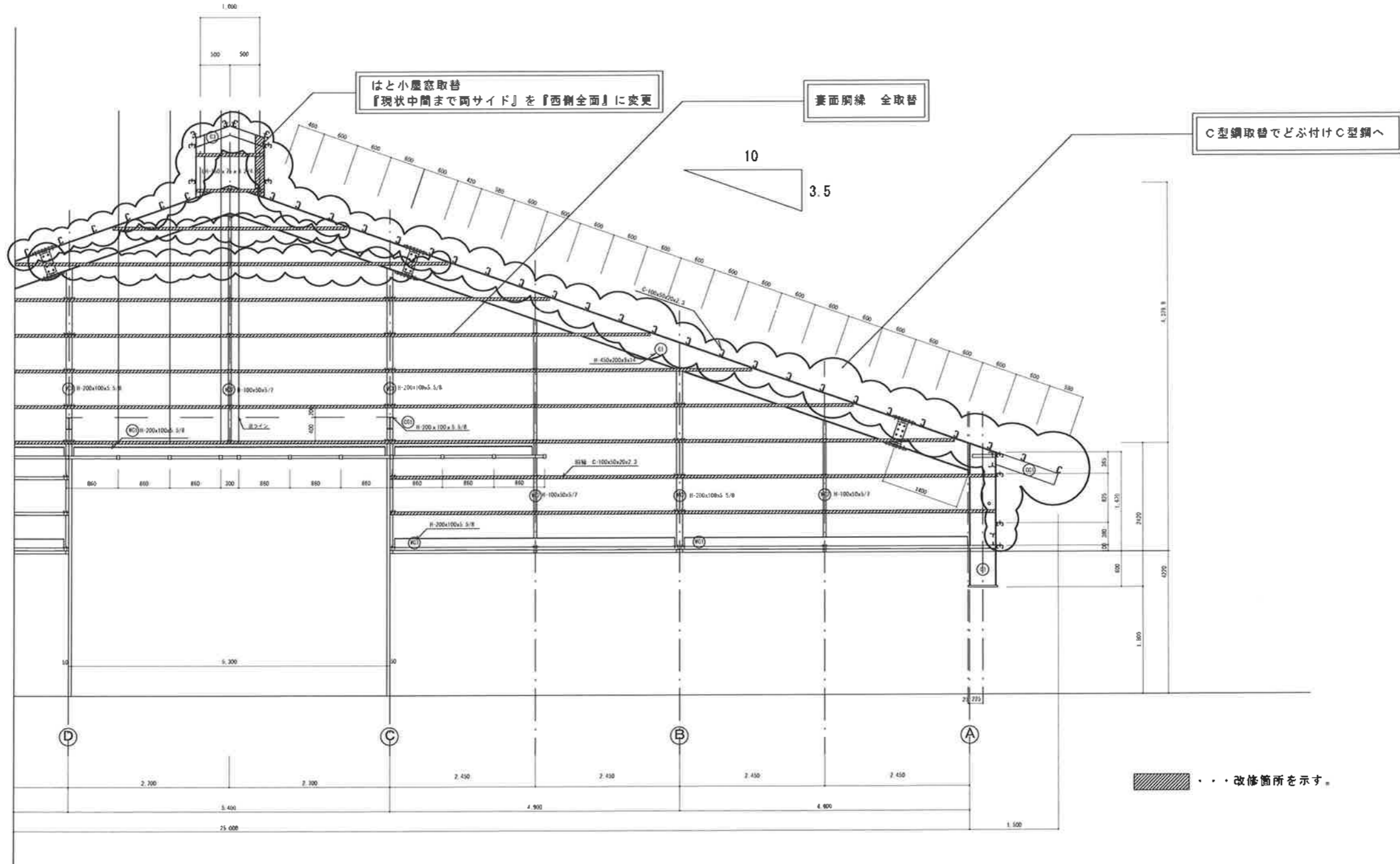
断面リスト

C1	H-450 x 200x9/14
MC1	H-200x100x5.5/8
MC2	H-100x50x5/7
G1	H-450x200x9/14
G2	H-250x125x6/9
MG1	H-200x100x5.5/8
CG1	H-200x100x5.5/8
B1	H-200x100x5.5/8
B2	H-200x100x5.5/8
B3	H-100x50x5/7
ブレース	D16
母屋	C-100x50x20x2.3@600
鋼線	C-100x50x20x2.3@900

屋根梁伏図

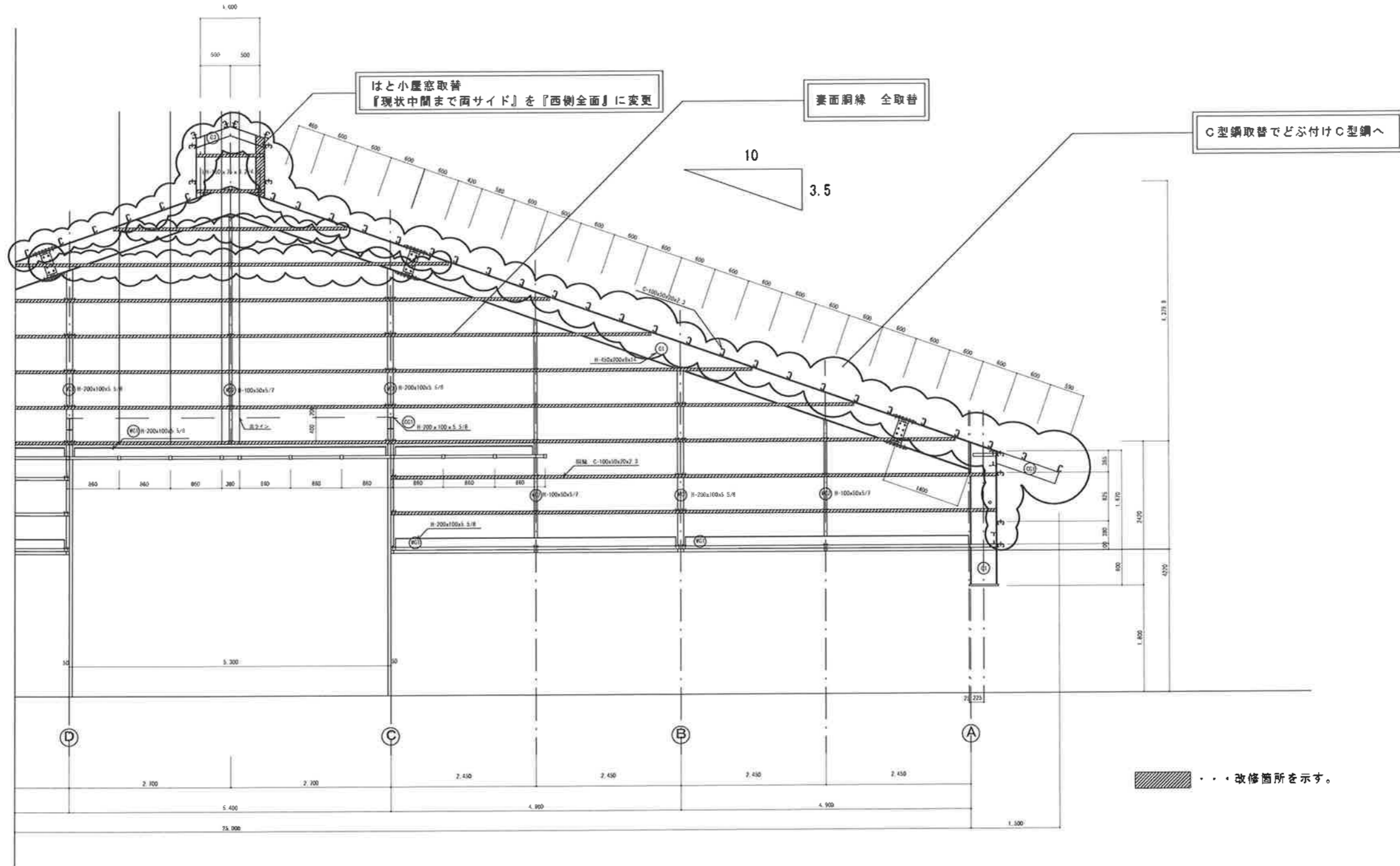
＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県警察官センター増設工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国崎村字安田1477番地	図面名称	屋根梁伏図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:75 / A3 1:150
摘要		図面番号	A-12
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名 称 株式会社m3那覇建築事務所 実務者氏名 川本 雅史 登録番号 一級建築士登録 第 23164号 所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101		



＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県家畜改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村平安田1477番地	図面名称	1 渡輪組詳細図 (改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:40 / A3 1:80
概要		図面番号	A-13
校印	管理建築士	設計	製図
		設計者	名 姓 株式会社m3那覇建築事務所
			実務者名 川本 雅史
			登録番号 一級建築士登録 第 231614 号
			所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

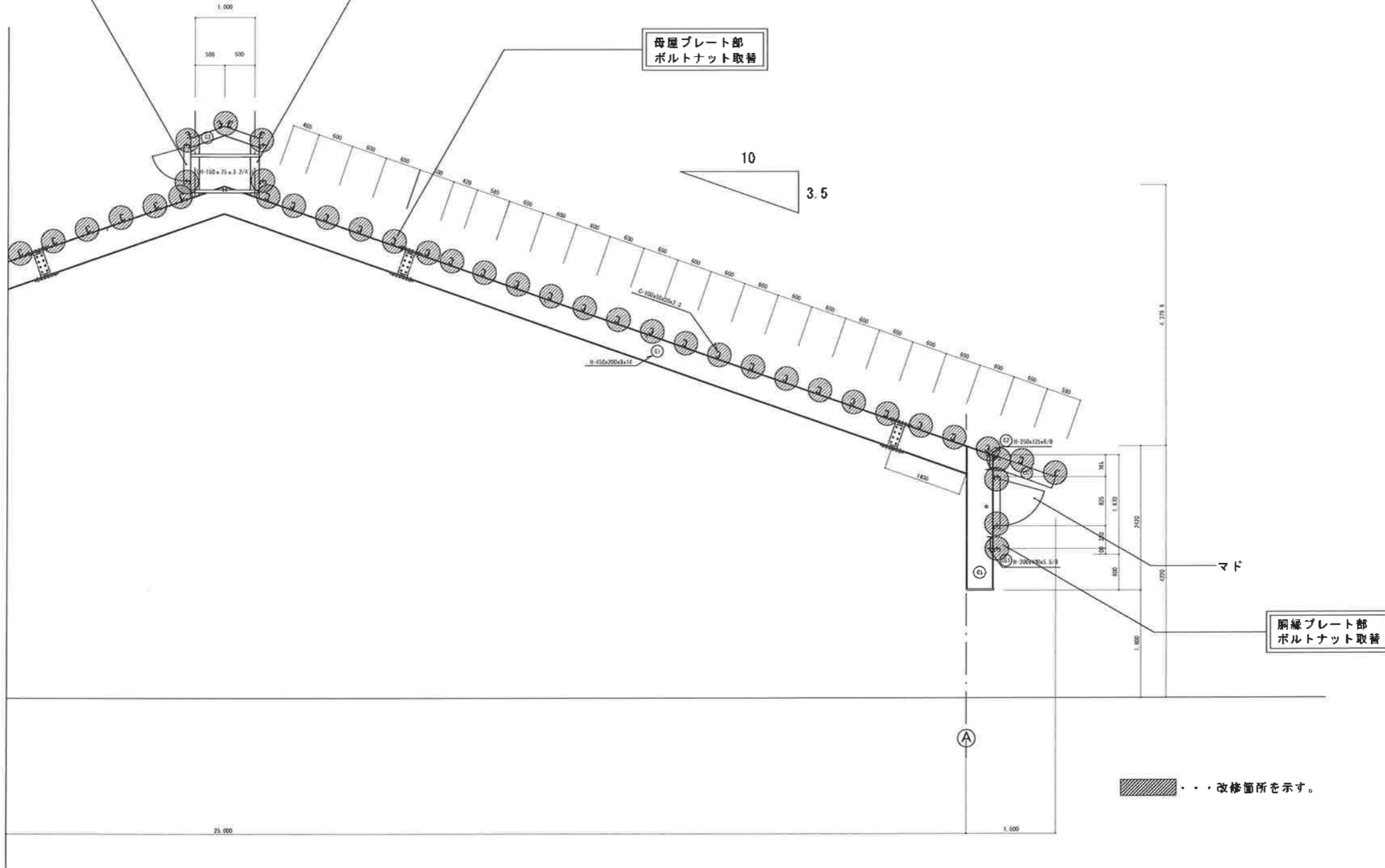
工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	1通輪組詳細図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:40 / A3 1:80
構 造		図面番号	A-13
検 印	管理建築士	設 計	株式会社m3那覇建築事務所
		製 図	川本 雅史
			登録番号
			一級建築士登録第 231514 号
			所在地
			沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101

西側換気窓
やり替え

東面窓
ポリカ壁に変更

母屋プレート部
ボルトナット取替

鋼縁プレート部
ボルトナット取替

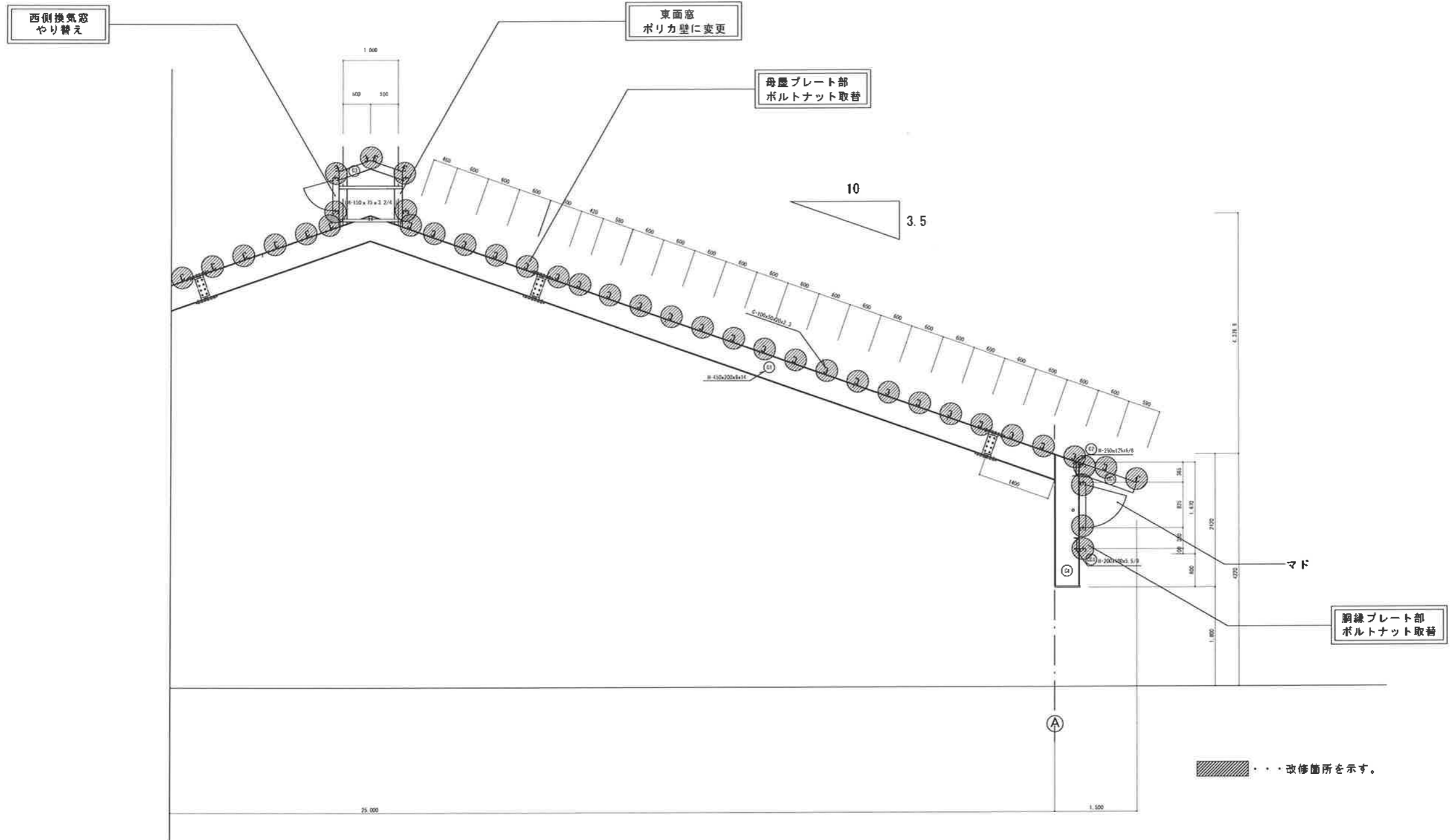


.....改修箇所を示す。

＝共通事項＝

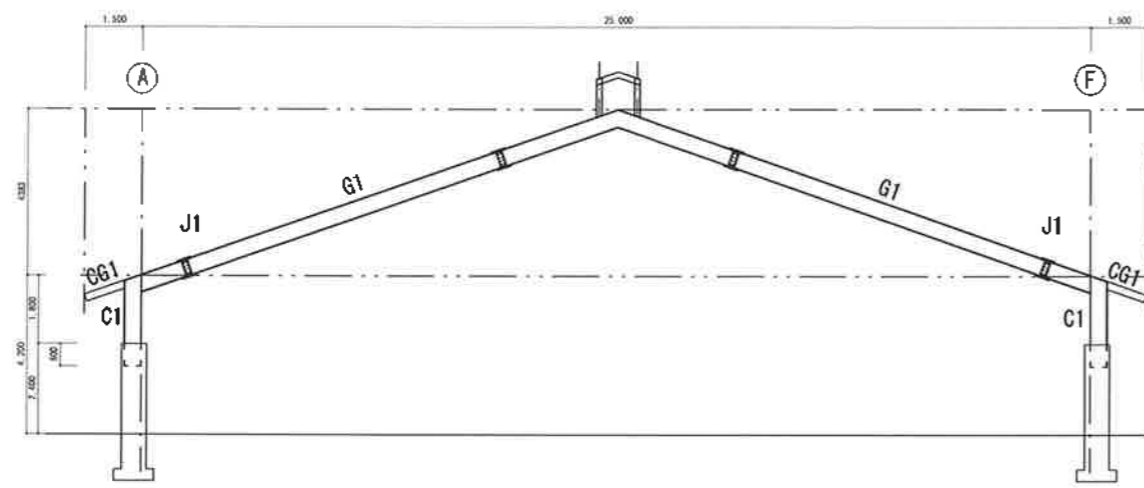
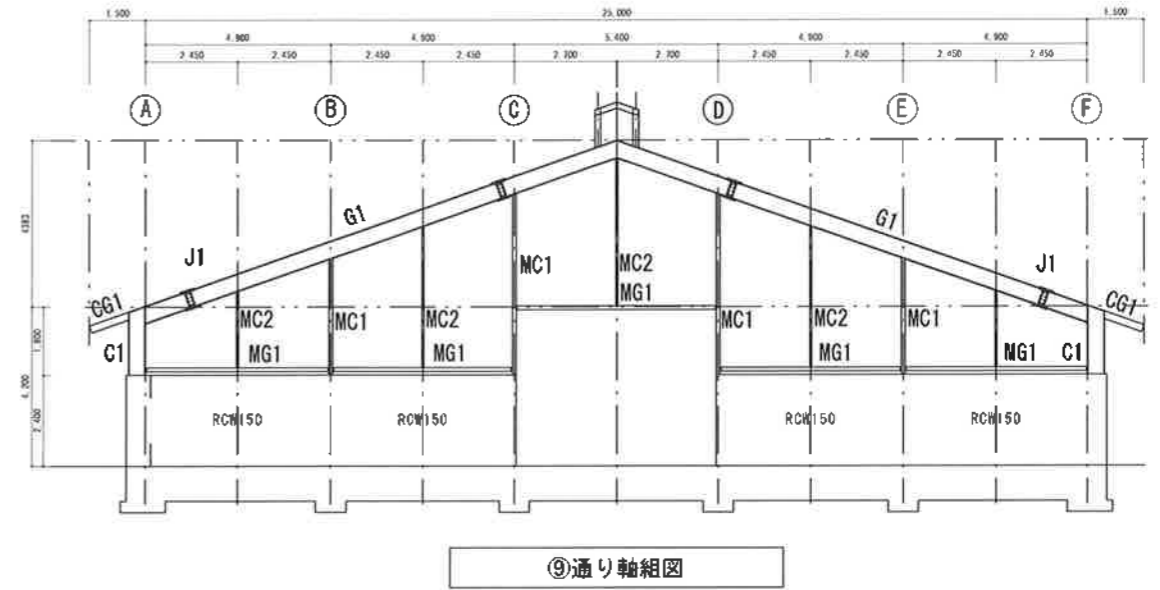
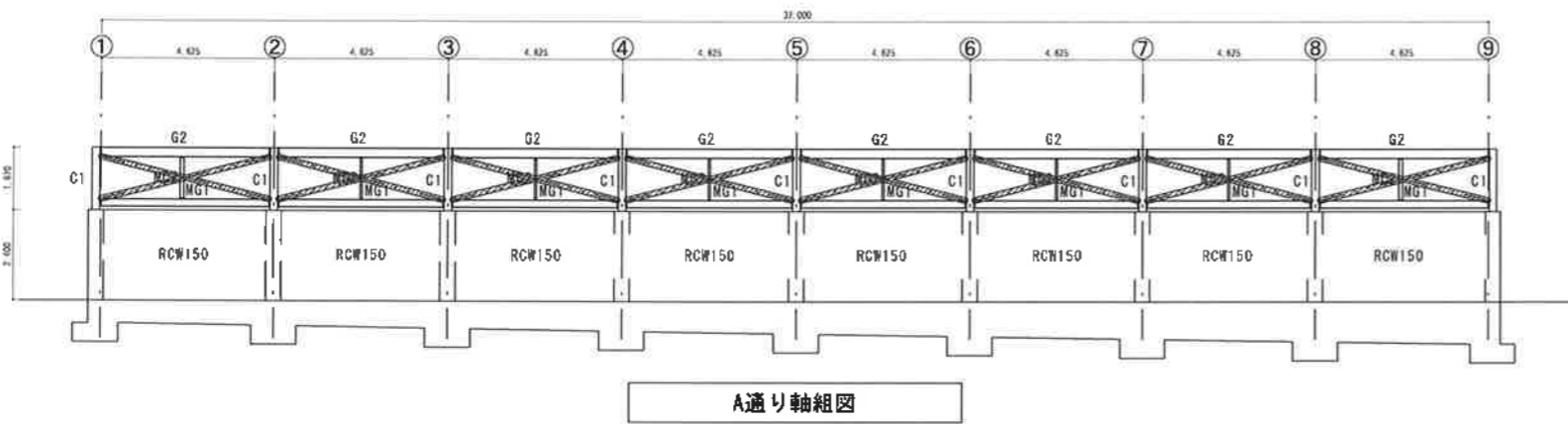
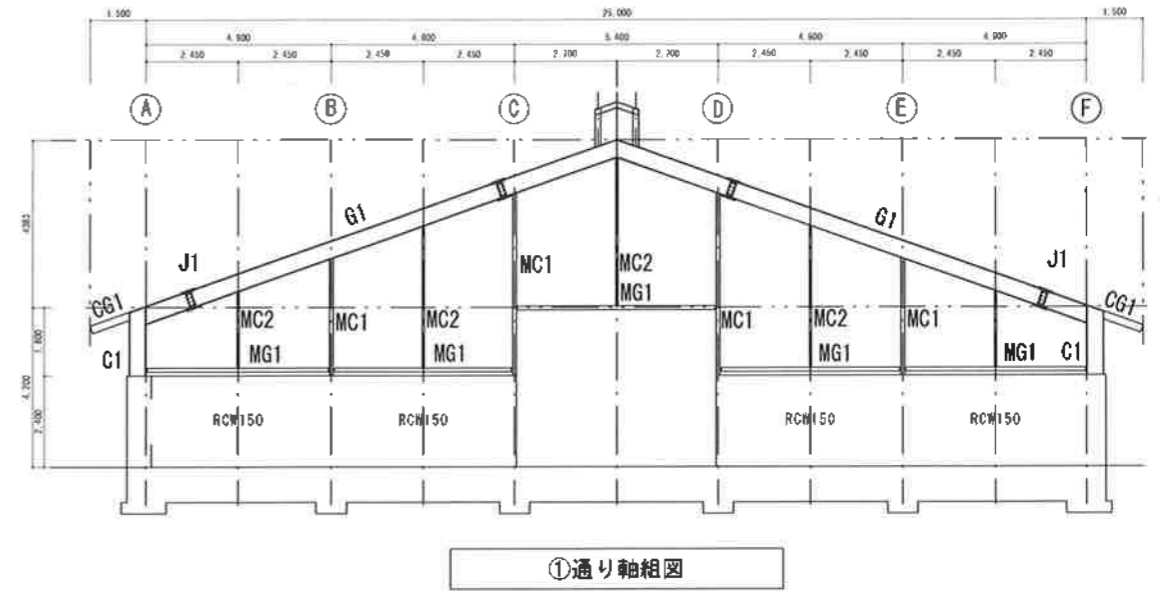
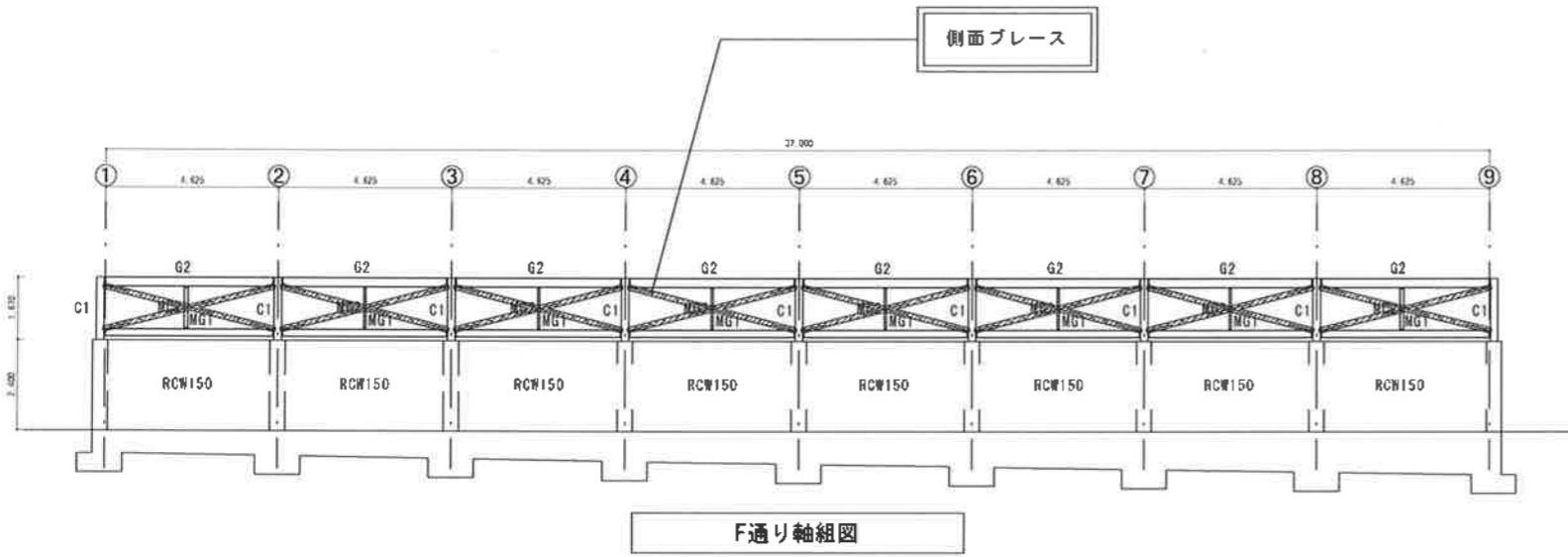
- ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
→大規模な修繕に該当
- ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
- ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県警察改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国威村字安田1477番地	図面名称	中間面輪組詳細図（改修）
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:40 / A3 1:80
概要		図面番号	A-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社m3那覇建築事務所	
	設計者氏名	川本 雅史	
	登録番号	一級建築士登録第 231614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	



＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県家畜改良センター雄肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	中簡面軸組詳細図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:40 / A3 1:80
摘要		図面番号	A-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名	株	株式会社m3那覇建築事務所
	実務者氏名	川本 聖史	
	登録番号	一級建築士登録 第 231614 号	
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



断面リスト

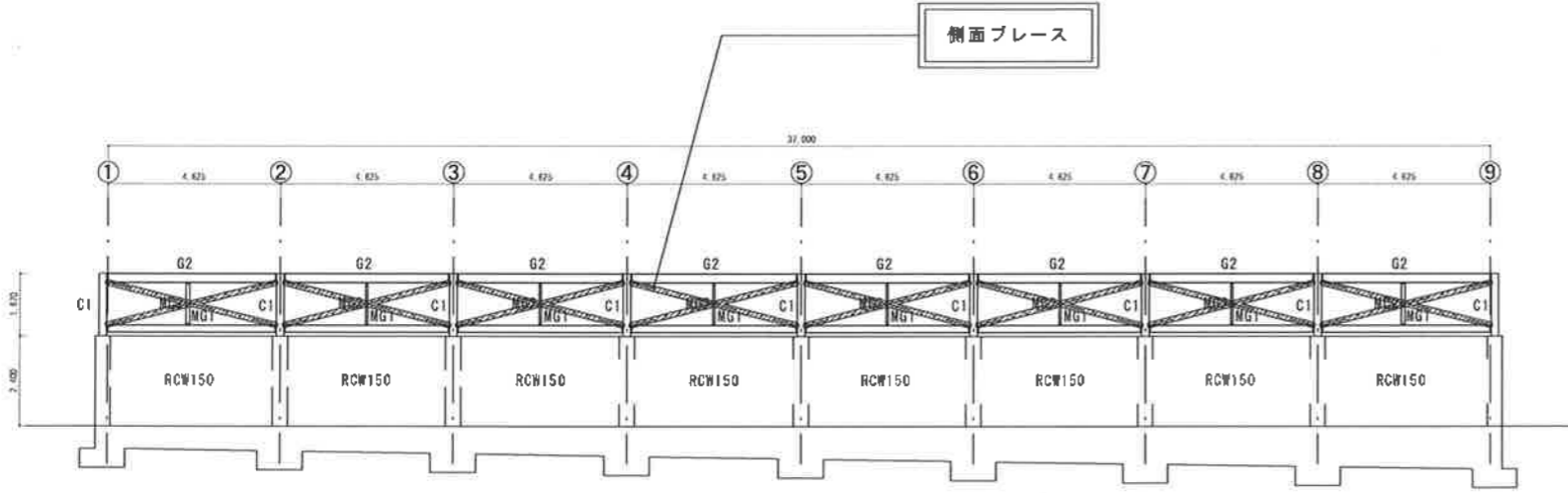
C1	H-450 x 200x9/14
MC1	H-200x100x5.5/8
MC2	H-100x50x5/7
G1	H-450x200x9/14
G2	H-250x125x6/9
MG1	H-200x100x5.5/8
CG1	H-200x100x5.5/8
B1	H-200x100x5.5/8
B2	H-200x100x5.5/8
B3	H-100x50x5/7
ブレース	D16
母屋	C-100x50x20x2.3@600
胴縁	C-100x50x20x2.3@900

■■■■ 改修箇所を示す。

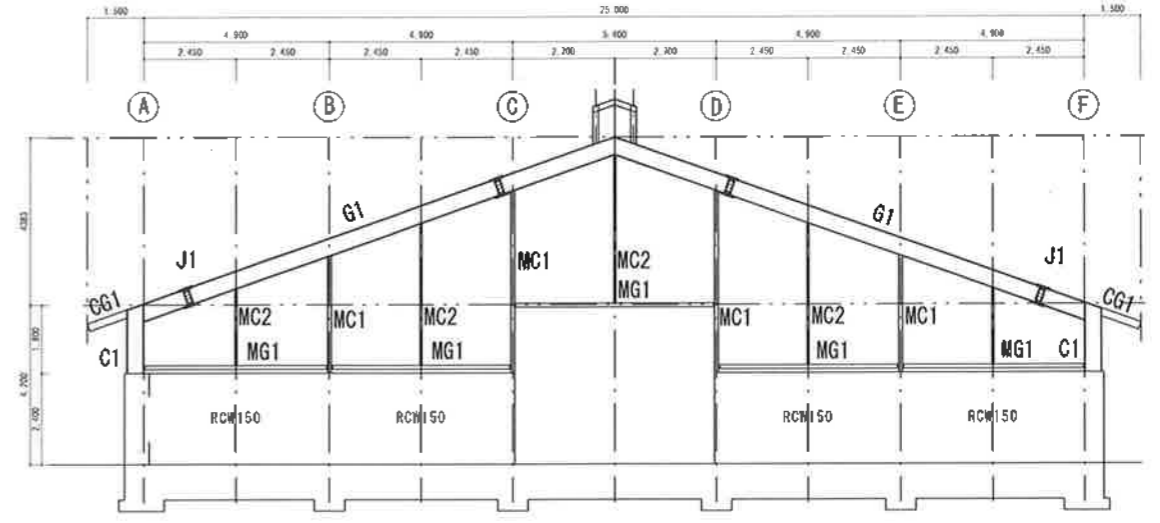
＝共通事項＝

※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半(1/2超)にわたり修繕する。
→大規模な修繕に該当
※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

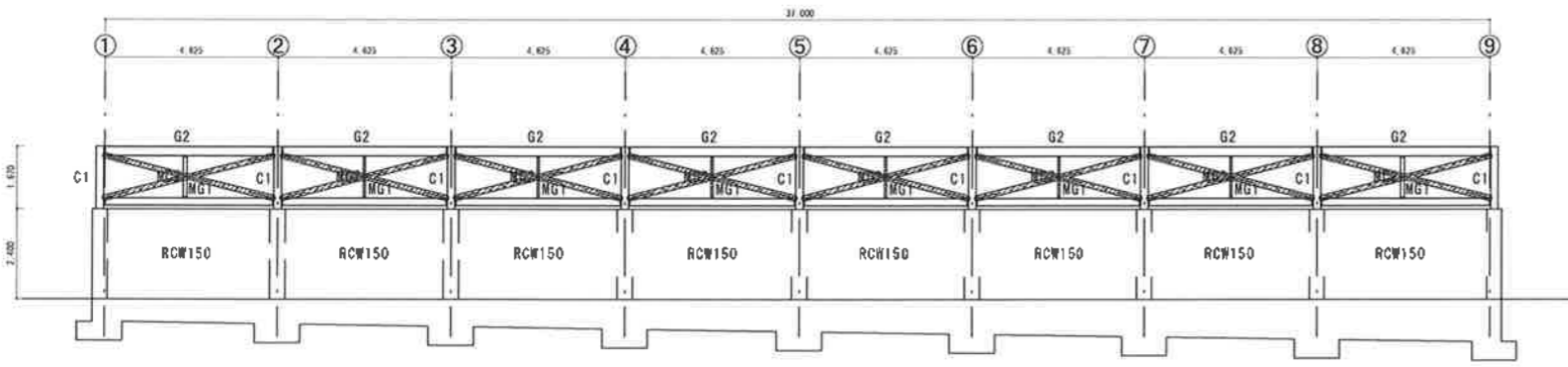
工事名称	沖縄県家畜改良センター地肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	軸組図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:75 / A3 1:150
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-15
検印		名称	株式会社m3那覇建築事務所
		実務担当者	川本 雅史
		身辺番号	一級建築士登録第 231614 号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



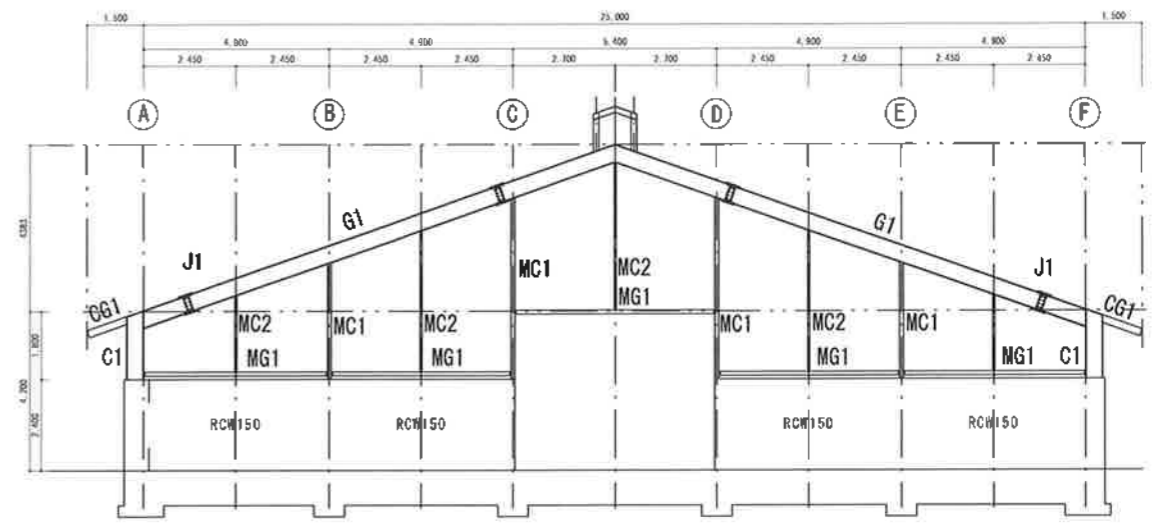
F通り軸組図



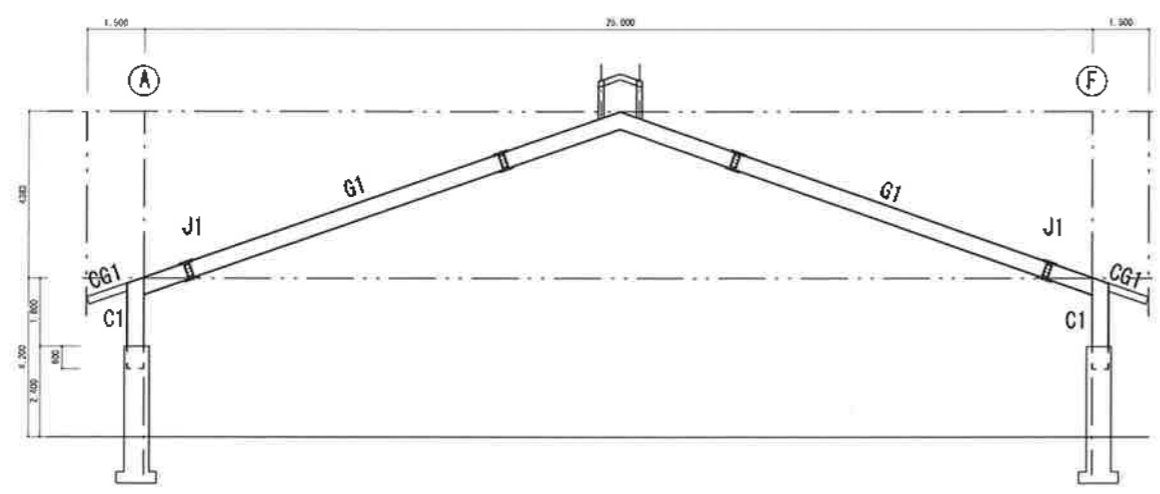
①通り軸組図



A通り軸組図



⑨通り軸組図



②~⑧通り軸組図

断面リスト

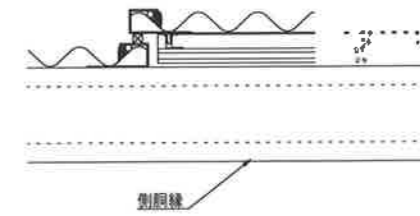
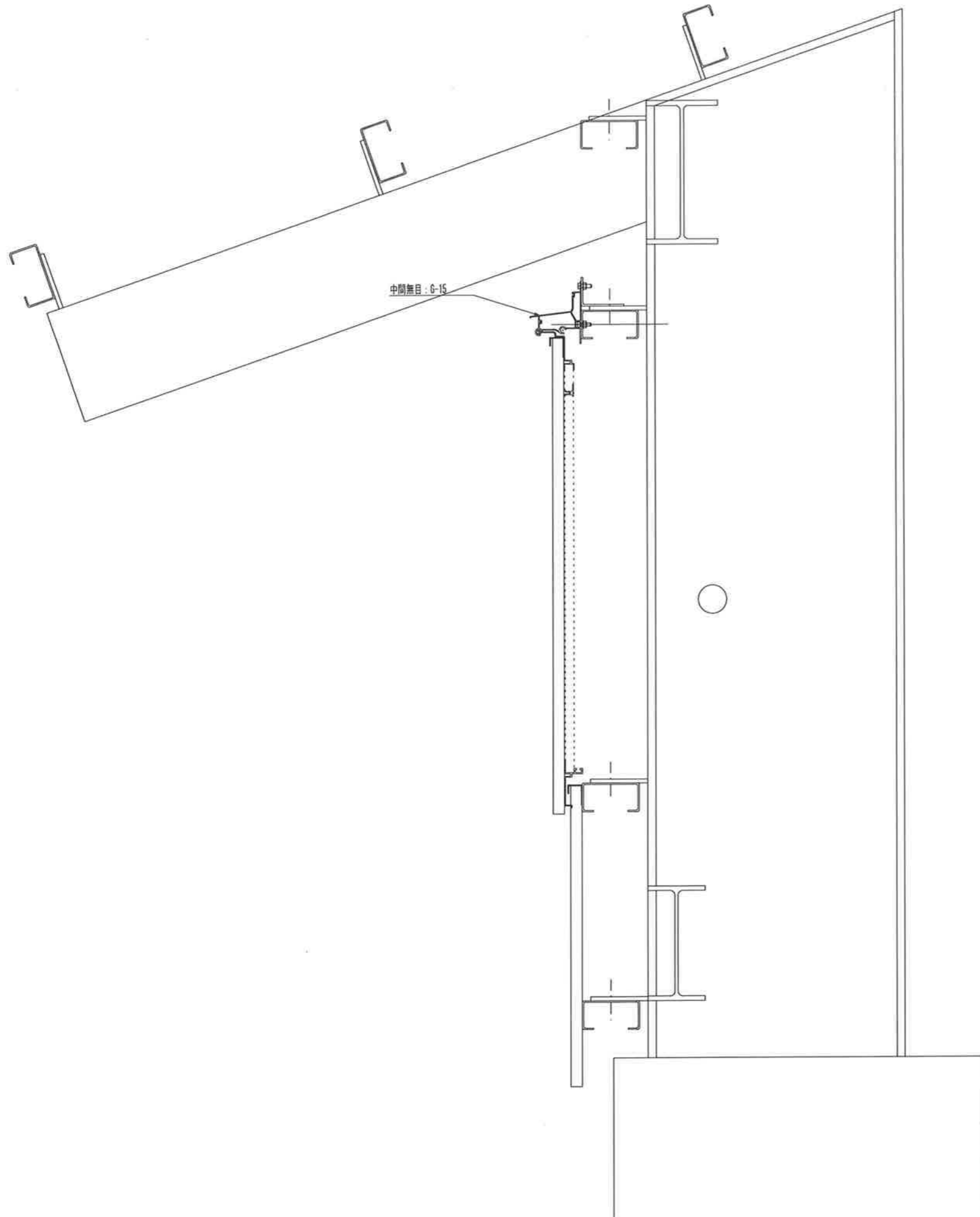
C1	H-450 x 200x9/14
MC1	H-200x100x5.5/8
MC2	H-100x50x5/7
G1	H-450x200x9/14
G2	H-250x125x6/9
MG1	H-200x100x5.5/8
CG1	H-200x100x5.5/8
B1	H-200x100x5.5/8
B2	H-200x100x5.5/8
B3	H-100x50x5/7
ブレース	D16
母屋	C-100x50x20x2.3@600
胴縁	C-100x50x20x2.3@900

■■■■ ・・・改修箇所を示す。

＝共通事項＝

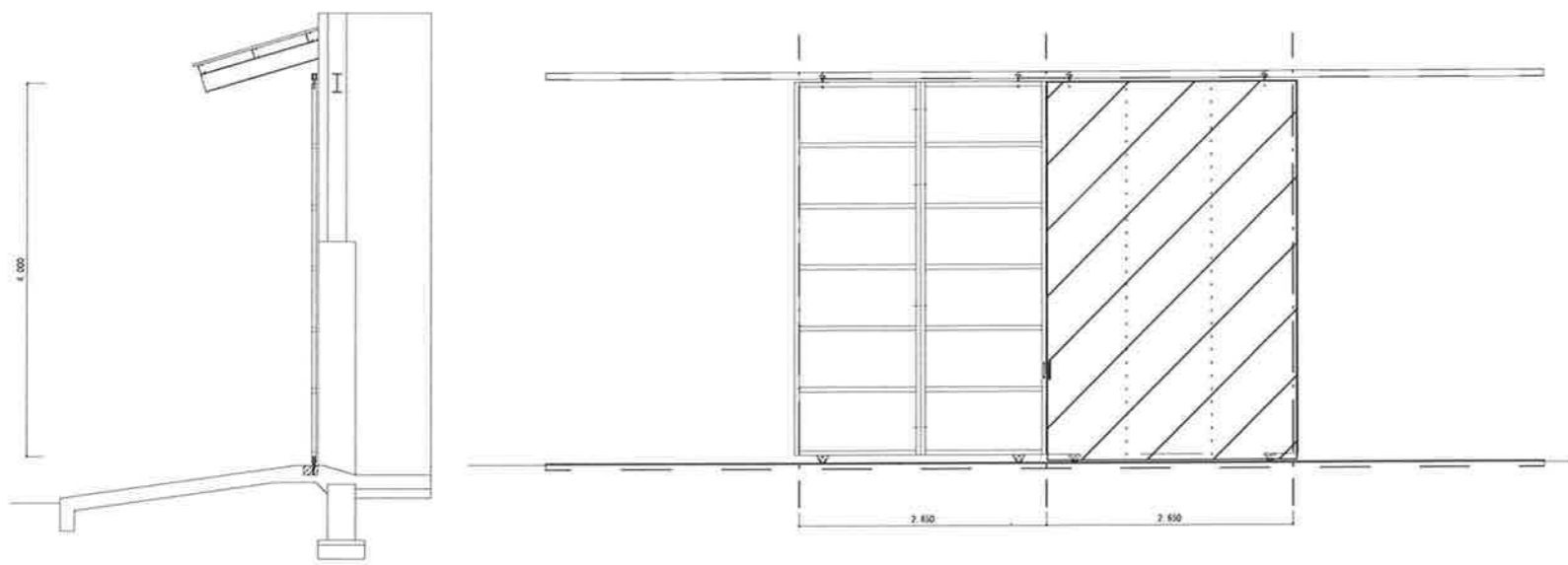
※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半(1/2超)にわたり修繕する。
 ※大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり躯体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県家畜改良センター地肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村宇安田1477番地	図面名称	軸組図(改修)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1.75 / A3 1:150
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-15
検印		名 称	株式会社m3建築設計事務所
		設計者	川本 聖史
		登録番号	一般建築士登録第 231614 号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



工事名称	沖縄県家畜改良センター建修繕工事					工事年度	令和 年度	
工事場所	国頭村字安田1477番地					図面名称	窓断面詳細図	
発注機関	沖縄県知事					縮尺		
摘要						図面番号	A-16	
審査	課長	(副課長)	(設備事業監)	班長	主幹	担当者	名称	株式会社 那覇建設事務所
							設計者	川本 雅史
							登録番号	一級建築士登録第231614号
							所在地	那覇市銘苅3丁目13-5-101

両引戸2600W x 4000H
 ※現場にて調整あり



工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事					工事年度	令和 年度	
工事場所	国頭村字安田1477番地					図面名称	鋼製建具図	
免注機関	沖縄県知事					縮尺		
概要						図面番号	A-17	
審査	課長	(副課長)	(設備事業部長)	班長	主幹	担当者	社名	株式会社m3那覇建築事務所
							実務者氏名	川本 聖史
							登録番号	一般建築士登録第231614号
							所在地	那覇市銘苅3丁目13-5-101

(平成5年版) 建築工事仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称 沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事
 2. 工事場所 国頭村字安田1477番地
 3. 敷地面積：
 4. 地域地区： 用途地域
 5. 工事種目： 新築・増築
 6. 工事概要：
 ・用途：
 ・構造： 地下 階・地上 1 階・塔屋
 ・建築面積： m²
 ・延べ面積： m²

II. 工期

・契約日から 日間
 ・平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
 ・指定部分工期及び指定対象部分： 現場説明書による。(一部完成)

III. 県産資材の優先使用及びその他

1. 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用する。
 2. 請負業者は、沖縄県振興開発特別措置法第39条の規定に基づき定められた「公共事業施工通知書」を事業開始前に(緊急に工事に着手する必要がある場合及びその他やむを得ない事由がある場合は着工後速やかに行う)主たる事業実施地域を管轄する公共職業安定所に3部提出し、確認された記載事項を遵守する努めるものとする。

IV. 建築工事仕様

1. 図面及びこの特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」(平成5年版)による。
 2. 特記仕様
 (1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
 (2) 特記事項は、◎印のついたものを適用する。◎印のない場合は、※印のあるものを適用する。
 (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、建築工事共通仕様書の当該項当該図面又は当該表を示す。
 (4) 形状寸法の単位は、特記なき限りメートルとする。

項目	特記事項
1. 適用基準等	建築工事標準詳細図 建設大臣官房官庁営繕部監修(平成5年版) 敷地調査共通仕様書 建設大臣官房官庁営繕部監修(平成5年版) 鉄骨設計標準図 建設大臣官房官庁営繕部監修(平成2年版) ※工事写真の振り方(建築編) 建設大臣官房官庁営繕部監修 ・防錆に関する工事仕様書(別添)沖縄県金属腐食対策協議会(平成3年7月)
2. 電気保安技術者	*適用する (1. 2. 3)
3. 技能士	*適用工事種別(一級技能士) (1. 5. 2) 鉄筋工(鉄筋組立施工) コンクリート工事(左官・型枠施工・コンクリート圧送) 鉄骨/組積工(とび・ブロック建築) 防水工事(防水施工) 左官/タイル工事(左官・タイル張り) 建具工事(サッシ施工・ガラス施工) 塗装工事(木工塗装作業・金属塗装作業・建築塗装作業・鋼橋塗装作業) 内装工事(プラスチック系床・カーペット床・天井鋼製下地・天井ボード) 仕上げ工事 その他工事(建築大工・建具製作・畳製作・金属板金・造園)
4. 建築材料等	建築材料の製造所、製品および施工業者等は特記されたもの又はこれらと同等以上とする。ただし同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。
5. 特別な材料の工法	建築工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
6. 発生材の処理	引き渡しを要するもの () (1. 1. 10) 指定副産物() 特定産業廃棄物() 引き渡しを要しないものは、構外搬出適切処理 ・マニフェストシステムを採用する。
7. 騒音、振動の防止	低騒音型・低振動型建設指定容量に基づき指定された建設機械を使用する。 ・法の規制を受ける。 ・法の規制を受けない。

- 8. 工事写真
- 9. 総合図の作成
- 10. 工事完成図
- 11. 設備工事との取合い
- 12. 既存建物との取合い
- 13. 設計GL
- 14. 保険関係
- 15. 近隣との調整
- 16. 施工の安全確保
- 17. 施工条件
- 1. 監督員事務所
- 2. 工事用水
- 3. 工事用電力
- 4. 請負者事務所
- 5. その他
- 1. 埋戻し及び盛土の種別
- 2. 建設発生土の処理
- 3. 土工

※下記のものを原簿とも監督員に提出する。

区分	分類・規格	原簿枚数	部数	原簿の大きさ
着工前	◎カラーキヤネ版	※	24×36以上	
施工中	◎カラーキヤネ版	※	100×125以上	
	・モノクロームキヤネ版	・	24×36以上	
完成時	◎カラーキヤネ版	※	100×125以上	
	・モノクロームキヤネ版	・	24×36以上	
	・カラーパネル半切	・		
	・カラーライド	※	24×36以上	

撮影業者
 ◎監督員の承諾する撮影業者

※作成する
 (総合図とは、施工に先立ち計画を各枚時間調整検討するもので全部位の平面図(1/50)、必要な部位の断面図、展開図(1/50)をもとに各工事ごとに必要な内容を記載したものである。なお、総合図は提出して、監督員の確認を受けるものとする。)

※作成する (1. 6. 2)
 完成図(設計図を修正したもの A1、白文字、黒表紙製本:A1)
 完成図(マイクフィルム、フットパッチャーカード、ジャケットフィルム、A3マイラー縮小複製本)

施工範囲
 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔の補強、及び開口部の補強
 ・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込及び下地材の補強
 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
 ・自動閉鎖装置取付箇所の切込み及び補強
 ・現場説明書による。

施工図
 設備機器の位置・取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

※工事中、取合い部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原形に復する。

※図示による。

※建設業務退職共済(契約額500万円以上の工事に適用)
 ※建設労災補償共済(「建設労災補償制度の取扱要領」に該当するもの)
 ・工事保険 ・火災保険 ・相立保険 ・賠償責任保険及び法定外の労災保険

※工事の施工にあたっては、近隣と十分な調整を行うとともに、着工前に調査を行い、記録に残すこと。

※「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」による。

※現場説明書による。

※設ける(2. 3. 4の備品一式を設置する。)(表2. 3. 1)(2. 3. 3)
 種別・1号・2号・3号・4号・5号
 ・設けない(但し2. 3. 4の備品一式の設置は、必要・不要)

構内既存の施設・利用できる(※有償・無償) ※利用できない

構内既存の施設・利用できる(※有償・無償) ※利用できない

請負者事務所、下小屋、倉庫、便所、その他の仮設物については適宜設ける。

※工事用看板 寸法()文字等は監督員の指示による。
 ・仮囲い(H= m、L= m)

・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (3. 2. 3)(表3. 2. 1)

※構外搬出適切処理 (3. 2. 5)
 ・構内支持の場所に敷き均し
 ・構内指示の場所にたい積
 ・構外指示の場所に処分受け入れ施設名・場所(仮置場所) 搬出調書を提出する。

1. 既製コンクリート杭事業及び鋼杭事業

杭の種類	高強度プレストレストコンクリート杭	外殻鋼管付コンクリート杭
規格	・JIS規格品	・日本建築センター評価品
材質など	・日本建築センター評価品	
長さ	※上枠 m	・図示
断面寸法	※杭径 mm	・図示
継手箇所	※なし	※図示
先端形状	※閉そく平坦形	・開放型
長期設計支持力	※ t/本	・ t/本 ・図示

杭の施工方法 (4. 2. 2) (4. 3. 2)
 ・打撃工法
 ハンマーの種類 ・ディーゼルハンマー ※油圧ハンマー
 プレローリング ・行方(長さ 杭長- m 径 杭径- mm)
 ※行わない

2. 試験杭

本数・位置 ※図示 ・最初の一本 (4. 5. 2)
 杭の仕様・工法 杭の長さ以外は、本杭による
 杭の長さ 上杭 m
 支持力算定方法 昭和46年1月29日建設省告示第111号(最終改正昭和53年12月20日建設省告示第1623号)による (4. 5. 3)

3. 平板載荷試験

試験方法 敷地調査共通仕様書(4章9節)による (4. 5. 4)
 試験位置 図示、試験深さ 設計GL- m
 試験対象土質、最大荷重 t

種類	※鉛直探査	・水平探査
位置	※基礎	※図示の範囲
探査対象深さ	※現状地表面から mまで	※現状地表面から

4. 磁気探査

探査仕様
 1) 磁気傾度計を使用した探査とする。磁気傾度計は、250kgの爆弾を1m以上の距離から探査できるものとする。
 2) 探査の結果、磁気に異常が認められた場合は、直ちに磁気量を計算して監督員に報告する。
 3) 探査上疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議する。
 4) 鉛直探査の場合、掘削に先行し1mずつ探査を行い、掘削終了後改めて対象範囲全域の連続探査を行う。
 5) 報告書には、次の事項を記載する。
 探査概要、機器概要、探査位置、探査結果、写真(探査状況のわかるもの)
 6) 参考「設計・調査・測量業務必携」探査工事関係資料

厚さ(mm)150 ※図示による (4. 8. 2)

厚さ(mm)50 ※図示による (4. 9. 1)

ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 重ね幅縦横250mm以上

8. その他の杭工事

1. 鉄筋の種類 (5. 1. 1)

鉄筋	種別	種別	径(mm)
鉄筋	※A種 ・B種	・SD295A	
		・SD295B	
		・SD345	

網目の形状 ※< > > 鉄筋の径 mm(5. 1. 2)
 ◎亜鉛引溶接金網

※重ね継手 ・ガス圧接(径D16以上 ※径D19以上)(5. 2. 1)

※(5. 2. 2)の数値とする。(5. 2. 2)
 ・(5. 2. 2)の数値に10mmを加えた値とする。

※A形 ・B形 ・図示による (5. 3. 1) (図5. 3. 2)

※図5. 4. 1 ・図示による (5. 4. 1)

形の種別 ※H形 ・W-I形 ・W-II形 (5. 4. 1) (図5. 4. 2)

※A形 ・B形 ・図示による (表5. 6. 4)(表5. 6. 5)(図5. 6. 3)

※行方(補強方法は、図示による) (図5. 7. 14)

補強形式 ※H形 ・MH形 ・M形 ・M形 ・図示による(5. 9. 1)
 検査方法 ※超音波探傷試験 ・引張試験 (5. 10. 4)

1. 設計基準強度

普通コンクリート (6. 1. 2)	適用箇所
Fo(kgf/cm ²)(N/)	通用箇所
※210 (21)	躯体
◎180 (18)(15)	土間コンクリート、捨てコンクリート

2. レーミストコンクリート

軽量コンクリート (6. 1. 2)	適用箇所
Fo(kgf/cm ²)(N/)	通用箇所
※210 (21)	
・180 (18)	

種類 ※I類 ・II類 (6. 1. 3) (表6. 1. 1)

種類 ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種(6.2.1)(6.10.2)
 ・高炉セメントのA種 ・< >

砕石及び砂利の種類(JIS A5005) ※A・B< > (6. 2. 2)
 細骨材の塩分含有量(%wt) ※0.04以下(NaCl換算)

※混和剤 ※AE剤又はAE減水剤標準形のI種 (6. 2. 4)
 ・防水材 ・< >
 ・混和剤 ※フライアッシュ ・< >

所要空気量(%vl) (6. 3. 2)
 ※4.5 ・< >

塩化物量(塩化イオン換算 kg/m³) (6. 4. 4)
 ※0.30以下 ・0.60以下
 コンクリート打設に先立ち(財)沖縄建設技術センターで細骨材の塩分含有量を調べ監督員に報告する。

8. 軽量コンクリートの割合

種類	所要空気量単位容積重量(t/m ³)	適用箇所
1種		
2種		
所要空気量(%vl) ※5.0		

捨てコンクリート及び防水押えコンクリートの場合の粗骨材の最大寸法(mm)
 ※20 ・< > (6. 9. 2)

適用箇所 ※6. 9. 4による
 ・6. 9. 4のほかに次による

種類	スランブ(cm)	施工箇所
普通コンクリート		
軽量コンクリート		

(6. 13. 2) (表6. 13. 1)

種類	適用箇所
A種	図示による
B種	一般覆防水下地、防水押えコンクリート

※(6. 6. 1~4)を適用する

・合板せき板を使用しない場合 せき板の種類() (6. 14. 1)
 コンクリート面の仕上りの程度()

・合板を用いる場合 (6. 14. 3) (表6. 14. 1)

種類	塗装	施工箇所	備考
A種	有・無		
B種	有・無		
C種	有・無		コーン使用

・床型枠用鋼製デッキプレート

※1週及び4週の圧縮強度試験を行うことし、特に4週の圧縮強度試験については、(財)沖縄建設技術センターで行う。

・化学法(原則として主要構造部分にかかる抜取り試験とする)
 ・モルタル(原則として主要構造部分にかかる抜取り試験とする)

告示第1103号第2号の規定に基づく大臣認定を受けた鉄骨製作用
 ・S類 ・A類 ・B類 ・C類 (鉄建協)
 ・Hグレード ・Mグレード ・Rグレード (全機連)
 ・監督員が承諾する工場
 ・現場説明書による。

※適用する (7. 1. 4)

材質 ・SS400(規格※JIS規格品) (7. 2. 1) (7. 9. 2)
 (規格7. 2. 7(b)の試験に合格するもの)

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	仕様書1(既存)
発注機関	沖縄県知事	縮 尺	
摘 要		図面番号	A-18
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社m3那覇建築事務所
		資格者氏名	川本 雅史
		登録番号	一級建築士登録 第231614号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目5-101

4. 高力ボルト
5. ターンバックル
6. 製作精度
7. 溶接部の検査
8. 錆止め塗料
9. 耐火被覆
10. アンカーボルト
11. 柱底均しモルタル
12. 鉄骨材の表面仕上
8. ブロック・ALCパネル・PCカーテンウォール工事
9. 防水工事

種類 ・ JISの高力ボルト (7. 2. 2)(7. 2. 4)
・ トルシア形高力ボルト
※溶融亜鉛メッキ高力ボルト(建設大臣一般認定品F8T)
・ 普通ボルト
規格 ※JIS A5540の規格品 (7. 2. 6)
網の種類 ※割枠式 ・ バイブ式
ボルトの種類 ※羽子板ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト
※(社)日本建築学会「鉄骨精度検査基準」による (7. 3. 3)
試験の種類 試験箇所 試験数 備考
・ 超音波探傷試験 採取率 ※7. 5. 9(a) ※7. 5. 9(a) (5) (iii) 採取方法 ※7. 5. 9(a) (5) (iii)
・ マクロ試験 採取率 ※7. 5. 9(a) (5) (iii) 採取方法 ※7. 5. 9(a) (5) (iii)
※表17. 3. 1のB種による (7. 6. 1)
所要性能 ・ 表7. 7. 2 ・ < > (7. 7. 1)
種類 材料及び工法 製造所
・ ラス張りモルタル 15章3節による
・ 耐火材吹付け ロックウール ・ 乾式 7. 7. 3(a)(b)による
・ 耐火板張り 7. 7. 4(a)(b)による
(7. 5. 8)
保持及び埋込み工法の種別 ・ A種 ※B種 ・ C種 (表7. 8. 1)
工法 ・ A種 ※B種 (7. 8. 1)(表7. 8. 2)
無収縮モルタルを使用する。(製造所)
亜鉛めっき ※A類A種 ・ A類B種 (7. 10. 3)(表14. 2. 2)(表14. 2. 3)
1. 補強コンクリートブロック造 (8. 1. 2)
ブロックの種類 ※C種普通ブロック (8. 1. 2)
ブロックの厚さ < > mm
鉄筋の種類 ※異形鉄筋(・A種 ※B種(SD295A))(8. 1. 2)
表8. 1. 2以外のコンクリートの設計基準強度 F_o (kgf/cm²)<N/>|(8. 1. 5)
※210<21> < >
ブロック種別 ※表8. 2. 1による (8. 2. 2)
ブロックの厚さ < > mm
ブロックの基礎及び控壁コンクリートの設計基準強度 F_o (kgf/cm²)<N/>|
※180<18> < >
※セメントれんが(市販品) ・ 普通れんが(2種) (8. 3. 2)
耐火れんが(JIS規格品7種)
製造所 (8. 3. 2)
・ 外壁用パネル ・ 間仕切用パネル ・ 屋根用パネル ・ 床用パネル(8. 5. 2)
目地用鉄筋の種類 ※異形鉄筋A種 (8. 5. 3)
外壁パネル取付種別 ※B種 (表8. 5. 2)
間仕切パネル取付種別 ※A種 (表8. 5. 3)
性能 (8. 6. 2)
設計用層間変位及び震度 < >
設計用耐風強度 < > (8. 6. 4)
取付け金物
材質及び防錆処理
材質 ※JISG3101によるSS400
防錆処理 ※構造体金物及び連結用金物 表14. 2. 4のB種
部材取付け金物 表14. 2. 4のC種
製作
・ コンクリートの割合 ・ 設計基準強度 F_o (kgf/cm²)<N/>|(8. 6. 6)
※300<30>
配筋 ※監督員の承諾による。 (8. 6. 6)
ブロックの種類 ※C種普通ブロック (8. 1. 2)
ブロックの厚さ < > mm
鉄筋の種類 ※異形鉄筋(・A種 ※B種(SD295A))(8. 1. 2)
表8. 1. 2以外のコンクリートの設計基準強度 F_o (kgf/cm²)<N/>|(8. 1. 5)
※210<21> < >
ブロック種別 ※表8. 2. 1による (8. 2. 2)
ブロックの厚さ < > mm
ブロックの基礎及び控壁コンクリートの設計基準強度 F_o (kgf/cm²)<N/>|
※180<18> < >
※セメントれんが(市販品) ・ 普通れんが(2種) (8. 3. 2)
耐火れんが(JIS規格品7種)
製造所 (8. 3. 2)
・ 外壁用パネル ・ 間仕切用パネル ・ 屋根用パネル ・ 床用パネル(8. 5. 2)
目地用鉄筋の種類 ※異形鉄筋A種 (8. 5. 3)
外壁パネル取付種別 ※B種 (表8. 5. 2)
間仕切パネル取付種別 ※A種 (表8. 5. 3)
性能 (8. 6. 2)
設計用層間変位及び震度 < >
設計用耐風強度 < > (8. 6. 4)
取付け金物
材質及び防錆処理
材質 ※JISG3101によるSS400
防錆処理 ※構造体金物及び連結用金物 表14. 2. 4のB種
部材取付け金物 表14. 2. 4のC種
製作
・ コンクリートの割合 ・ 設計基準強度 F_o (kgf/cm²)<N/>|(8. 6. 6)
※300<30>
配筋 ※監督員の承諾による。 (8. 6. 6)

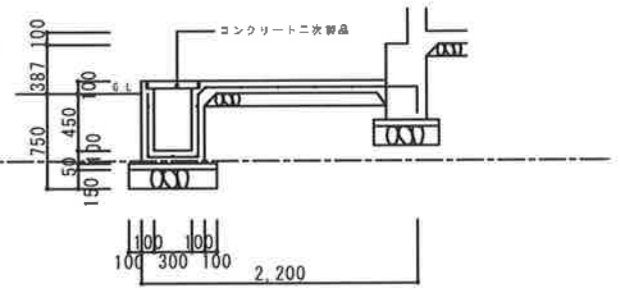
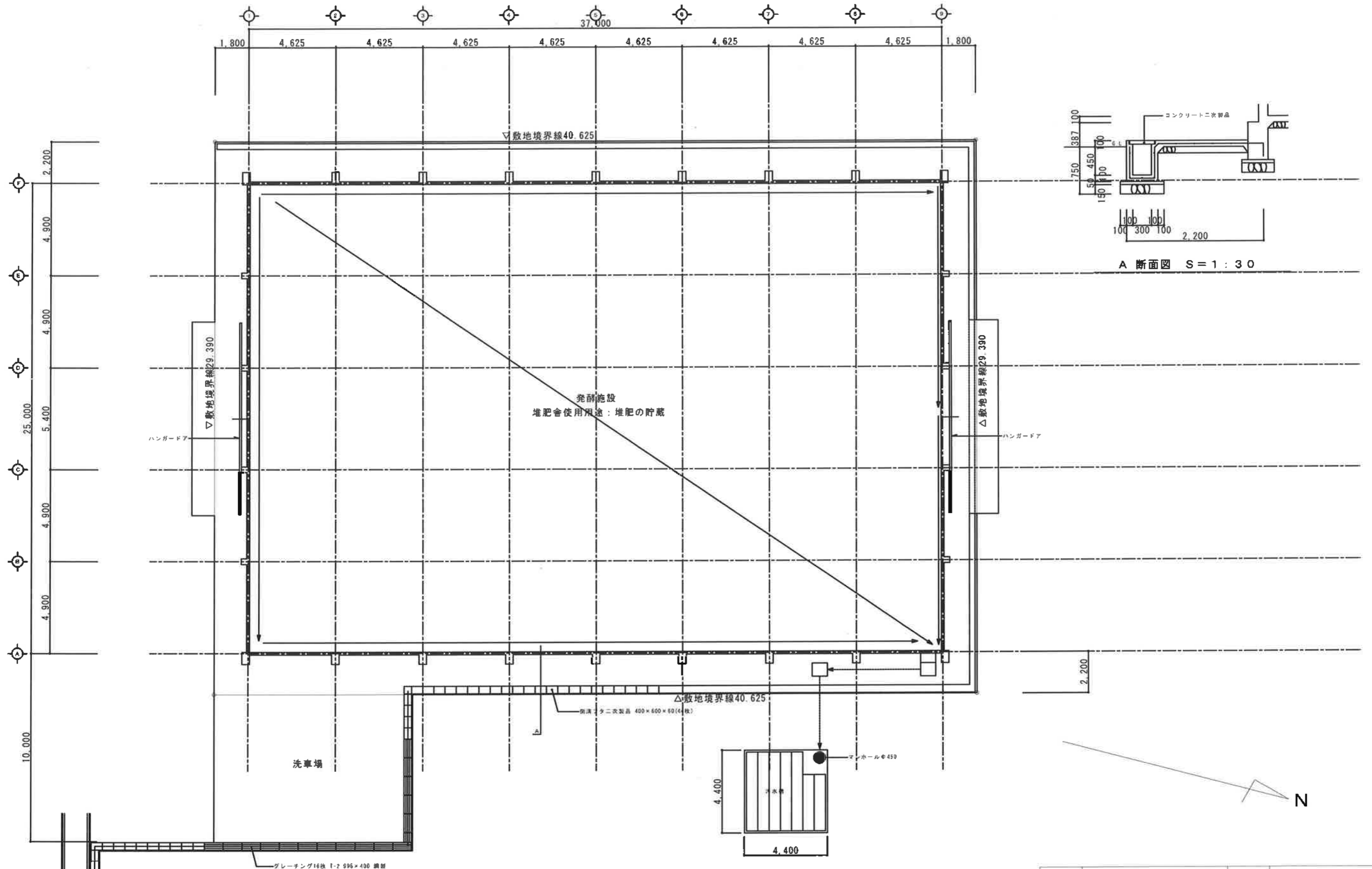
2. 合成高分子系ルーフィングシート 防水
3. 塗膜防水
9. 防水工事
4. シーリング用材料
5. 補償規定
10. 石工事
11. タイル工事

品質・規格 ※JIS A6008の規格品 (9. 2. 2)
種類 施工箇所 適用 仕上塗料 備考
S-1 非歩行 ※カラー・シルバー・カーシート(仕上塗料なし)
※断熱(ポリエチレンフォーム)厚さ※25・15
※断熱(通気透湿シート)断熱※ステンレス製(100㎡あたり1箇所)
S-3 軽歩行 軽歩行 ※カラーシート
※カラー(1. 5kg/㎡以上)
施工箇所 種別 仕上 備考
・ カラー・シルバー 脱気装置材質・数量 ※ステンレス製 (100㎡あたり1箇所)
・ カラー・シルバー 脱気装置材質・数量 ※ステンレス製 (100㎡あたり1箇所)
施工業者 製造所またはその指定業者
(9. 4. 2)(表9. 4. 1)(10. 2. 3)(10. 3. 3)(11. 1. 1)(11. 1. 3)(11. 2. 3)(11. 2. 5)(15. 6. 2)(16. 2. 4)(18. 11. 1)(16. 11. 3)
種類 材種 施工箇所
A種 シリコンシーリング材(1成分形)高モジュラス形 ガラス工立工法、ガラス突付け
B種 シリコンシーリング材(1成分形)低モジュラス形 金属笠木目地 建具周囲 ガラス留め
シリコンシーリング材(2成分形)
C種 ポリウレタンシーリング材(2成分形) 建具周囲 石目地
変形シリコンシーリング材※2成分形 コンクリート壁目地、タイル目地 PCカーテンウォール目地、石目地
D種 ポリウレタンシーリング材 ALCパネル縦使い挿入筋工法の建具周囲
E種 エマルジョン系アクリルシーリング材 ALCパネル縦使い挿入筋工法の目地
F種 油性コーキング材 遮音壁取合い部
接着性試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験
・ 沖縄県防水施工協会及び沖縄県アスファルト防水事業協同組合の全員の責任施工し元請業者、施工者、製造所の3連署による保証書を監督員に提出する。
※保証期間は工事引き渡し後()年間
ただしアスファルト工事は()年間
1. 花こう岩類の石張り (10. 2. 2)(表10. 2. 1)(表10. 2. 2)
施工場所 品質 産地名 仕上の種類
※1等・2等・3等
※1等・2等・3等
※1等・2等・3等
(10. 3. 2)(表10. 3. 2)
施工場所 品質 産地名 仕上の種類
※1等・2等・3等
※1等・2等・3等
※1等・2等・3等
・ 乾式工法(取付け金具))
・ 掘石の種類、大きさ (10. 4. 2)
※大理石の種類(12mm以下) ・ 花こう岩(6mm以下)
形状 () ・ 図示による
※監督員の承諾する業者
製造所
タイルの種類 (11. 1. 1)
施工箇所 形状寸法 きじ うわら 役物 色
種別 施工箇所
※A1-2
アスファルトの種類 ※3種 ・ 4種 (9. 1. 3)
アスファルトルーフィング JIS A6005
※1500 ・ 940 (9. 1. 3)
断熱材 材質 ※JIS A9511 B類3種 (9. 1. 3)
厚さ(mm) ※25(両面皮付)
伸縮調整目地 ※成形伸縮目地 ・ 注入目地 (9. 1. 5)
施工標準 ※設ける ・ 設けない
施工業者 ・ 監督員の承諾する施工業者
壁タイル張りの工法 ※表11. 1. 4による < > (11. 1. 3)
製造所:陶磁器質
せつ器質
有機質接着剤の種類 (11. 1. 1)
※タイプI ・ タイプII ・ タイプIII

11. タイル工事
12. 木工事
13. 屋根及びびと工事
14. とい工事
15. ルーフドレン

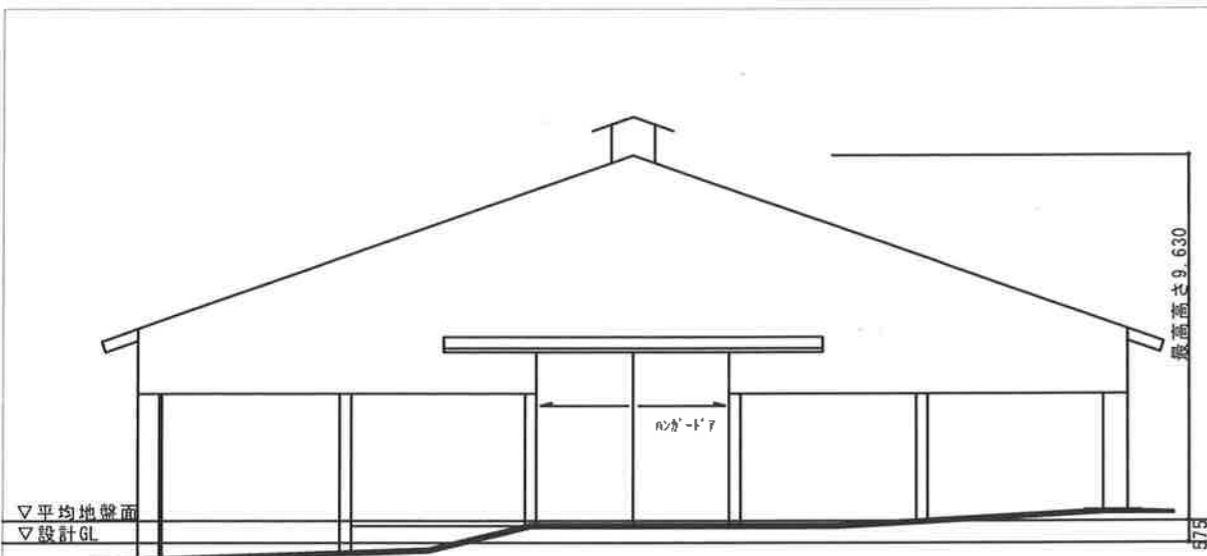
2. 陶磁器質タイル型枠先付け工法
1. 木材
2. 表面仕上げ
3. 化粧張り
4. 造作用集成材
5. 防腐・防蟻処理
6. 防虫処理
7. その他
1. 長尺亜鉛めっき鋼板葺
2. 折板葺
3. 波形石綿スレート葺
4. とい
5. ルーフドレン
適用タイル 種別 タイル型枠先付けのせき板の種類
小口タイル ・ タイルシート法 ※表6. 14. 1のB種
二丁掛タイル ・ 目地樹法 ・ 金属タイル
大型タイル 積木法 先付用パネル
木材の含水率 ※A種 ・ B種 (表12. 1. 1)
部材名称 樹種
・ 天井下地材 ※杉
・ 壁下地材 ※杉
・ 床下地材 ※杉
・ 見え掛り化粧材
造作材の等級 ※A種 ・ B種 (表12. 1. 2)
・ A種 ※B種 (表12. 1. 4)
化粧単材の樹種及び厚さ 等級 ※1等 (表12. 1. 6)
施工箇所 樹種 厚さ
化粧単材の樹種及び厚さ 等級 ※1等 (表12. 1. 7)
施工箇所 樹種 厚さ
施工箇所 ・ 土壌処理は木材建築物等防腐・防蟻・防虫処理
技術指針・同解説による (12. 1. 2)
※化粧合板を除く全木材 (12. 1. 3)
防除薬剤 社団法人日本しろあり対策協会の認定品とする
処理方法 木材真空加圧注入処理方法又は現場処理方法とする。
防除業者 社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」又は沖縄県木材防虫、防蟻、JAS、AQ協議会委員で監督員の承諾をうけた者
補償規定 施工完了後(※5年 ・ 年)とする。保証書は元請業者と防除業者の連帯保証とする。
報告書の提出 防除工事の実施にあたり、施工者は記録を取り工事報告書を作成し、監督員に提出する。
合板を除く。仕様木材については「製材の日本農林規格」の防虫1種処理材の規格品とする。ただし、現場処理とする場合は、監督員と協議し、決定する。 (12. 1. 4)
屋根葺形式 ・ 瓦葺葺 ・ 平葺 (13. 1. 1)
材料 ※JISの規格品 (13. 1. 2)
JISの番号 ※G3312 ・ G3302 ・ K6744
鋼板厚さ(mm) ・ D4 < >
亜鉛めっきの種類 ※Z27以上
取付け金物 ※ステンレス(SUS304製) ・ ステンレス(SUS316製)
下葺 ・ アスファルトルーフィング940
厚0.7(堆肥倉屋根及び壁)フックボルト止め
種類 形による区分 ・ 重ね形 ・ はせ縮め形 (13. 2. 2)
鋼板の材料 ※JIS G3312の規格品
鋼板厚さ(mm) < >
亜鉛めっきの種類 ※Z27以上
断熱材 ・ あり(厚さ mm) ・ なし
耐火の所要性能 ・ あり(30分耐火) ・ なし
取付け金物 ※ステンレス(SUS304製) ・ ステンレス(SUS316製)
保証荷重による区分 < >
種類 ・ 大波規格品 ・ 中波規格品 (13. 3. 1)
・ 小波規格品 ・ リブ波規格品
施工地域 強風地域 (13. 3. 2)
取付け金物 ※ステンレス(SUS304製) ・ ステンレス(SUS316製)
・ 縦どい ・ 軒どい(※設備に含む 建築工事に含む)
材種 ※配管用鋼管 ・ 硬質塩化ビニール管 (表13. 4. 1)
とい受金物 ※ステンレス(SUS304製 t₂≧3mm)
※ステンレス(SUS316製 t₂≧3mm)
防露 ※(表13. 4. 4)による ・ 行わない
掃除口 ※有 ・ 無
材種 ※鍍銀製(適切な防蟻処理を行う)
・ ステンレス(SUS304製) ・ ステンレス(SUS316製)
製造所 監督員の承諾を受ける

1. ステンレス鋼
2. アルミニウム及びアルミニウム合金
3. 鉄の亜鉛めっき
4. 軽量鉄骨天井下地
5. 軽量鉄骨壁下地
6. 手すり及びタラップ
7. 金属成形板張り
8. 天井見切縁
9. アルミニウム製笠木
1. 防火材料等
2. 防水モルタル塗り
3. 仕上塗材仕上げ
15. 左官工事
表面処理の種類 内部 ※HL仕上 < > (14. 2. 1)
外部 ※BA仕上 ・ No2B仕上
(14. 2. 2)(表14. 2. 1)
使用箇所 種別 備考
陽極酸化被膜の着色方法 ※二次電解着色 ・ 三次電解着色(14. 2. 2)
(表14. 2. 1)のA種、C種の場合はアルカリ性材料と接する箇所に耐アルカリ性の塗料を塗布する。
被膜の品質試験 ・ 行う ※行わない (14. 2. 2)
(14. 2. 3)(表14. 2. 2~表14. 2. 4)
施工箇所 亜鉛めっきの種類 付着量等の種別 備考
※A種 ※A種
・ B種
溶融亜鉛めっきの付着量試験 ※行わない ・ 行う(14. 2. 3)(表14. 2. 3)
野線などの種類 屋内 ※19形 ・ 25形 (14. 4. 1)(表14. 4. 1)
屋外 ・ 19形 ※25形
外部に面する部分の吊りボルト(ナット共)及びハンガー材種 ※ステンレス(SUS304製) ・ ステンレス(SUS316製)
寸法(mm) 吊りボルト φ9ハンガー 厚さ2.0以上
スタッド、ライナーの種類 (14. 5. 2)(表14. 5. 1)
※(表14. 5. 1)による < >
名称 材質 種別等 備考
手すり
タラップ ステンレス製 ※SUS304 ・ SUS316
(14. 7. 1)
材種 ・ アルミニウム
製法 ・ 押出し・プレス・ロール
寸法(mm) 板幅() 板厚() 板幅() 板厚()
表面処理など
※アルミニウム既製品 ・ 塩化ビニール既製品
部材の種類 ※250形 ・ 350形 (表14. 8. 1)
表面処理 ※A-1種又はB-1種 (14. 8. 2)(表14. 2. 1)
※屋内の壁及び天井の仕上り材は、防火材料又は建築基準法に基づき基材同等の認定の表示のあるもの。
・ 次の箇所を除き防火材料又は建築基準法に基づき基材同等の認定の表示のあるものとする。
防火剤の製造所 (15. 3. 5)
目地 ・ 設ける ・ 設けない
名称 種類 仕上 工法 上塗り材
薄付け仕上塗材
・ 外装薄塗材C
・ 内装薄塗材C
・ 外装薄塗材C
・ 内装薄塗材E
・ 内装薄塗材Si
・ 砂壁状
・ 着色骨材
・ 砂壁状
・ 砂壁状
※吹付け
・ ローラー
(15. 6. 1)(表15. 6. 1)(15. 6. 4)
名称 種類 仕上 工法 上塗り材
・ 厚付け仕上塗材
・ 外装厚塗材C
・ 外装厚塗材E
・ 複層仕上塗材
・ 複層塗材EG
・ 複層塗材SI
・ 複層塗材E
・ 複層塗材RE
・ 複層塗材RS
・ 模様吹き
・ 凸部処理
※吹付
・ ローラー
材料
・ アクリル樹脂
・ エポキシ樹脂
・ ウレタン樹脂
・ エポキシ樹脂
・ 光沢
※1色・2色
工事名称 沖縄県東部改良センター埋設管埋設工事 工事年度 令和 年度
工事場所 国頭村字安田1477番地 図面名称 仕様書2(既存)
発注機関 沖縄県知事 縮尺
概要 図面番号 A-19
管理建築士 設計 製図
検印 名称 株式会社m3那覇建築事務所
資格者氏名 川本 雅史
登録番号 一級建築士登録 第231814号
所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目5-101

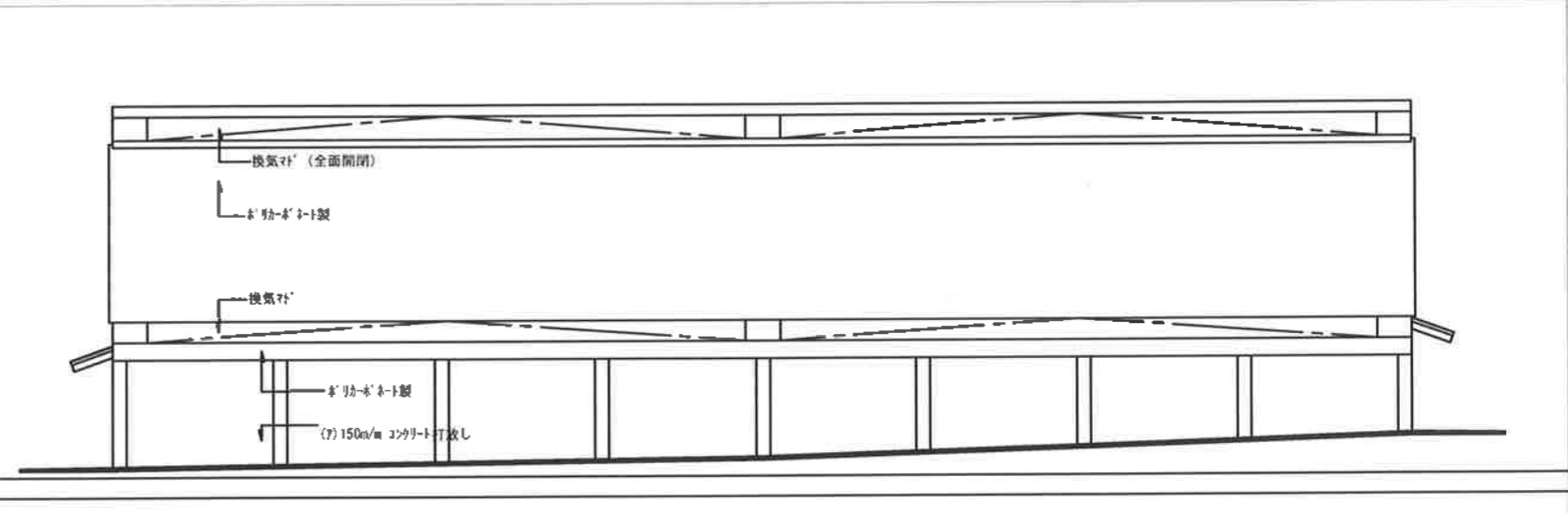


堆肥舎側溝変更平面図

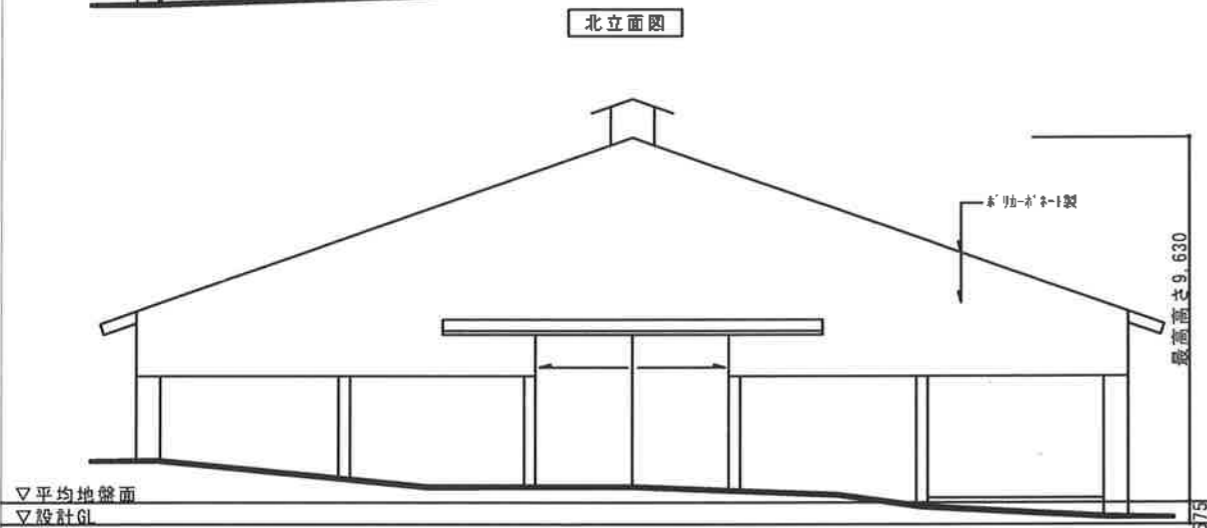
工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国原村字安田1477番地	図面名称	堆肥舎側溝変更平面図(既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:100 / A3 1:200
概要		図面番号	A-22
換印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社m3那覇建築事務所	
	資格取得者	川本 雅史	
	登録番号	一級建築士登録 第 231614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	



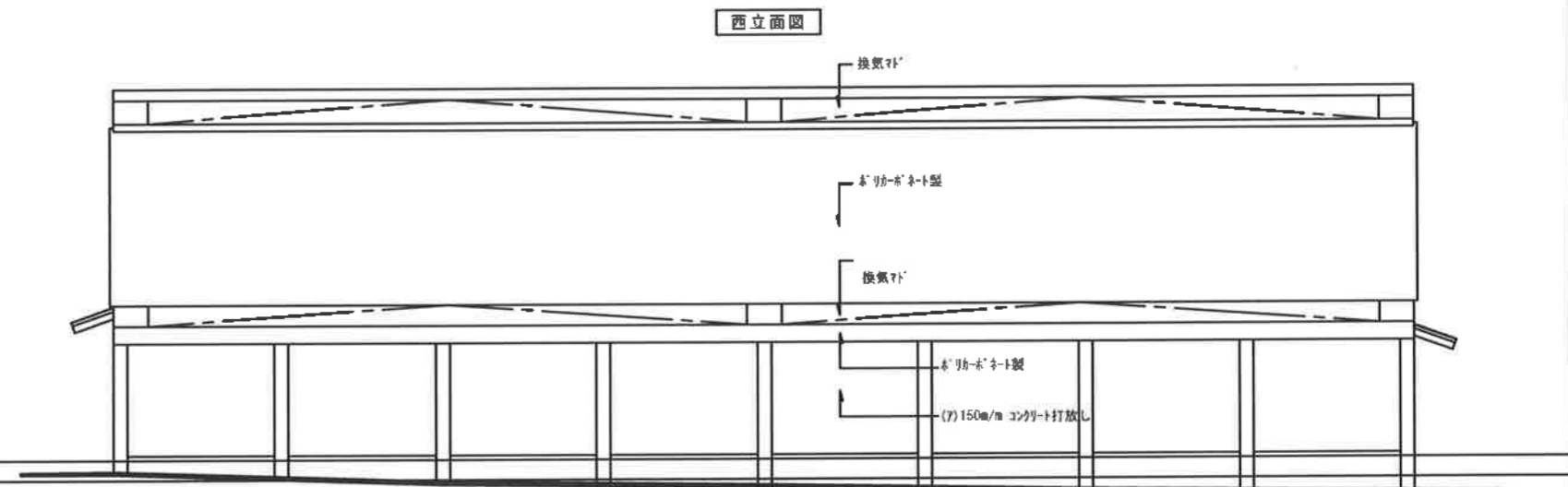
北立面図



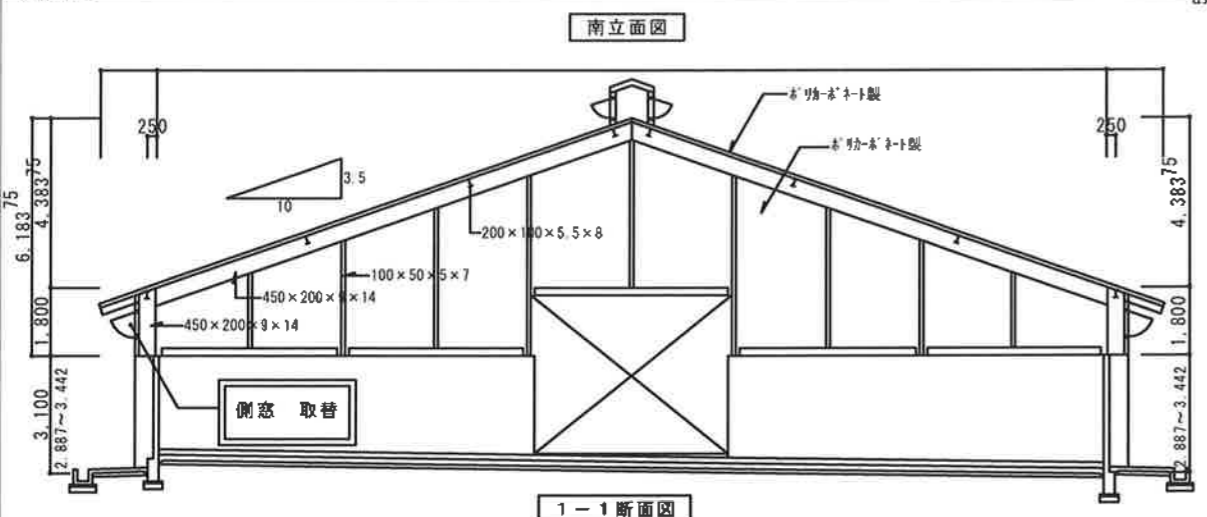
西立面図



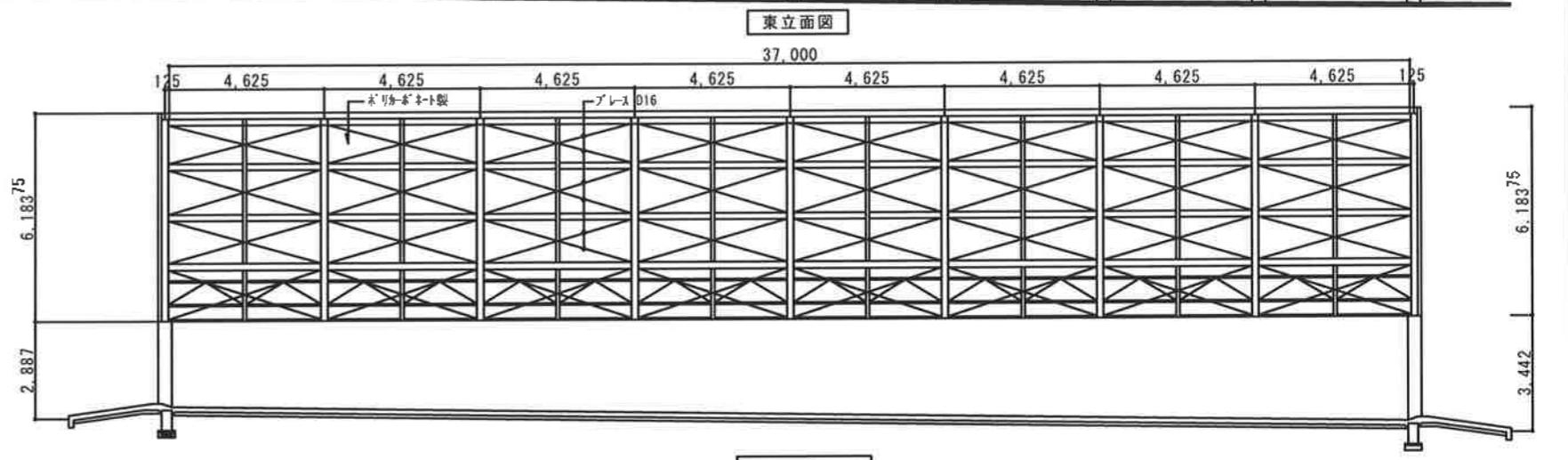
南立面図



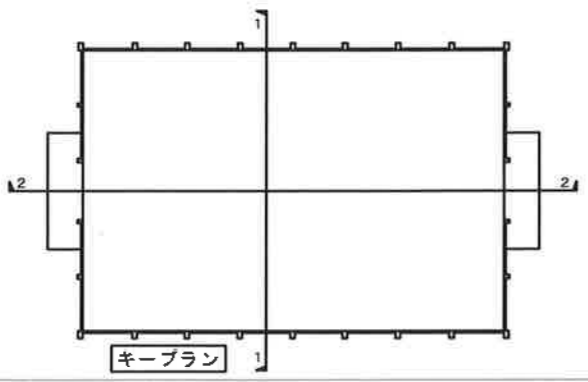
東立面図



1-1断面図



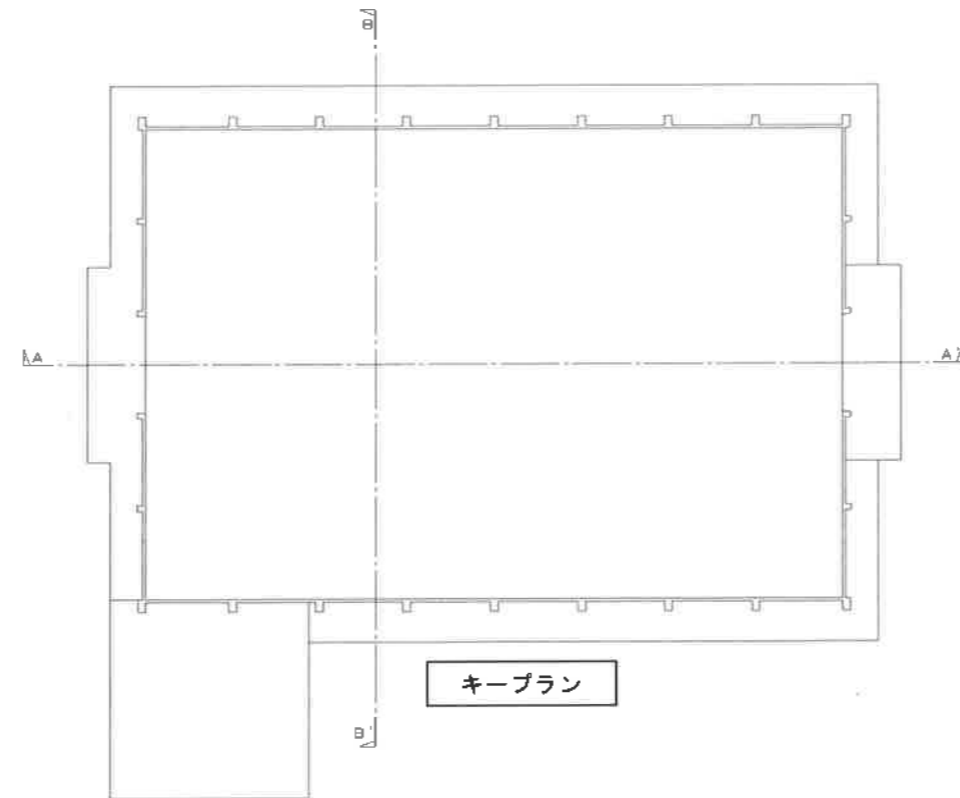
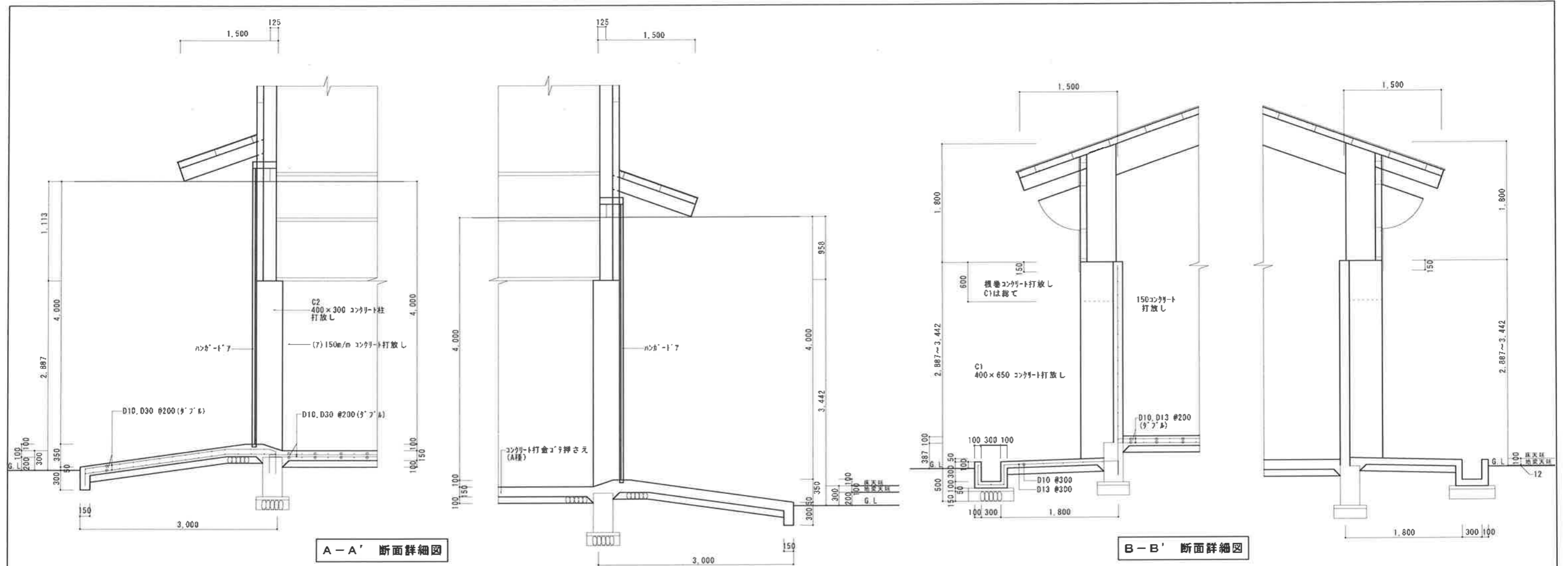
2-2断面図



キープラン

＝共通事項＝
 ※既存建物と概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて主要構造部の過半（1/2超）にわたり修繕する。
 →大規模な修繕に該当
 ※ブレース取替にあたり軽体の水平垂直を随時確認し、ブレースの張力について適正張力を発揮するよう施工する。
 ※屋根、壁パネル及び鋼製扉の仕様については、既存同等品を使用する。荷重変更はない。

工事名称	沖縄県東部改良センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	立面図・断面図（既存）
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:100 / A3 1:200
摘要		図面番号	A-23
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	株式会社m3那覇建築事務所
		資格氏名	川本 雅史
		登録番号	一級建築士登録第 231514 号
		所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101

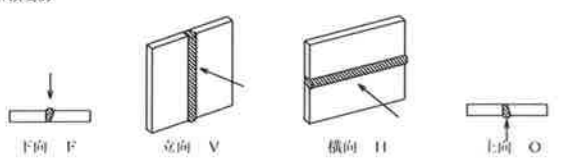
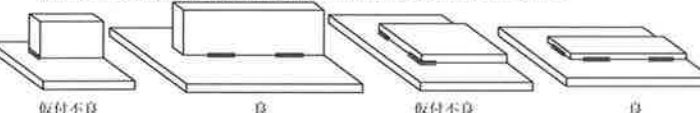

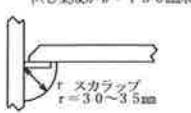


工事名称	沖縄県家畜改良センター地肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	断面詳細図 (既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:30 / A3 1:60
備考		図面番号	A-24
校印	管理建築士	設計	監理
	名称	株式会社m3那覇建築事務所	
	責任者氏名	川本 雅史	
	資格番号	一級建築士登録第 231614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	

鉄骨構造標準図(1)


※ 寸法は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 材料及び検査
 (a) 構造設計仕様による
 (b) 適用範囲は、鋼材を用いる工事に適用し、かつ鋼材の厚さが4.0mm以下のものとする
 (c) 社内検査結果の検査報告書には、鉄骨の寸法・精度及びその他の結果を添付する
- (2) 作業一般
 (a) 鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し、工事管理者の承認を得る
 (b) 鋼骨部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による
 (c) 高張力鋼の歪み矯正は、冷間矯正とする
- (3) 高力ボルト接合
 (a) 本編に使用するボルトと、仮組ボルトの併用はしてはならない
- (4) 溶接接合
 (a) 溶接技能者
 溶接技能者は施工に適合する「JIS Z 3801 (手溶接) 又は JIS Z 3841 (半自動溶接) の溶接技術検定試験に合格し、かつ、半年以上溶接に従事している者とする
- (b) 溶接機器
 (イ) 交流アーク溶接機 300A~500A (ニ) 炭酸ガスアーク半自動溶接機
 (ロ) アークエアークラウジング機 (直流) (ホ) 溶接電流を測定する電流計
 (ハ) サブマージアーク溶接機一式 (ヘ) 溶接防炎服
- (c) 溶接方法
 アーク手溶接 (MC) ガスシールドアーク半自動溶接 (GC)
 セルフ (ノンガス) シールドアーク半自動溶接 (NGC) アークエアークラウジング (AAG)
- (d) 溶接姿勢

- (e) 仮付溶接技能者は、原則として本工事に従事する者が行う
 (イ) 仮付位置
 仮付溶接は溶接の始、終端、隅角部など強度上、工作上、問題となり易い箇所は避ける

- (ロ) 突合せ溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する

- (イ) 溶接施工
 (イ) エンドタブ
 I) 突合せ溶接、部分溶込み溶接の内端部に母材と同厚で半開形状のエンドタブを取り付ける
 II) エンドタブの材質は、母材と同質とする
 III) エンドタブの長さは、MC: 3.5mm以上
 VGC, GC: 4.0mm以上とし特記なき場合は、溶接終了後、母材より1.0mm程度押し切して、グラインダー仕上げとする
 IV) プレス鋼板タブ、固形タブの使用については、資料を提出し設計者、又は工事管理者の承認を得る
 裏あて金
 材質は母材と同質材料とし厚さは手溶接で6mm、半自動溶接で9mm以上とする
- (ロ) スカーラップ半径は3.0~3.5mmとする
 積し突合せD=1.50mm未満の場合のスカラップはr=2.0mmとする

- (ニ) 裏はつり
 現場側の溶接においてAAGと記載のある部分は全て、溶接技能者の確認を厳し、部材に確認マークを付ける
- (ホ) 現場溶接の隅角部には、溶接に支障のない角材を準備する。又、隅角部を傷めない様に養生を行う
- (5) 塗装
 コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない

2. 溶接標準図 (注) t: 余量 G: ルート開隔 R: フェース S: 継長 単位 (mm)

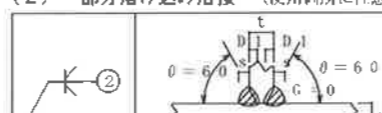
(1) スミ肉溶接



L ≤ 16mm	
L	7以下 8~10 11~13 14~16
S	6 7 10 12

- 厚し方溶接の場合はS=tとする
- tは1.1, 1.2の小さな方とする
- 余量は(1+0.1S)mm以下とする
- 軸力が加わる場合のSは母材と同等とすることが望ましい

(2) 部分溶け込み溶接 (硬川箇所は注意)



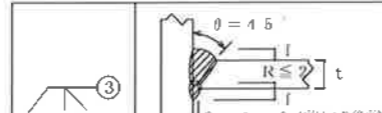
$D_1 \geq L/3$ $L/4 \leq S \leq 10mm$ $t \leq 1.1$

L	(>16mm)
溶接姿勢	F, V

- 隅部に補強すみ肉溶接を付加する

(3) 完全溶込み溶接 (平継手・T形継手)

③ $\theta = 45^\circ$

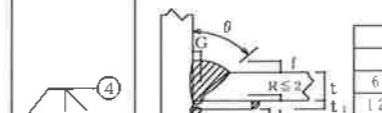


$r = L/4$

L	6 < L < 19mm
溶接姿勢	F, V

- 隅部に補強すみ肉溶接を付加する AAG

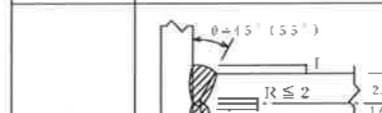
④ $\theta = 60^\circ$



$r = L/4$							
MC	NGC	GC					
t mm	θ	G	L	θ	G	L	
6 < L < 12	45	6	6	5	45	6	5
12 < L < 16	35	9	9	8	45	6	9
16 < L	35	9	9	8	35	9	8
溶接姿勢	F, V						

- 補強すみ肉溶接を付加する

⑤ $\theta = 45^\circ (55^\circ)$



$r = L/4$

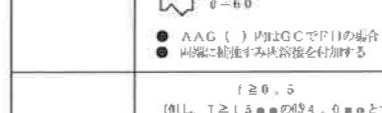
T形突合せ継手余量

のど厚 t mm	余量の高さ mm
L ≤ 4	1
4 < L ≤ 12	2
12 < L ≤ 19	3
19 < L	4

L	t ≥ 19mm
溶接姿勢	F, V

- AAG () 内はGCでFの場合
- 隅部に補強すみ肉溶接を付加する

⑥ $r \geq 0.5$ (但し、t ≥ 1.5mmの時4.0mmとする)

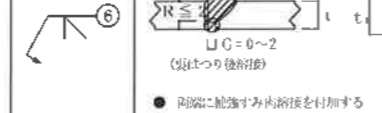


$a > 4mm$ の場合 (平継手で縦向き異なる時)

L	6 < L ≤ 19mm
溶接姿勢	F, V

- 隅部に補強すみ肉溶接を付加する

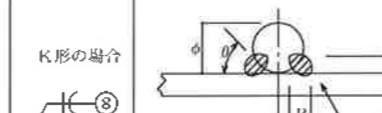
⑦ $r = t/4$



$r = t/4$							
MC	NGC	GC					
t mm	θ	G	L	θ	G	L	
6 < L < 12	45	6	6	5	45	6	5
12 < L < 19	35	9	9	8	45	6	9
19 < L	35	9	9	8	35	9	8
溶接姿勢	F, V						

(4) フレア溶接

K形の場合

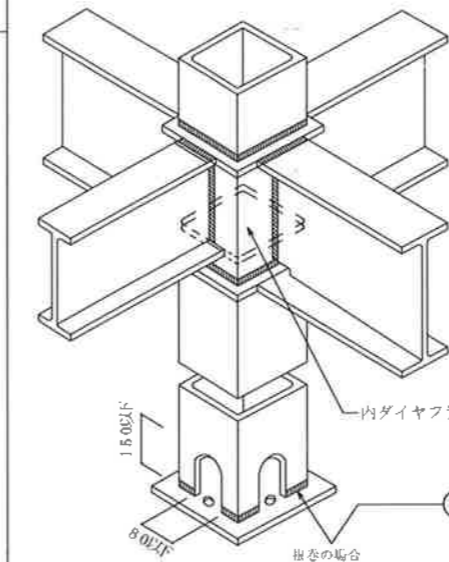


寸法 (mm)		
φ	B	S
9	7	4
13	8	4.5
16	9	5
19	10	6
22	11	7
25	12	8

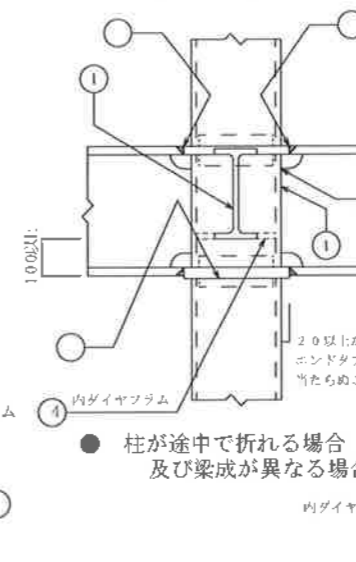
- フレア溶接は、鋼板に溶する全長とする
- 9mm~16mmは1パス以上、19mm以上は2パス以上とする
- 溶接角度は30°~40°とする

※ 溶接記号番号を○中に記入のこと

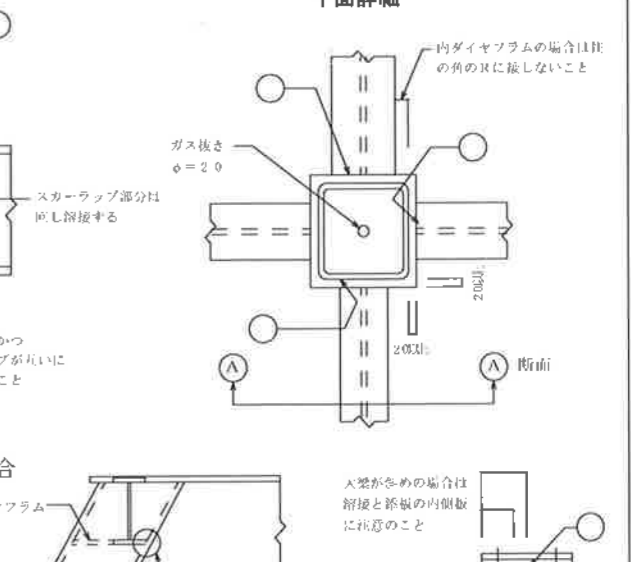
● BOX型 (通しダイヤフラムの場合)



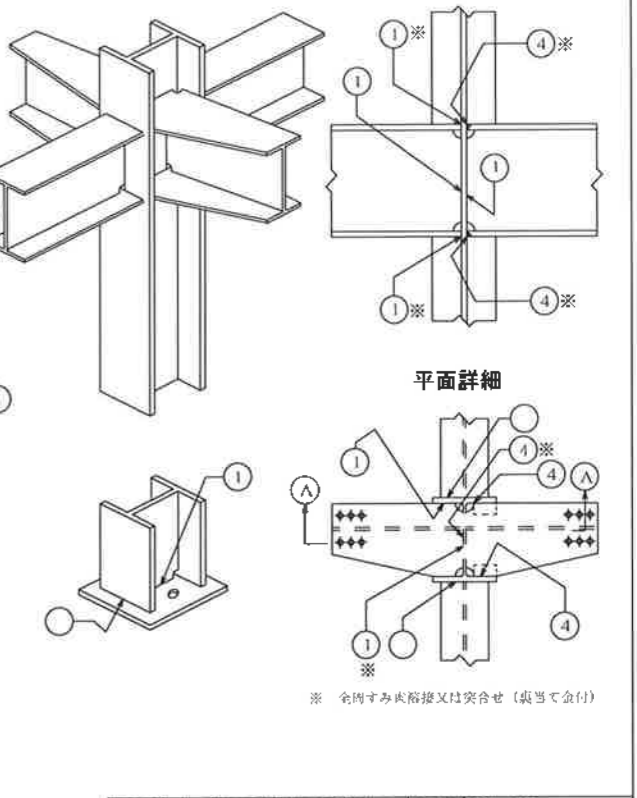
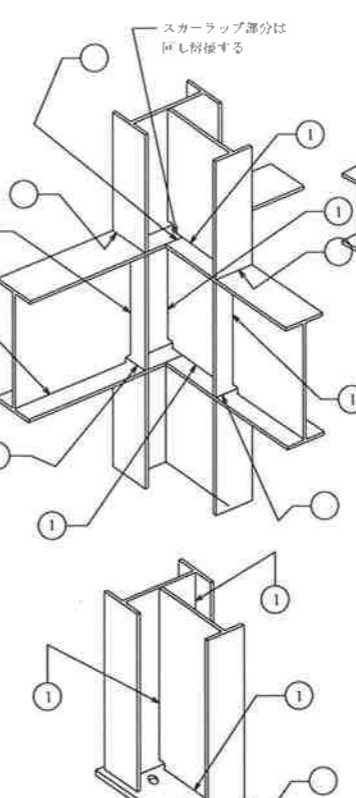
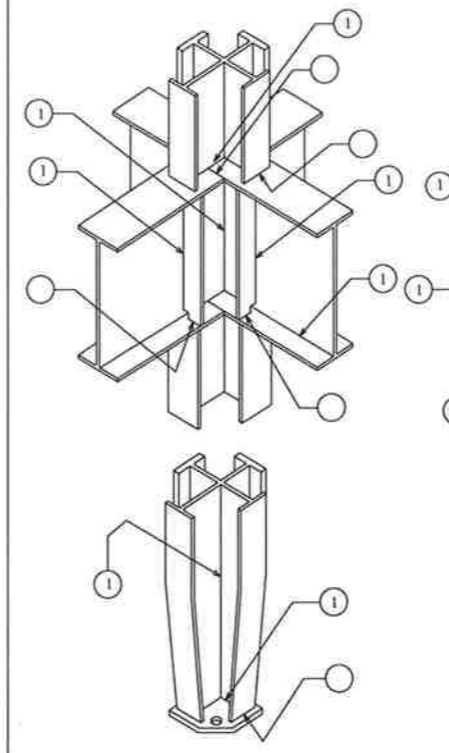
● 柱が途中で折れる場合及び梁成異なる場合



● B. H方式



● 中, H, H型



工事名称	沖縄県産業改良センター増設工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭科学館1417	図面名称	鉄骨構造標準図(1) (機序)
発注機関	沖縄県知事	規格	A-25
種別		図面番号	
管理建築士	設計	製図	
製図		名	株式会社m3建設事務所
		資格者氏名	川本 雅史
		登録番号	一級建築士登録 第231614号
		所在地	那覇市高田3丁目13-5-101

梁 リスト 1/30

種	符号 位置	01 全断面	02 全断面	01, 02 全断面	03 全断面	001 全断面	001 全断面
R	断面	I	I	I	I	I	I
	数値	H-450×200×8×14	H-168×125×6×9	H-200×100×5.5×8	H-100×60×5×7	H-200×100×5.5×8	H-200×100×5.5×9

柱 リスト 1/30

種	符号 位置	C1 全断面	*C1 全断面	*C2 全断面
1	断面	I	I	I
	数値	H-450×200×9×14	H-200×100×5.5×8	H-100×50×5×7

柱脚 リスト 1/30

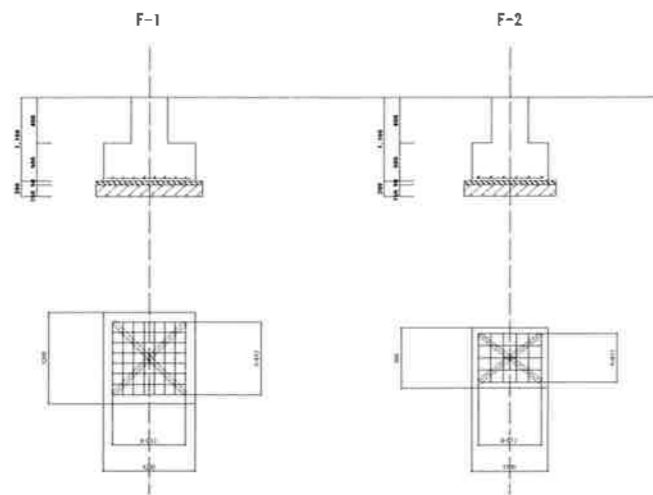
符号	01	*C1
主材	H-450×200×9×14	H-200×100×5.5×8
断面		
BASE	R-18×200×500S3411	R-16×150×250S3411
R.D.I.T	4-01918001	2-01613001
S.D.I.T	16-0191501	
備考		

継手 リスト 1/30

符号	J 1	J 2	J 3
主材	H-450×200×9×14	H-250×175×6×9	H-200×100×5.5×8
断面			
フランジ	2E-12×195×405 4E-12×70×405		
	14-020		
ウェブ	2E-6×250×105 4E-6×100	PL-6 2-016	PL-6 2-016
	2E-6×100	RC1	RC1.2
実寸	RC1	RC2	RC1.2

基礎 リスト 1/30

基礎 リスト 1/30



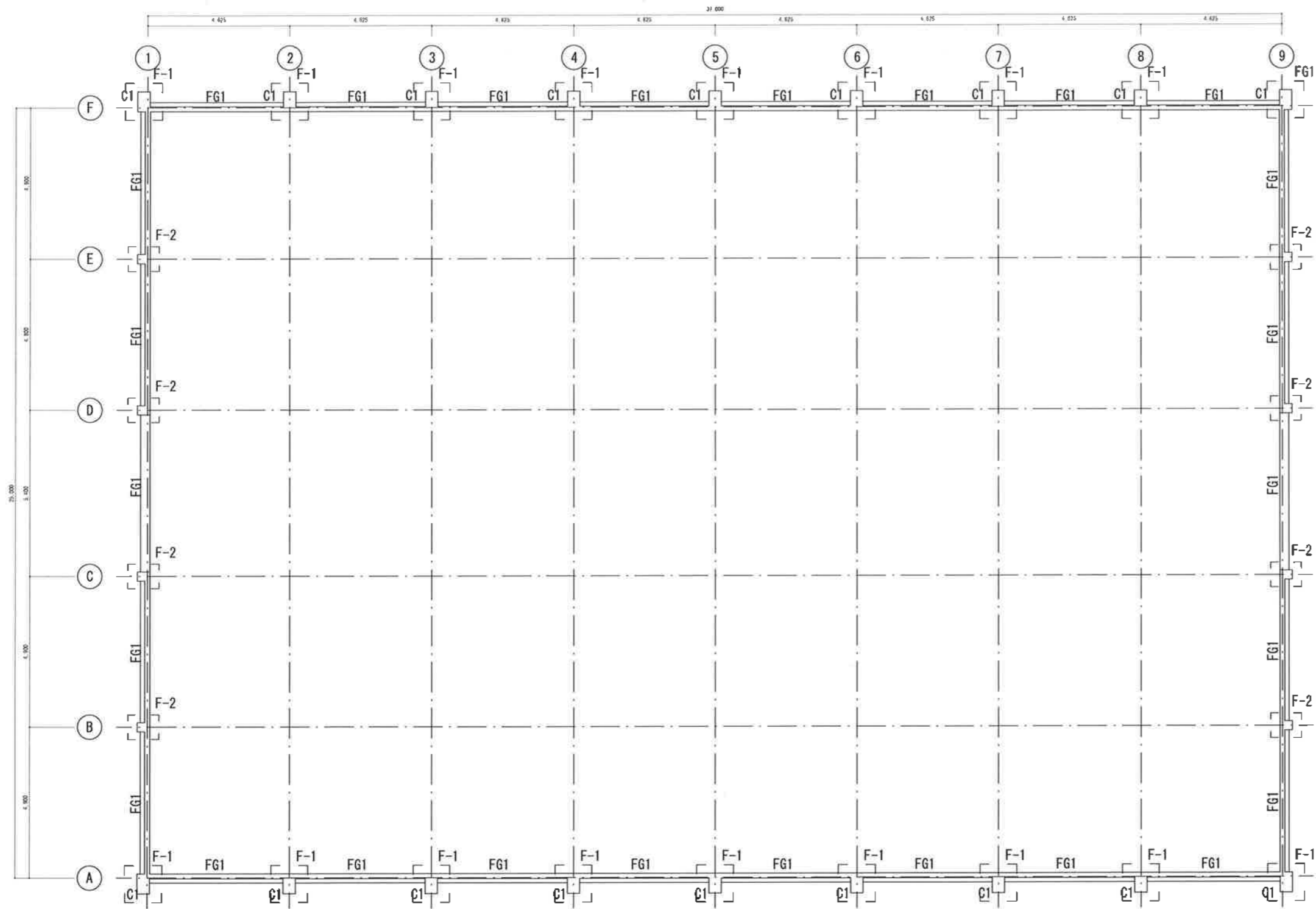
柱 リスト 1/30

種	符号	C1	*C1
1	断面	I	I
	B×D	480×650	408×380
	主筋	10-019	4-019
	アープ	C-010 @100	C-010 @100

基礎梁 リスト 1/30

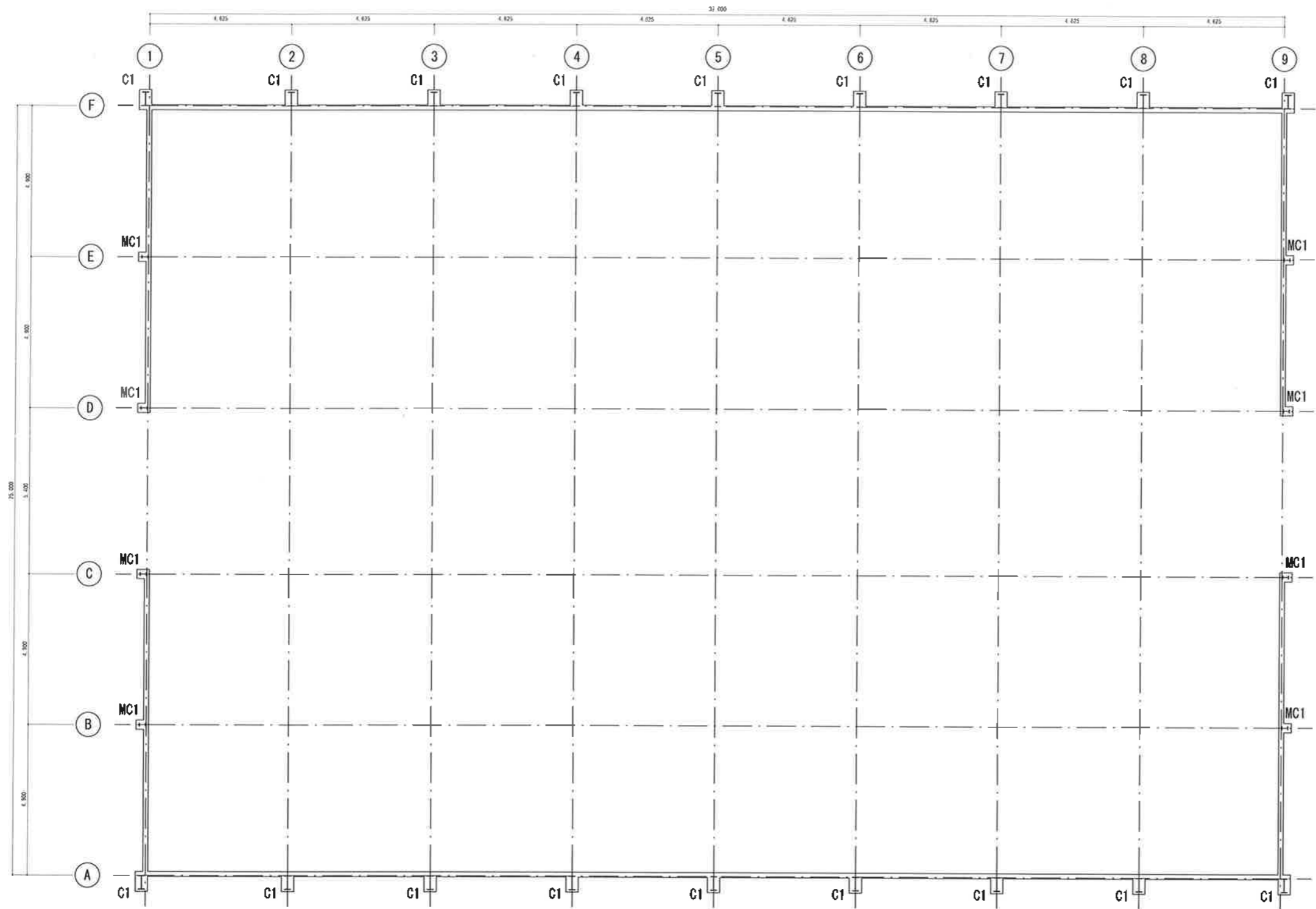
符号	*C1
位置	全断面
断面	
B×D	390×600
上筋筋	5-019
下筋筋	5-019
スターラップ	C-010 @200
編号	F-010

工事名称	沖縄県高改センター増設修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477	図面名称	リスト (既存)
発注機関	沖縄県庁	縮尺	
備考		図面番号	A-20
検印	管理監工	設計	製図
	資格者氏名	川本 雅史	設計者
	登録番号	一般地盤士登録 第231614号	所在地
	所在地	那覇市経路3丁目13-5-101	



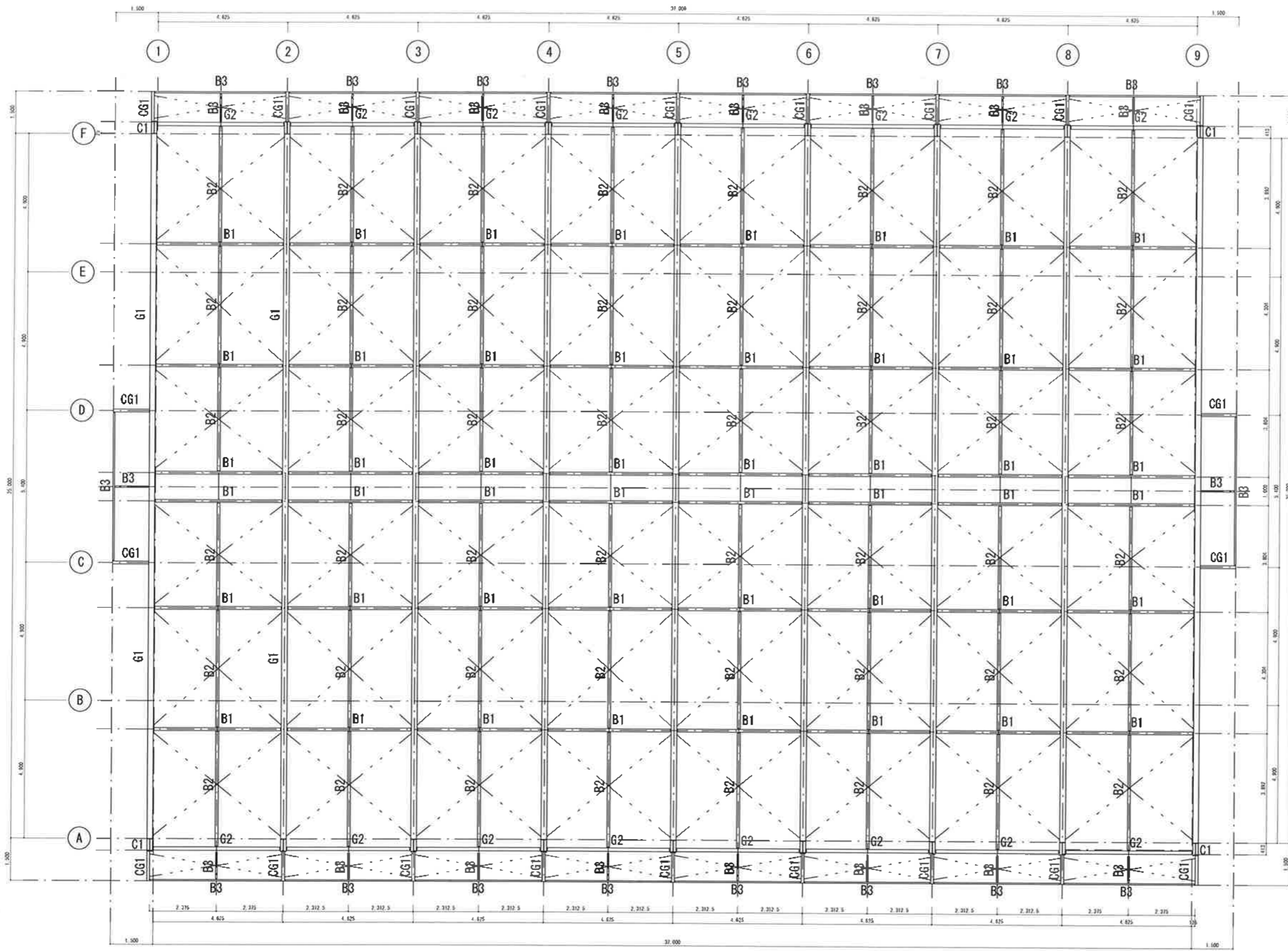
基礎伏図

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	基礎伏図 (既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:75 / A3 1:150
摘要		図面番号	A-29
検印	管理建築士	設計	監図
	名称	株式会社m3那覇建築事務所	
	実務者氏名	川本 雅史	
	登録番号	一級建築士登録 第 231614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	



柱脚伏図

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	柱脚伏図 (既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:75 / A3 1:150
摘要		図面番号	A-30
設計者	管理建築士	設計	製図
	名	株式会社m3那覇建築事務所	
	資格者氏名	川本 雅史	
検印		登録番号	一級建築士登録 第 231614 号
		所在地	沖縄県那覇市鶴岡3丁目13-5-101

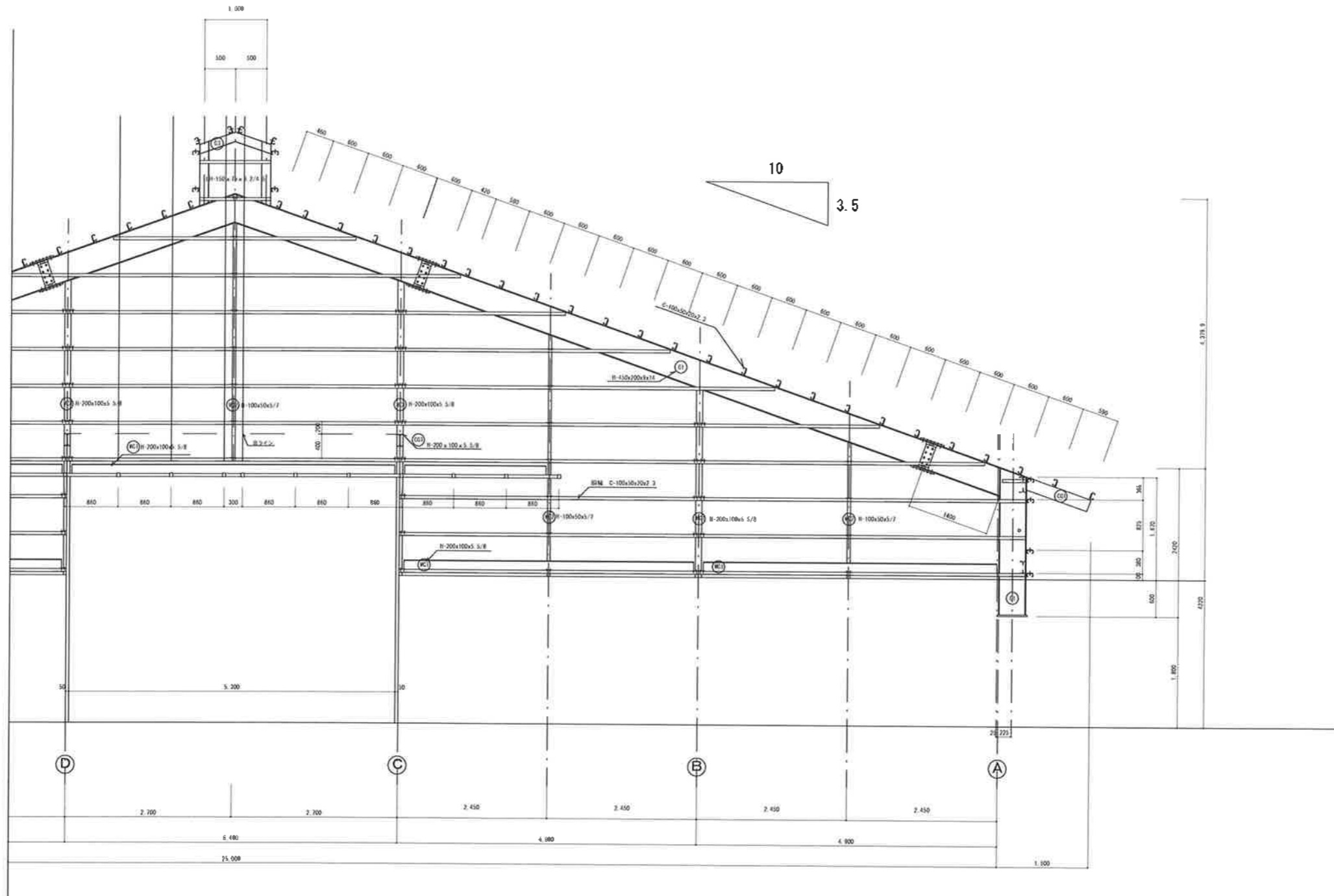


断面リスト

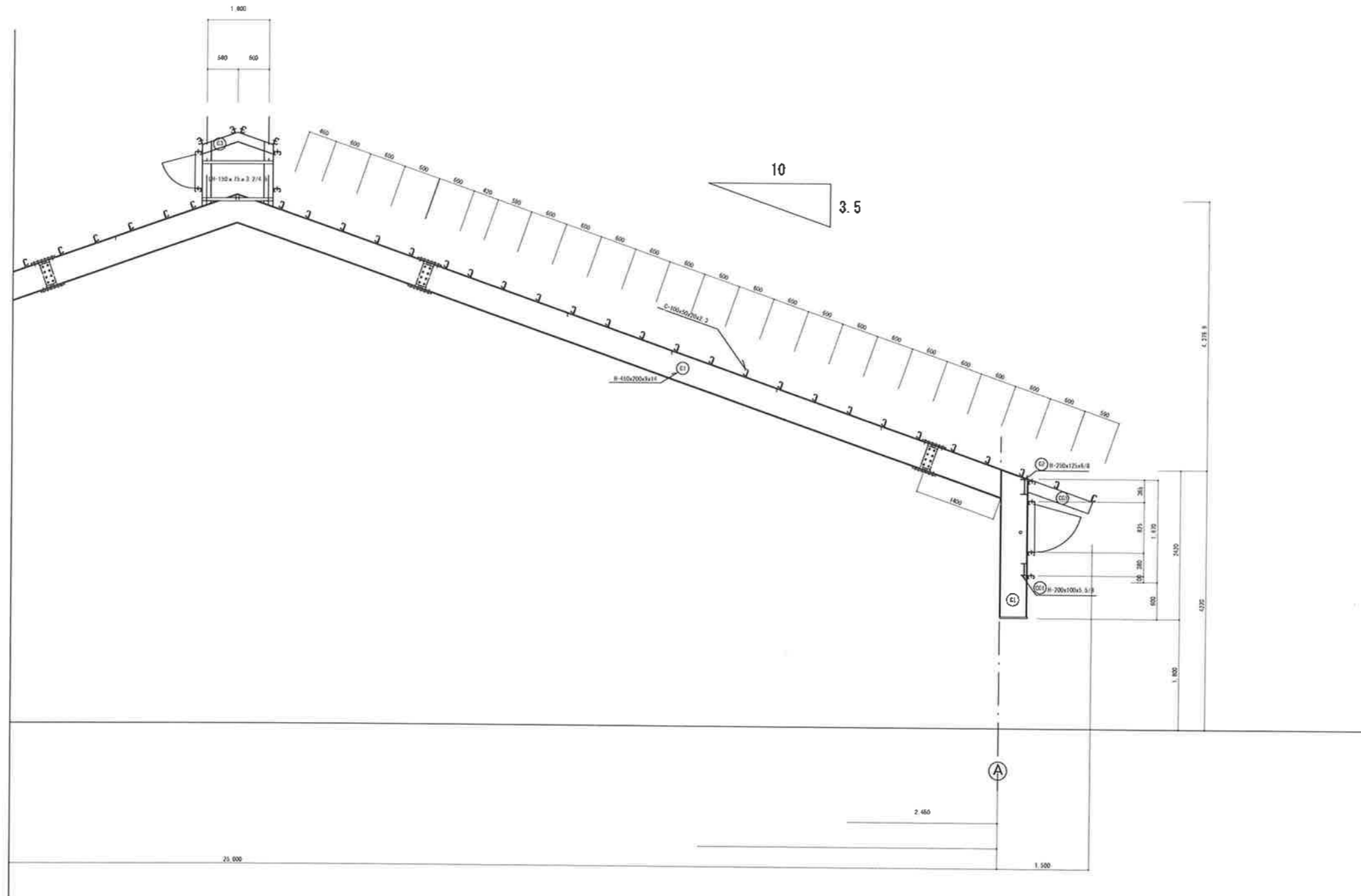
C1	H-450 x 200x9/14
NC1	H-200x100x5.5/8
NC2	H-100x50x5/7
G1	H-450x200x9/14
G2	H-250x125x6/9
MG1	H-200x100x5.5/8
CG1	H-200x100x5.5/8
B1	H-200x100x5.5/8
B2	H-200x100x5.5/8
B3	H-100x50x5/7
ブレース	D16
母屋	C-100x50x20x2.3@600
胴縁	C-100x50x20x2.3@900

屋根梁伏図

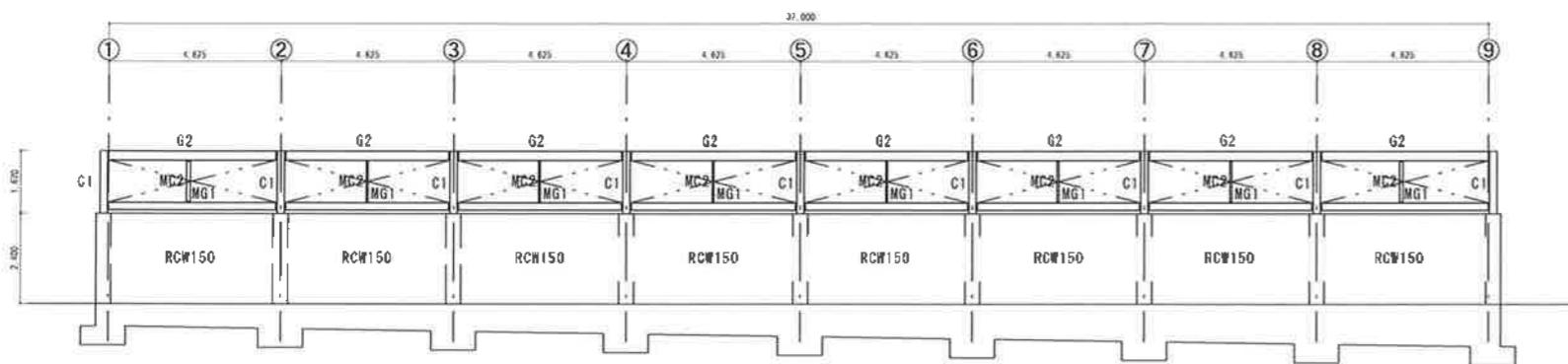
工事名称	沖縄県教育改良センター地盤整備工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国原村字安田1477番地	図面名称	屋根梁伏図 (既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1/75 / A3 1/150
摘要		図面番号	A-31
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	事務所 株式会社m3那覇建築事務所 資格者氏名 川本 雅史 資格番号 一級建築士登録第 231614 号 所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



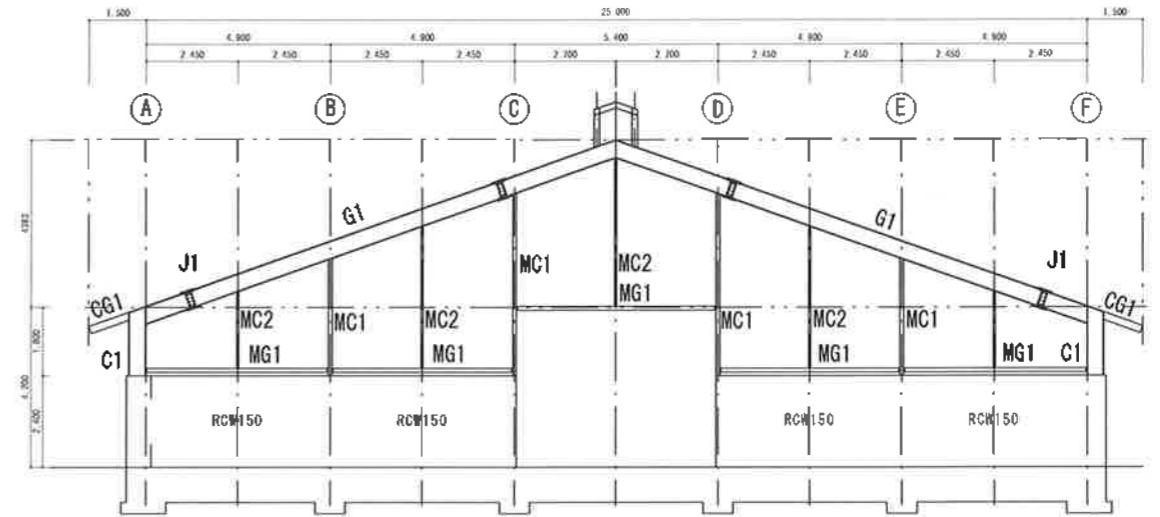
工事名称	沖縄県庁舎改修センター増築倉庫修繕工事	工事年度	令和 年度	
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	1 通軸組詳細図 (既存)	
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1.40 / A3 1:80	
備考		図番番号	A-32	
設計者	管理建築士	設計	監図	
	名 姓	株式会社m3湘南建築事務所		
	資格者氏名	川本 雅史		
	登録番号	一級建築士登録 第 231614 号		
検 印			所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101



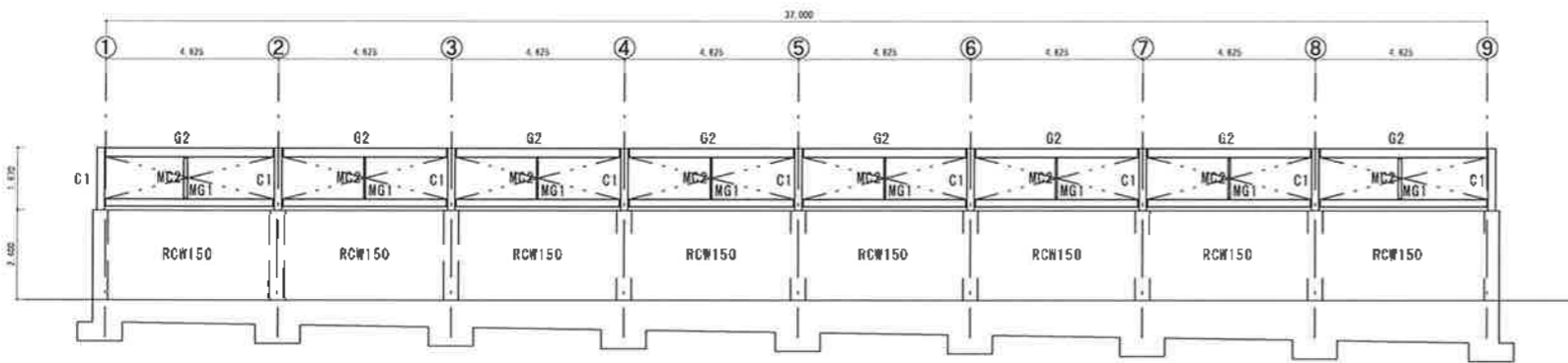
工事名称	沖縄県家畜改良センター地肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国原村字安田1477番地	図面名称	中間面軸組詳細図(既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:40 / A3 1:80
摘要		図面番号	A-33
検印	管理建築士	設計	監図
		設計者	株式会社m3那覇建築事務所
		資格者氏名	川本 聖史
		登録番号	一級建築士登録 第 231614 号
		所在地	沖縄県那覇市読海3丁目13-5-101



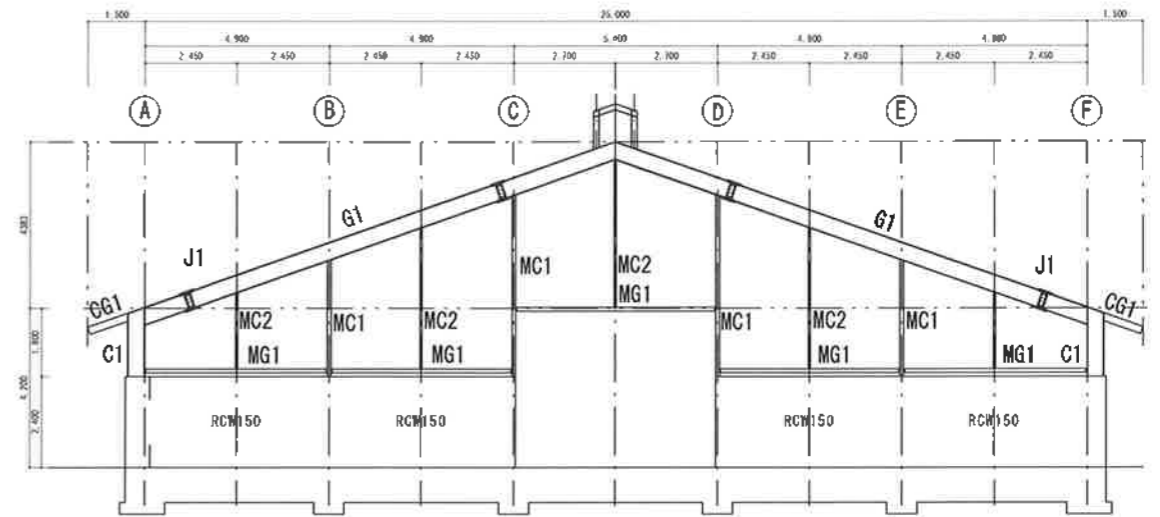
F通り軸組図



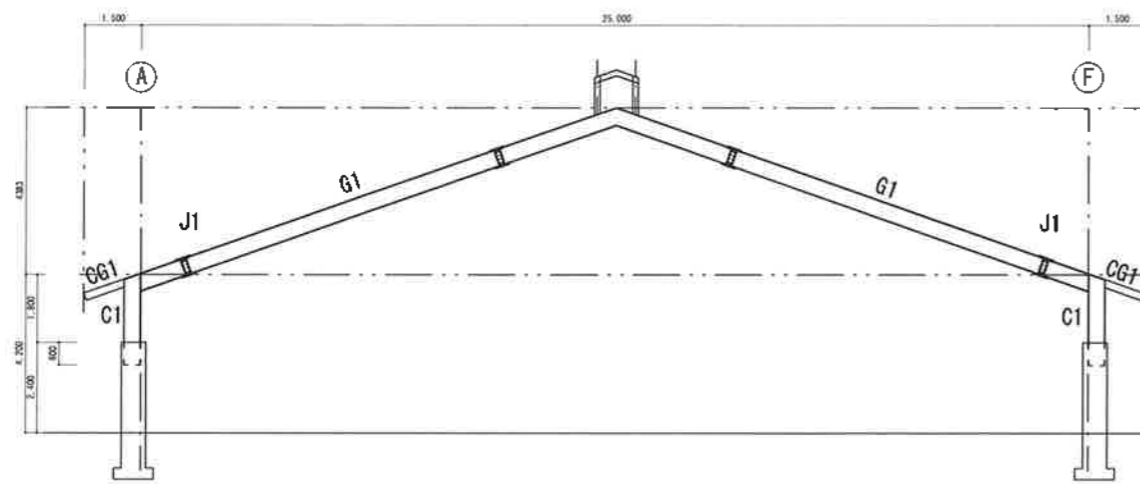
①通り軸組図



A通り軸組図



⑨通り軸組図



②～⑧通り軸組図

断面リスト

C1	H-450 x 200x9/14
MC1	H-200x100x5.5/8
MC2	H-100x50x5/7
G1	H-450x200x9/14
G2	H-250x125x6/9
MG1	H-200x100x5.5/8
CG1	H-200x100x5.5/8
B1	H-200x100x5.5/8
B2	H-200x100x5.5/8
B3	H-100x50x5/7
ブレース	D16
母屋	C-100x50x20x2.3@600
胴縁	C-100x50x20x2.3@900

工事名称	沖縄県家畜改良センター堆肥舎修繕工事	工事年度	令和 年度
工事場所	国頭村字安田1477番地	図面名称	軸組図 (既存)
発注機関	沖縄県知事	縮尺	A1 1:75 / A3 1:150
概要		図面番号	A-34
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社m3那覇建築事務所	
	資格者氏名	川本 雅史	
	登録番号	一級建築士登録 第 221614 号	
	所在地	沖縄県那覇市銘苅3丁目13-5-101	